

核時代30年目に迎える激動

世界の核と日本 1974年版

1974年8月31日

財 団 法 人

政 策 科 学 研 究 所

Institute for Policy Sciences, Japan

はじめに

全面核軍縮を希求するに際して、世界の核軍備の現実を直視し、分析することを怖れてはならない。「平和の研究は戦争の研究に始まる」というストックホルム国際平和研究所（SIPRI）の精神と同じ考えである。複雑な技術体系となつて、大国間の政治を支配し、世界中の国々の平和を脅かす核兵器を全面的に廃止させる為には「ノーモア広島」の精神ばかりで無く、更にこれを具体的な外交手段に転換して行く知識と手段を身につける必要がある。

私達の研究会が1972年以来引続いて、核問題を取り上げているのは、上記のような認識に立って、どうしたら「理想」を「現実」に変えることが出来るかを地道に追求したいと考えたからにほかならない。政策科学研究所の自主研究として、この試みは今後も引続いて進めて行きたいと考えている。

「世界の核と日本」1974年版は1973年の9月から、1974年8月までの1年間をほぼ対象としており、昨年8月に作られた1973年版に引続くものである。周知のように、この1年間には、10月の第4次中東戦争の爆発とそれに続くエネルギー危機、原子力平和利用への重点のシフト、オイル・ダラーの出現に伴う世界経済体制の再編成、5月に入ってからインドの核実験、6月にフランスの太平洋核実験、エジプトとイスラエルへ原子炉並びに濃縮ウランの供与、この間を通じて米ソ雪解け（*détente*）の奇妙な進展ぶり等極めて事が多かった。そして8月にはアメリカでニクソン大統領辞任劇が起きている。

戦後30年にわたって世界の秩序を規定していた幾つかの枠の変ほう、即ち軍事大国の支配力の低下と経済大国の神話への疑念などが相次いで表面化した1年であったとも言えるだろう。このような変動の時期を通じて、兵器として、或いはエネルギー源として核の位置づけには夫々大きな変化の徴候が現われている。今年の報告書はそのような変化に焦点を絞ってみた。

(主査)	今井隆吉	(科学評論家)
(委員)	石井 恂	(読売新聞論説委員)
	前田 寿	(上智大学教授)
	笠井章弘	(政策科学研究所)
(幹事)	竹下寿英	(政策科学研究所)

なお、研究に当って以下の方々の御意見を伺って参考にさせて頂いたことを感謝する。もちろん、この報告の内容、表現に関する責任はこの研究会のものである。

塚本勝一氏
当山慶三氏
久保卓也氏
高橋通敏氏
深海博明氏
木幡昭七氏
浜渦哲雄氏

目 次

第 1 章	序言と要約	1
1.1	この報告書の主眼点とその構成	1
1.2	戦争を支配する大枠の変化	3
1.3	インドの核の波紋	5
1.4	米ソの雪解けと核競争	7
1.5	激動の時代へ向って	10
第 2 章	インド核実験と核防条約	13
2.1	インドの核とエジプトの核	14
2.2	シリアとアルゼンチン	17
2.3	中国、フランス、英国	19
2.4	国際保障措置	20
2.5	日本と核防条約	23
第 3 章	アジアの軍事情勢とアジア安全保障	25
3.1	東南アジアの軍事情勢	25
3.2	インド洋をめぐる米ソの動向	30
3.3	朝鮮半島の軍事情勢	36
3.4	ソ連の「アジア集団安全保障体制」提案	40
第 4 章	各国の核軍備	45
4.1	概 要	45
4.2	アメリカ	45
4.2.1	米ソの戦略兵力の比較	45
4.2.2	アメリカの核戦略の変更	51
4.2.3	アメリカの戦略核戦力	55
4.2.4	戦術核兵器	58
4.3	ソ 連	60
4.4	中 国	64
4.5	フランス	67

4. 6	イギリス	69
第5章	軍縮問題	72
5. 1	戦略兵器の制限	72
5. 1. 1	1 攻撃兵器	72
5. 1. 2	2 防御兵器	73
5. 2	核実験の禁止	74
5. 2. 1	米ソ地下核実験制限条約	74
5. 2. 2	包括的核実験禁止問題	77
5. 3	その他	77
5. 3. 1	ヨーロッパの相互兵力削減	77
5. 3. 2	化学兵器の禁止	80
5. 3. 3	インド洋の平和地域化	83
第6章	原子力平和利用とエネルギー危機	85
6. 1	中東戦争の波紋	85
6. 2	世界の原子力発電	88
6. 3	原子力と放射線安全	91
6. 4	ウラン資源の将来	92
6. 5	ウランの濃縮	95
6. 6	再処理とプルトニウム抽出	98
6. 7	結 び	98
第7章	核に関する雑誌記事の内容分析	100
7. 1	核に関する内容分析の概要	100
7. 2	安全保障と軍縮・軍備規制に関する記事	106
7. 3	核戦略・核兵器開発に関する記事	107
7. 4	核実験に関する記事	109
7. 5	核の平和利用に関する記事	110
付	核に関する年表	112

第1章 序言と要約

1.1 この報告書の主眼点とその構成

1973年9月から1974年8月までの1年間には随分いろいろな出来事があった。そのいずれもが、単に局地的な事件であるに止まらず、戦後30年の世界秩序の枠組みを変えるような意味合いを持ち、それに従って、永い間米ソを中心として成り立っていた「核」に対する評価、ならびにこれからの世界における「核」の役割りを根本的に変えようとする徴候を示している。もちろん、世界の中での日本の立場を維持し、伸ばして行くに当って重大な影響を持つ事柄である。これらに対するわが国の反応の仕方には、依然として「核」を道徳的立場から批判する以上のものが余り目立たないことは残念である。激動する世界にあってわが国の国益を護り、軍事力に頼らずに安全保障を保って行くだけの国民外交が展開出来るのかどうかに危機の念を持たせるものがある。

第4次中東戦争の勃発からゴラン高原の兵力引離しに至るまでの経緯は、米ソ間のいわゆる雪解け (*détente*) がいかにひ弱な構造の上に成立っているかを示した。いっぽう、中東戦争の落し子である石油ショックは、世界中の人々をエネルギー問題と資源問題に関心を向けさせると同時に、原油価格の異常な高騰は既存の経済秩序に深刻な打撃を与え、これからの世界で「貿易収支」と「核の拡散防止」とではどちらに重点が置かれることになるのかといった疑念をさえ抱かせるようになってきた。インドの核実験はこのような拡散ムードに改めて火をつけた感がある。米ソ両国の間で、いわゆる「核の質的エスカレーション」はますます激しさを加え、いっぽうインド洋の制覇権をめぐる両国の葛藤や、10月24日にニクソン大統領が命じた全軍アラートは両国間の危険な「瀬戸際ゲーム」がまだ了ったわけでは無いことを示している。このような問題点を、報告書は6つの章に分けて分析した。

第2章はインドの核実験と核拡散とをとり上げて、わが国の核拡散防止条約批准問題に及んでいる。国連安保理事会の恒久メンバー5カ国による永い間の核独占が破れ、インドという開発途上国が核を保有するに至ったことは、如何に以前から予想された事態とはいえ、そのインパクトは大きい。その影響は今後長い期間にわたって尾を引くであろう。

第3章が取扱ったのはアジアの軍事情勢とアジア安全保障である。ヨーロッパを中心と

するいわゆる東西対立のパターンをそのまま適用して、この1年間の変動がアジアに及ぼした影響を評価することは出来ない。アジアという単一区域が存在するわけではないし、多くの国にとっては統一国家の実体を維持するといいわば「核」以前の問題がある。資源ナショナリズムにしても、天然資源に比較的乏しいアジア諸国にとっては問題を一層複雑にした感が強い。

第4章は主要国の核兵器保有状況について、この1年間の技術進歩を中心に描写している。米ソの間で如何に兵器技術の競争がエスカレートを続けているか、真の意味の核軍縮が如何に見棄てられているかを見てとることが出来る。1974年初頭に明らかにされたアメリカの核戦略転換は、戦後長い間唱えられていた「核の傘」のクレディビリティが大巾に低下していることの証左でもある。中国、フランス、イギリスの核も核実験の繰返しを通じて次第に有効性を高めつつある。

第5章でとり上げたのは、米ソを中心とする核軍縮の動きに関する問題である。「軍縮」という言葉を不用意に使うことの不適当さは、例えば米ソ間の戦略兵器制限交渉(SALT)が軍縮というよりは実際には両国間で全面核戦争が起きるチャンスを軽減させる、いわゆる軍備管理(Arms Control)の手段であり、現実には核戦力の強化を招いている事実からも知ることが出来る。ヨーロッパを中心とする「全欧安保」「兵力相互削減」にもそのようなニュアンスが見られる。

第6章では原子力平和利用の進展状況に目を当てた。石油危機以来、エネルギー源として石油以外の安定した資源の供給を求める動きが強まり、石油価格の異常な高騰は原子力への切換えムードを強化した。核の平和利用技術の拡散が核兵器の潜在能力の高まりを招くという単純な論理ばかりでなく、変動する社会の中に核という新しい技術がうまく定着することがまだ成功せず、いろいろと新しいコンフリクトを招いている。石油価格の高騰が世界の経済秩序を如何ように再編成するのか、まだその結果はわかっていない。巨額のオイル・ダラーと貿易収支の新しい平衡化は輸出アイテムとして核技術と(核を含めた)兵器貿易という別次元の問題を生み出している。

第7章では今年の報告の新しい試みとして、主な総合雑誌と週刊誌にあらわれた核関係の論文並びに記事の統計を調べてみた。例えば、インドの核実験の意義をまともに論評した試みは数少なく、「核拡散の危険高まる」といったきまり文句ふうな解説が散見したに

過ぎないことなどが明らかになった。決まった論評パターンを外れて、核のグローバルな意義を冷静に評価し、核軍縮に向ってわが国の外交姿勢を正して行くといった論文の少なさは、わが国における核問題の認識が、いまだに広島と長崎のイメージに大きく依存している実体を如実に示しているかのようである。

1.2 戦後を支配する大枠の変化

軍事大国による世界の分割支配とその中における核の役割、経済大国のステータス達成とそれに象徴される生活水準の向上、科学技術が組織化されて発揮する巨大な力、これらを戦後の世界のあり方を規定していた本柱と考えるならば、そのいずれについても、昔日の権威はもはや認められない。

このような変化がある日突然訪れるのではないことはいうまでも無い。徴候があらわれてから変革が完了するまでには長い時間がかかるのが普通である。むしろ、変化に要する時間があまりにも長い過程を伴うため、その真只中に身を置いている時にはかえって変化そのものに気付かず、後になって気が付いて、変革の度合いの大きさに驚いたりする。

そのような変革の一例が石油価格の高騰に付随して齎らされつつあるようだ。

原油の公示価格が1973年1月の2.59ドルから、1年後には11.65ドル（アラビアライト、1バーレル当り価格）に急上昇したことはたとえば次のような事態を作り出した。

i) O P E C 諸国に巨大な収入をもたらし、1980年には投資可能な余剰資金は累積5000億ドルにも達すると言われる。

ii) 先進工業諸国が如何にエネルギー節約と新資源開発に努力してみても、石油の大巾輸入は今後も避けがたくこれに相当するだけの製品をO P E C 諸国に輸出することは不可能である。いわゆる第4世界の国々に引続いて、先進工業国の幾つかは破産状態に追い込まれるか、生活水準の段階的低下を覚悟せざるを得ない。

iii) 先進国からの技術援助を受けて次第に工業水準を高め、国民の生活水準を向上させるという手続きを踏まずとも、先進国の工業製品を好きなだけ自由に入入れることが出来る国々が擡頭しつつある。生活水準の向上と並んで、最新式の兵器の購入は既に流行のきざしを見せ、貿易収支に悩む先進諸国はむしろ喜んでこれに応じようとする構えである。

いわゆるオイルダラーの出現が世界経済を最終的にどのような形で均衡させることになるのかは、今日のところ未だ完全に見通されているわけではなく、ことに日本のように無資源の工業国の置かれている条件についてはわからないことが多い。しかし、一般論として言えることは、先進国、後進国という言葉の内容が次第にあいまいになって行くことであろう。科学技術水準の高さと、それに伴う高い生産性が工業先進国の存在意義を規定していた従来のパターンに代って、たまたま石油という天然資源を多量に地下に埋蔵していた偶然が、工業化の手続きいっさいを省略して、全く新しいスタイルの先進国を生み出しつつあるのかも知れない。この意味での経済秩序の崩壊は、もし実現すれば、国際社会の価値観を大きく変える出来事であり、当然のこととして、核に対する価値観の変革をも齎らすであろう。

その内容を具体的に予測することまでは難しくとも、幾つかの可能性について以下のように例示することができる。

- a. 新「先進国」は国の威信を高める手段として、核兵器の保有を、工業化 → 原子力の核燃料サイクル樹立 → 原爆の製造 という面倒な手続きを経ずに、いきなり、しかも運搬兵器とこみで、購入しようとするかも知れない。既にイランやサウジアラビアによる超音速戦闘機の多量買付けや、原子力発電所の購入の姿勢の中に、そのような怖ろしい可能性を見出す人々もある。
- b. 従来の工業先進国の中には、国防体制を維持する為の軍事費支出に耐えられない国が出現するであろう。或程度以上の原子力産業の基盤を持つ国にとっては、原爆の保有こそ一番安上がりな防衛手段だと考える人々が増えるかも知れない。
- c.それほど即物的な変化が早急に生じないとしても、従来大国の核保有と、核の傘の組み合わせによって作り出されていた秩序とその権威は新しい「先進国」に対して無力に近いことは明らかであろう。大きな社会的変革が軍事力を通じてではなく、価値システムの社会的変化の結果として生まれることに対しては、核をもってこれに対処することは出来ない。核攻撃の脅迫を通じて原油価格を下げさせるような方式は当然不可能である。

このように考えると、石油危機が齎した価値観の変動は単にOPEC諸国と核保有国の相互関係の規定の仕方を変えるに止まらず、全世界における核の秩序全体を変化させる

ほどの大きさの問題である。前にも述べたように、変化の全ディメンションを見通し、予測することは今はまだ不可能であるが、とにかく、われわれが大きな変動の時代の第一年目に身を置いているとの認識は否定することが出来ない。

1.3 インドの核の波紋

インドの核実験がわが国に大きなショックを与えたには違いないが、そのこと自体としての軍事的意義はそれほど大きいとは思えない。むしろ、前節で言及したような世界的な価値観の変化といった背景に照らした時、初めてその意味するところが正しく把握されるのであろう。

インドが西南アジア随一の工業国であり、イギリス統治時代の伝統を受けついで「近代化を伴わない工業先進国」であるという事実をベースにすれば、15年に及ぶ原子力開発の歴史の上で「地下核爆発」の実験に成功したことは当然、予期されて然る可きことであつた。ごく限られた数の科学者が秘密裡に動員されてマンハッタン計画に従事していた30年前の姿に比べて、今日では核分裂の仕組みやプルトニウム生産の原理は小学校の教科書にも載せられているくらい一般化した知識である。導入が主体とは言え、インドが今日所有している技術は、プルトニウム原爆に関する限りマンハッタン計画当時のアメリカを超えているのであるから、今年5月の核実験はそれ自体決して驚くには当らない。

原子力発電の普及と関連して核の技術が全世界に拡がり、それと共に潜在核能力が拡散することはずいぶん以前から予期されていた。このような事態に政治的、技術的手段を用いて対処することが、核拡散防止条約の目標の一つであつた。同時に核防の体制だけでもってあらゆる事態に対応出来るわけでは無いことが認識され、いわゆる「単一原爆の問題 (Single Bomb Problem)」と「未実験原爆の問題 (Untested Bomb Problem)」に対する警告が発せられていた。後者は、実際に核実験を実施はしないので、核能力保有の具体的証拠は無いが、核兵器を保有しているらしいと疑うに足る充分なジェスチャーを何等かの形で提示することにより、周辺諸国に対する軍事的威圧を加える場合である。最近では、イスラエルがこのカテゴリーに属そうとする様相を強めている。

インドの場合は典型的な Single Bomb Problem である。

1) その技術能力と工業水準からおして、インドが有効な核兵器を相当数保有して有意

な核戦力となるにはまだ時間がかかりそうである。しかし、周辺諸国に対する軍事的威信の増大、国境防衛力の心理効果などは明らかである。

ii) 濃縮ウランの研究はしていないことに加え、インド経済の基盤の弱さを考えると、水爆を保有し、これを長距離ミサイルで運搬する能力を身につけて世界的な核戦力の均衡に影響力を持つようになるとは到底考えられない。

iii) インドの核実験を契機として、幾つかの国々が同様に核保有を目指す政策を明らかにした。これと同時に核の拡散に対する警戒の声も高まり、インド自体に対して何等かの制裁的措置をとる可きことも論議された。但し、いずれも具体的な結果を作り出す様相は見られていない。

この第3のポイントについては幾つかの点に注目することが出来る。総体的な効果としては、インドという第3世界の開発途上国が核能力を持つようになり、多くの国々に核保有の可能性を改めて再認識させながら、しかもそれが事態の急展開という形をとりそうも無い為に、この程度の低レベルの核がなし崩しに受入れられる心理的土壌を作り出している。前節の先進国の定義の変更とも関連して、今後に大きな問題を残しそうなのはこの点である。

実際問題として原子力の技術開発においてインドの水準に達している国は開発途上国の中には他に無い。一般の工業水準、或いは観点を変えて、兵器産業の水準をとりあげても、殆んどの開発途上国はインドほどの国産能力を持っていない。パキスタンやエジプトがいかに核保有を望んでも、達成への道ははなはだ遠いと思わざるを得ないだろう。従って、インドの核実験一つによって、直ちに世界的な核拡散が始まるかの如き印象を持つことは間違いである。しかし、いっぽうでエネルギー問題のインパクトを受けて、原子力発電所の数は世界中を通じて増大しそうな気配である。ことに工業化を目指す開発途上国にとっては、高価な石油を輸入するよりは他のエネルギー源を探し求めることになるかも知れず、これが長い間には核の技術能力の拡散につながる可能性も否定出来ない。その意味では、一般の工業水準が高く、原子力発電からインド方式の核保有につながる可能性が高いのは、少なくともアジアに限る限り、台湾と朝鮮半島であることは日本にとって到底無視し得ない状況である。周知のように、この2つの地域はアジア安全保障の体系の中で、グローバルなインプリケーションが最も強く、それだけに核兵器へのインセンティブが或意味では十分考えられる場所である。

インドの核実験に対する抗議は各国から聞かれたが、具体的な行動に踏み切ったところは無かったといつて良い。インドに重水炉技術を提供したカナダが今回の事態にかなり慌てて強い反応を示したことは事実である。しかし他の主要国の反応は、米ソのそれを含めていずれも通り一遍の域を出ていない。インドにとって最も重大な経済援助が従来通り継続されていることは、今回のインドの行動に対して、みせしめの為の制裁を加えようとする本当の動きは無かったことを示している。実際問題として、インド洋の覇権を争い、インド亜大陸での政治的影響力を競い、しかも自からは核兵器の技術開発を急ピッチで進めている米ソ両国がいまさらインドの核に実質的制裁を加えるような政策を採用するとは考えにくいであろう。同じことはフランスの太平洋核実験に対する抗議が、フランスをして実験中止を決意させるほどの強さのものに決してならないでいる状況についても言うことが出来る。

このように、インドの核実験は、今までは工業先進国、軍事大国に限られていた核保有が、開発途上国にとっても可能となったとの点で非常に大きな象徴的意味を有する。現実の軍事的、或いは政治的影響は局地的なものに限られる見通しではあるが、このような象徴的出来事に対して、核拡散の防止を望む勢力が何一つ「象徴的に有効な」手段がとれず、むしろ事態をなし崩しに受入れる結果となったことが、これからの国際政治の中で長く尾を引く結果になるのではあるまいか。たまたま、石油問題に端を発して、先進国対後進国のイメージそのものにも変化が現われようとしている時だけに、このことの意味は決して過少評価してはならない。

1.4 米ソの雪解けと核競争

いわゆる雪解け (détente) について、アメリカとソ連では解釈に違いがあることが第4次中東戦争を通じて明らかにされた。ソ連はアラブ側に対して武器援助を続行し、エジプト第3軍の不利に際してはソ連軍投入の可能性をアメリカに通告した。NATO諸国がこの問題について示した態度も興味深い。トルコはソ連援助機の上空通過を許容し、またNATO軍はアメリカによる軍事物資のエアリフトに必要な施設の提供を拒否した。10月24日の米軍アラートがNATO諸国への事前通告無しに行なわれたことに対する反感もたいへんなものであった。

このように、*détente* の内容は主としてヨーロッパを戦場とする東西対立に関するものと解釈され、この為逆に各国は従来の統一ある政治的行動を離れて、夫々独自の政治的判断に基づいて行動する自由度を増したのだということが出来る。これと同時に明らかとなったことは、米ソ両国が如何なる意味でも軍事的対立のリスクを冒すことは出来なくなった点である。中東戦争がアラブにとって不利な局面の展開を見せるのと同時に、ブレジネフ書記長がキッシンジャー国務長官の来訪を求めて、停戦の協議に入り、キッシンジャー長官が精力的にイスラエルとシリアの停戦に努力したことは、米ソいずれの超大国にとっても局地的紛争を両国の表立った対立に持込むことが出来なくなった事情を示している。

「軍事的 2 極化、政治的多極化」ということはかねてから言われているが、「雪解け」の進展が政治の面では各国の行動様式を以前に比べてはるかに複雑なものとしていることは否めない。この点をより具体的に表明する事柄として次の諸点をあげることが出来る。

i) 戦略兵器制限交渉 (SALT) の遅れ。 SALT-1 の合意をより具体的にする為の交渉は米ソの間で継続的に進められて来たが、見る可き成果には到らなかった。1974 年 7 月にニクソン大統領がモスクワ訪問中に締結された「地下核実験を 1 年 8 カ月後から、且つ、150 キロトン以上のものに限り禁止する」協定は極めて中途半端であり、世界的な核軍縮の推進にはかえってマイナスの面すらあるのではないかと評価されている。これは禁止規定が米ソの核開発には殆んど影響せず、むしろ禁止が有効となる 1976 年まで両国の地下実験のピッチが上るのではないかと見られる為である。要するに、米ソは自分たち本位の軍備管理 (Arms Control) を進めているのであって、核軍縮への努力はいつかにしていないとの批判である。これは ABM (ミサイル防御兵器) に関する合意についても同様に言える。

ii) 攻撃用核兵器の技術進歩。 ソ連が MIRV 化 (多重核弾頭) の技術をマスターして、SS18, SS19 などの超大型 ICBM の開発と共に、破壊力においても、運搬重量 (Throw Weight) においても、弾頭数においてもアメリカを上回る様相を示したことは、アメリカの国防当局者にとって大きな脅威として受取られている。1975 年度の米国防予算は平時であるにも拘わらず史上最大の規模に達し (但しインフレ要因を考慮すれば別である) 有人爆撃機 B-1, 新型潜水艦 TRIDENT, 新 ICBM の MX などの開発に精力的に取り組んでいる。米ソの *détente* の成立によって、両者の核兵器競争のエスカレー

ションは全然低下の傾向を見せていない。

iii) 核の傘のクレジビリティとアメリカの新戦略。 米ソの間では局所的な軍事的対決をあらゆる犠牲を払っても回避する姿勢が明白になり、しかも両国の核戦力技術が飛躍的に向上して核戦争に生残ることは実際問題として不可能ということになると、西ヨーロッパや日本がその「あらゆる犠牲」の中に含まれるのではないかとの疑念が生じて来る。いわゆる核の傘のクレジビリティが大巾に減退し、米ソはも早それを隠そうともしなくなったということになる。シュレジンジャー国防長官が1月に公表した「アメリカ核ミサイルの目標転換」は、核戦争に突入した際に、直ちに全面核報復に移行する以外の戦略的オプションをあらかじめ手中にすることにより、アメリカ自身の選択の自由度を拡げると共に、核の傘のクレジビリティを回復する一助としている。

iv) 欧州安全保障会議と兵力削減。 東西対立を解消する一つ的手段として、ヨーロッパにおけるNATO対ワルシャワ条約機構の通常兵力の相互削減を図り、他方欧州全体としての安全保障を図る2つの国際会議は夫々アメリカとソ連がかねてから主張していたものである。東西ドイツの分裂が確認されて第二次大戦以来の最大の難問に終止符が打たれて、準備会議開催の段階に入ったものの、議事は停滞してしまい、この一年間を通じて見る可き進歩は無かった。実際に東西の兵力削減に同意することは難しい。文化とイデオロギ－の交流の自由化というアメリカの主張はソ連にとって受入れ難い等の理由はあるが、何よりも、東西地上軍がヨーロッパの戦場で激突し、それが全面核戦争にまでエスカレートするという中心的なシナリオの現実性を本気で信じる事が出来なくなって来たことが、開催はしたものの、この2つの会議を早急に成功させることに対する人々の熱意を失わせるに到ったということが出来よう。

v) 「欧州の年」と「エネルギー会議」。 このような東西間 *détente* の一つの必然的結果はアメリカと西欧或いはアメリカと日本の間の結びつきの弱まりである。東西激突のシナリオが信じられ、両者が軍事的意味で運命共同体であるとの認識の強かった間は、政治的にもアメリカと西欧が一致した行動をとることは常に予期出来るところであった。アメリカと西ヨーロッパとの関係を新しい事態に応じて改めて再規定し更にこの中に日本も組入れて政治的なつながりをより強固にする試みは、キッシンジャー國務長官が「欧州の年 (The year of Europe)」を唱え、新しい大西洋憲章を提唱したにもかかわらず、

結局は成功に到らなかった。いっぽう、第4次中東戦争に端を発したアラブ石油政策に対応するためアメリカは石油消費国が結束した政策をとることを主張し、西ヨーロッパ、日本など13カ国を糾合したワシントンエネルギー会議（1974年2月）などを通じてこの政策を推進したが、各国の熱心な支持を得るまでには到らなかった。結局、アメリカの意図したように「石油政策を米-欧-日の結束の手段として使う」外交路線は実を結ばず、アメリカ自身の対アラブ石油政策も独自の国益を追求する形のものに切換えられて行った。

1.5 激動の時代へ向って

石油問題をきっかけとして、世界経済体制の再編成、工業化を進め生活水準を維持するのに必要なエネルギー入手の努力、資源ナショナリズムの擡頭といわゆる第4世界の問題など難問が山積するようになった。このほか世界の人口増の将来図と食糧供給の危機など、地球規模で遠からず解決を迫られるテーマはたくさんある。いっぽうインドの核は核拡散問題の将来に対して複雑な疑問を投げかけている。これに対して、米ソ超大国の間の核軍縮は全然といって良いほど進まず、むしろ核兵器の質に関する競争のエスカレーションばかりが目立っている。そのうえ、中国、フランスという2つの中級核保有国が幾つかの大気圏内核実験を通じて実戦配備可能な水爆技術の完成に近ずいており、最近ではイギリスまでが再び核の意味合いを国際政治の場において強調しようとしているかのように見える。世界中を荒れ狂う「2桁インフレ」の波を加えずとも、いわゆる「天下大乱」の様相は明らかである。

このような事態に際して、いずれの国も問題解決への強力なリーダーシップを発揮出来ず、徒らに紛糾の度を加えている裏には主な国々における内政の不安定と指導力の欠如が大きく響いているようだ。

ニクソン大統領の辞任とフォード新大統領の登場までに到る1年半の間、アメリカがウォーターゲート事件に巻き込まれて国内政治の面で完全な混乱状態にあったことは良く知られている。ウォーターゲート事件の波は、外交面の中心人物であるキッシンジャー国務長官の身边にまで及んだし、対外的にニクソン政権が強力な施策を進められる状態には到底無かった。米国との関係改善とそれにつらなる国内施策をニクソン政権との新しい友好関係の上に築いて来たクレムリンと北京の指導者たちにとっても甚だ落着かぬ状態であっ

だに違いはない。いっぽう、これらの指導者たちも夫々の国内に重大な不安定要因を抱えているようである。ソ連にはソルジェニーツィン、サハロフ等による反体制運動があり、中国の激しい「批林批孔」運動は老齢化している毛、周等の現指導陣から新しい世代への転換が決してスムーズなものではないだろうことを示す1つの指標とも見ることが出来る。

いずれの国もひとかたならず深刻な国内不安の種をかかえていると言えるであろう。これらに加えて、イギリスの政権交替、ポンピドー大統領の死去によるフランスの政変、不祥事に巻き込まれて政権の座を下りたブランド首相の場合など、政情不安は非常に多くの国に共通な現象のようである。

このような時期において、日本の様子はどうか。

まず第1の問題点は「核」に対する国民の認識の程度である。本文第7章の核問題に対する総合雑誌の取扱い状況の統計に関連しても触れたように、わが国の核意識は依然として「広島、長崎」の精神運動の域をあまり越えていないかのようである。核に関する世界的な出来事について、時を移さず解説と説明は加えられるものの、問題を深く掘り下げて、全般的な意味合いを把握し現代の核問題に正面から取組む態度が少ないことは遺憾である。

戦後長い間にわたって、

「核は道徳的悪である、従って核の軍事的、政治的意味を分析することは、それ自体悪の存在意義を容認することになる」

という、やや中世紀的思考法がわが国における認識の深まりを妨げて来た。核が国際政治の場において現実の力として取扱われている限り、これを対象として分析することを拒否したのでは現実に背を向けることにしかならない。わが国の核政策が世界の核軍縮の推進に何等の貢献もせず、その意味での外交が全く欠如しているのはこのような理由によっている。

この報告書で指摘したような激動の世界にあって、核の意義づけも、戦後の東西冷戦構造の中でとはやや違った捉え方が必要となりつつある時に当って、わが国が旧態依然とした核認識の上に立って行動を続けたのでは効果ある外交政策は全く生まれず、遂には非核原則を守ることすら怪しくなることになりはせぬかと強く懸念される。核拡散防止条約の批准が遅れ、再三の努力にもかかわらず国内の取りまとめが出来ずにいるのはこのような心配を裏書きするものである。

なお、戦後秩序を代表する三本柱のうちで、科学技術に関するものは核の全体像の形成に大きな影響を持っている。核兵器を生み出したプロジェクトはいわゆる巨大科学の原型とみなされるマンハッタン計画であった。運搬兵器の技術を長足に進歩させたのは、同じくビッグ・サイエンスの代表であるところのアポロ・プロジェクトであった。今日ビッグ・サイエンスの全能を全面的に信じる人はいない。むしろ、反科学、反技術の心理を作り出したのは、このようなビッグ・サイエンスへののめり込みに対する反動であると言えよう。環境に対する配慮、有限な資源の有効な利用への関心などが、このようなアンチ・テクノロジーの風潮を形成するに当って大きく作用している。巨大科学の成果である核兵器が人類に幸福をもたらさぬどころか、人間のコントロールを離れて人類全滅の力を持つ怪物に成長してしまったこと自体、科学技術に対する反感を醸成するのに役立っている。

石油資源の入手難に伴って代替エネルギーを開発し駆使する役目は「技術」に依るといわれている。原子力発電の拡まりと核能力の拡散もそのような次元に発生する問題と言われる。しかし、科学技術に対する認識そのものが今日大きく変りつつある。軍事利用にせよ、平和利用にせよ、科学技術がもはや「進歩」の代名詞であり単純な楽観主義を代表し得るものではないことは、これからの核問題を考えて行くに当って重大なポイントになることをこの際特につけ加えて置きたい。

第2章 インド核実験と核防条約

1974年5月ラジャスタン砂漠の地下100メートルでインド初めての核実験が実施されたことで世界は核拡散の時代に入ったとの見解がある。たしかに、インド級の国が核を保有する事態は国際政治の舞台における重要な挿話であるが、これは米ソを軸とするグローバルな核戦略のバランスを変えるものではない。むしろ、同時期に行なわれた中国、フランス、英国という3つの中級核保有国の実験の意義を見落さぬようにせねばならない。いっぽうでは中東戦争とそれに伴う石油収入増大の余波として、エジプト、イスラエル、イラン等が動力用原子炉並びに燃料としての濃縮ウランを入手することになった。わが国の新聞はこれら一連の現象をすべてひっくるめて「世界中に核拡散解禁のムードが充満している」と報じ、あたかも核拡散防止条約（NPT）の敗北であるかの如くに論じている。

考えてみると、このような事態は以前から予測されていたものであり、核防条約はまさにこの事態に対処する可く作られたものである。わが国の一部で受取られているのとは違っており、核防条約はそれ自身が新しい道徳律なわけでは無い。いまの時点で核防条約のクレジビリティが低下しているとしたら、何よりも米ソがいつこうに核軍縮を進めず、かえって核軍備の質的競争をエスカレートさせている（第4章、第5章参照）ことに原因がある。中東諸国に次いでパキスタン、南阿、インドネシア等が核保有の意図を気軽に公表し、政治的利益と貿易収支の目的で、或いは新しいエネルギー戦略の一環として核大国があっさり核にかかわる技術や濃縮ウランを輸出しているムードが作られた遠因ともなっている。核防条約を早期に批准する必要があるのは日本核武装の誤解を避けることが目的だとの説がある。それも理由の一部かも知れないが、それよりも超大国の核軍縮を推進し、核保有に基く局地的紛争を防止し、特に日本の隣国である台湾や北朝鮮が核武装の誘惑にかられることが決して無いようにすることがわが国の安全保障にとって至高の利益につながるとの認識をまず出発点とすべきである。1975年春にジュネーブで開かれるNPT再検討会議（注）は70年代における最大の軍縮会議だろうと言われる。米ソ間のSALT（戦略兵器

（注）核防条約の第1条の規定により、発効5年後に条約全般にわたって再検討のため、加盟国による会議を開くことになっている。

制限交渉)やヨーロッパを舞台とする一連の軍縮国際会議への出席権を持たないわが国としてはNPT再検討会議に発言の場を求めることは非常に大切なチャンスである。

その為にこの条約の正式加盟国となる丈の措置を1974年末の通常国会で終了しておくかどうか、今後の日本とNPTとのかかわり方、或いはこれからのわが国の核軍縮外交のあり方を決定する非常に大切なステップになるであろう。

2.1 インドの核とエジプトの核

インドは貧しい国というのが一般の日本人の持つイメージであろうが、実際のインドが西南アジア随一の工業国であることは第2.1表からもわかる。インド工業の歴史は古く、国内経済体制のアンバランス、労働事情の不安定などの理由から経済成長率は近年人口増加率を下廻わっているが、それでも製鉄能力700万トンに相当な数であり、独自の自動車工業を持つ国は世界に数少ない。

このような技術、工業能力は特に軍事産業面で発揮され、1970年以来超音速のMIG 21戦闘機の国産を始めたのに加え、タンク、ヘリコプター(1972年以降フランスのライセンス)、誘導ミサイル、軍艦、航空機用エレクトロニクス等のライセンス生産が行なわれている。原子力の研究に手をつけたのも極めて早く1948年には原子力研究センター(現在トロシベイにあるバーバ研究センター)の建設に手をつけ、1954年以後は首相直轄の原子力省を中心に外国技術の導入→国産化の道を歩み、現在では第2.2表にみる如く多彩な活動を行っている。これだけの施設と技術を持ち且つ原爆への志向を早くから持っていたとしたならば、インドが最初の核実験までに15年余を要したことのほうがむしろ不思議だと言える。インドの工業技術に内在する近代性と後進性のアンバランスがこのような時間遅れをもたらしたのかも知れないし、或いは伝えられるように1970年の半ばにこの件に関する専門家グループが形成される迄、インドは本当に核保有の決心はつけていなかったということかも知れない。

インドが実験に使った装置は他の先輩諸国の第一回実験の例と違わず大型で兵器として運搬するには適さず、且つ少なくとも一回はその前に実験に失敗していると伝えられることから爆発力の信頼性の低いものだったと想像される。これを軽量小型で多量生産に向く兵器にまで完成出来るかどうかには疑問が持たれる。またインドはウラン濃縮の技術には手をつけておらず、レーザー融合には到底手が出ない状況であるから水爆保有国になるチ

第 2.1 表 インドの工業生産力

生 産 物	1970～71	1971～72	1972～73
石 炭 (百万トン)	74.3	74.0	79.3
鉄 鉄 (百万トン)	6.99	6.80	7.50
鉄鋼 (インゴット) (百万トン)	6.43	6.14	6.82
工 作 機 械 (百万ルピー)	43.0	55.0	62.6
鉄 道 車 輛 (台)	11,100	8,500	10,800
自 動 車 (台)	87,900	91,300	89,600
ディーゼルエンジン (台)	68,900	71,400	95,700
変 圧 器 (1000kva)	808.6	8,871	9,440
電 動 機 (1000馬力)	2721	2,348	2789
ラジオ受信器 (1000台)	1794	2004	1827
窒 素 肥 料 (1000トン)	83.0	95.2	105.9
磷 酸 肥 料 (1000トン)	22.9	27.8	32.5
セ メ ン ト (百万トン)	14.4	15.0	15.5
石 油 製 品 (百万トン)	17.1	18.6	17.8
綿 布 (百万メートル)	759.6	754.7	792.4
発 生 電 力 (10億 Kwh)	55.8	60.7	63.6

第 2.2 表 インドの原子力施設

原 子 炉	出 力	型 式	原子炉 メーカー	始 動
G I R (トロンベイ)	4万kW (熱)	重 水	カナダ	1960
Apsara (トロンベイ)	2,000kW (熱)	プール型		1956
タラプール (ボンベイ)	20万kW×2	BWR	アメリカ	1969
ラジャスタン(カタ)	20 " ×2	重 水	カナダ	1973~76
マドラス (カルパカーム)	23.5 " ×2	重 水	インド	1977~78
ナ ロ ラ	22 " ×2	重 水	インド	1922

重水工場

容 量

ナンガル 1962

再処理 (プルトニウム抽出工場) 容 量

トロンベイ 30トン/年 Purex 法 1965
 タラプール 125トン/年 Purex 法 1974

カルカバム研究所 (再処理技術開発用)

燃料加工

トロンベイ ラジャスタン1号炉初装荷の半分を加工

ハイドラバッド タラプール, カルパカム両原子炉の燃料を加工

ウラン鉱

多量のウラン鉱を持つことが知られ, 当然或る程度のウランを産出

研究施設

バーバ原子力研究所, トロンベイ 約1500人

チャンスは当分の間ゼロに近い。もともとインドが核を持つ軍事的意味は中印国境防衛の為に核地雷として使うのが一番有効だろうと言われてきた。パキスタン、或いは最近とみに軍事力を増して来たイランに対して安上がりな抑止効果と、その他の近隣諸国に対して西南アジアの「大国」としての政治的発言力の増大を狙うのだとしたら、数回の地下実験によって核能力の存在を証明すれば十分に目的を達したことになる。他の核保有国、たとえば中国の安全保障に脅威を与えるレベルまでこの能力を向上させる必要は無いし、また技術上の困難に加え紀元 2000 年までは外国からの援助に依存せねばならぬと言われるインド経済の耐えられるところではない。インドの核はインドにも核が持てることを証明した以外は、世界規模の核戦略バランスに何等影響しないと評されるのはこの為である。

それにしても、インドには前述の如く工業化の長い歴史と原子力開発努力の積上げがあった。全く何のバックグラウンドも持たないエジプトが 60 万キロワットの発電炉を一つ導入したのとは話が違ふ。アメリカがエジプトに原子炉の提供を約束したのは、これが核兵器につながる筈は無いとの安心感があつたからに相違なく、アメリカ議会がこれを大いに問題にしているのは甚だ安手な方法で「中東の盟主の威信」を手に入れたことに対して国内の親ユダヤ勢力が反撥しているというのが真相ではあるまいか。

客観的にみて、果してエジプトにはこの原子炉の運転が続けられるのかどうかさえ疑問がある。原子炉のように高度に技術的な装置を維持する為には或程度以上の工業教育を受けた労働者、部品の製作と修理が可能な程度の工業力が背後に控えていなければならない。これが無いと、原子炉一つが荒海に取残された燈台のような存在になって、一つ一つ輸出元のアメリカの援けを受けねばならないことになる。1972 年にソ連軍事顧問団が総引揚げをした途端にエジプト国内のソ連製兵器が一斉に使用不能に陥ったのと同じケースである。このような面から考えると、エジプトに原子炉を提供し、濃縮ウラン燃料の供給を続けることによりアメリカは技術宗主国としての重大な橋頭堡を築いたことになる。ことにエジプト自身が産油国では無く、中近東の諸隣国に対抗出来るエネルギー源を少なくとも一つ確保することが今後の工業化過程における重要な戦略となるであろうことを考えると一層この感が深い。

2.2 シリアとアルゼンチン

原子炉の使用済燃料からプルトニウムを抽出する施設は技術的に可成り難しく、実験室規模とは言えこの装置を持っている国は世界中に僅かしかない。核兵器保有5カ国とそれにインドの他は日本、西独、イタリー、ベルギー（ヨーロッパ共同工場）ぐらいのものである。その点重水型発電炉2基、小さな研究炉3つに加えて1969年からは小規模の再処理施設を持つアルゼンチン等が特に注目に値する。

一つの考え方として、可成りの規模の原子力発電計画を持つ国（第6章参照）は当然それだけの電力を必要とするほどの工業力を持っており、またそれらの原子炉のために燃料を加工し、使用済燃料を化学処理するための工場施設を必要とすることになる。もしそのような国が政治的、軍事的に核保有を指向するのであればインドの程度の核を持つことは当然可能である。インドの実験が今まで戦略論に言われていたような「6番目国」を作り出したのではなく、「やっても大丈夫だ」という既成事実を国際世論の前で実証した事実そのものが上記のような性向を持つかも知れない国にとっては重大である。単純に工業力のポテンシャルだけについてみると、アジアでそのような能力を持つ国は（日本、中国、インドを除外して）まず台湾であり、次は北朝鮮ということになろう。いずれも日本にとって隣国であることはわが国が核拡散防止問題を他人事のように眺めて居られない立場にあることを示している。特に台湾では60万キロワット2台、90万キロワット2台の原子力発電所の建設が進み、燃料加工工場の併設も日程に上っている。

このような意味で特に関心を引くのはイランである。イラン自身がアラブでは無い事情もあって他の中東諸国との関係は必ずしもスムーズで無く、ペルシャ湾沿岸の産油地帯の争奪を巡って軍事衝突を起こしたこともある。この為イランは軍事力強化への志向が強く、1970年以来主としてアメリカとの協定によって多数の近代兵器を購入している。ファントム戦闘機104台、F-5Eが141台、F-14Aトムキャット30機、チーフテン戦車800台、スコーピオン戦車250台等々である。イランは本来工業化への意欲が強いところへ、今回の石油価格高騰で産油収入は1974年で160億ドル、1980年の生産レベルでは340億ドルにのぼるものと計算されている。このお金を使って大々的な工業化ドライブに乗り出したことのあらわれの一つが1985年までに2800万キロワットの原子力発電所を建設するという計画であろう。まず手始めにフランスから100万キロワット級原子力発電所5台とそれに必要な濃縮ウランを買い、併せて原子力技術向上のため

めに大規模な援助を受けることにした。この話合いをイラン国王とおこなう為にジスカールデスタン仏大統領は1974年7月初めにヨーロッパ訪問中のニクソン米大統領との会談をすっぴかした程である。アメリカも早速1000万キロワット級2基の売却に合意、イランは濃縮ウランは800万キロワット分購入したいと申入れたが、これはアメリカ側の供給能力が手一杯で2基分以外は断わった。

100万キロワット原子力発電所一台は4億ドル以上の買物である。外貨収支のバランスを心配し、石油購入代金の手当てをせねばならぬ国にとっては魅力的な商売であろう。しかも前述のように技術宗主国としての優位性を長く保持出来るとしたら、アメリカやフランスがこの商談を断わる筈は無い。むしろこのような形で平和利用原子力の技術が、通常兵器貿易と同じように純商業主義をベースとする2国間取引の対象として新たに登場したことの世界全体に対するグローバルな意味合いまでは考えていないかも知れない。一つにはこれによつてアメリカがエネルギー外交の multilateralism (多国間主義) を自から破つて bilateralism (二国間主義) に傾いたことになり、他面ほう大な石油収入の使い道として核兵器の購入を考える国が出て来た時に、純コマーシャリズムの立場から売込みに走る国が出るのではあるまいかとの危惧を抱かせる。

2.3 中国、フランス、英国

これらの国は1974年の6月に夫々、第16回、第52回、第26回に相当する核実験を行なった。いずれも水爆弾頭の実戦配備への最終段階へのテストであると言われている。イギリスがネバダの実験場を借りての地下爆発であった点を除き、フランスは太平洋ムルロア環礁で、中国は新疆省ロプノルでの大気圏中実験であり、特にフランスのそれに対するわが国内での抗議ムードは強かった。

中国が核開発を進めて、いわゆる中級核保有国の立場に一步ずつ近ずきつつある模様はこの研究会の昨年版「世界の核と日本」でも詳しく取扱われたが、戦略的に対米抑止力の確保を、また戦術的には中ソ国境の防衛を主眼とするものと理解されている。中国が世界の現状で核の保有を志向すること自体は比較的のみ込み易いテーマであり、ことに日本の場合には20世紀前半に中国に対してどつた幾つかの行為に対する罪悪感から問題をあまり追求しまいとする感じが見られる。これに対してフランスの核武装は同国が実質的には

NATO軍の一環としてアメリカの核の傘の下に身を置きながら単なる政治的発言力の強化のみを目的としているというふうに受取られているようだ。実際にはNATO内部におけるフランスの立場、西ヨーロッパに対するアメリカの核の傘のクレジット等複雑な要因が入り組んでいるのであるが、少くとも極東の日本からみた場合、フランスについてはそのような印象が平均して強く、これがフランスの実験に対する抗議の声を高めさせ、且つフランスの核政策をそのまま踏襲するという思考に日本人が興味を示さない主要原因のように思われる。

これに対して、イギリスが、公表された核実験としては10年振りにあえて実験を行なった事実の波紋は大きい。伝えられるように潜水艦搭載ミサイルの弾頭改良が目的であるならば、何も今更こと新しく独自の実験に踏切らずとも従来通りアメリカの軍事技術に依存すれば済むことである。矢張りこの時点で別個の中級核保有国であることを改めて強調する政治的理由があったと考えられ、それが欧州共同体内部における発言権強化を目的とするにせよ何にせよ、わが国としては今後とも注目を続ける必要があるであろう。日本自身核武装することは軍事的に意味が無く且つ平時に核武装を始めることは日本にとって重要なエネルギー資源であるウラン燃料の輸入が止まってしまう点は別として、わが国の技術水準が到達し且つ維持出来るのは中級核戦力であることは明らかなからである。イギリスの行動は場合によっては日本国内の少数の核武装論者の口実として使われる心配がある。

2.4 国際保障措置

このように1974年前半に「核拡散ムードの擡頭」として世間を騒がせた一連の出来事は分析してみるとその内容も背景も夫々異なった主題を幾つも含んでいることがわかる。たしかに夫々広い意味の核拡散につながっているには違いないが、対処すべき手段にはおのずから相違がある。

現在核を保有していない国の場合は国際原子力機関による保障措置が一つの手段であるが、此処に如何なる抜け穴があったかをインドの場合について考えてみよう。核防条約には入っていないが、インドはカナダ及びアメリカとの双務協定を移管した形で国際原子力機関（IAEA）の査察を受けており、現に実験の行われた1カ月前にはIAEA査察員が訪れて「異状無し」と報告している。原子力機器や核燃料を供給する側のアメリカやカ

ナダが、NPT 3条2項により、IAEA保障措置の適用下でない国に対してはそのような物質の供給はしない義務を負っているという事情もある。

同じIAEA保障措置といってもNPT 3条による場合とNPT非加盟国がIAEA憲章の一般条項によって受ける場合とでは様子が違う。

a) NPTの下では国の燃料サイクルにある核物質の全部が対象となるのに対し、一般の場合には特定の原子力施設、核物質、情報を相手にする。インドが国産のウランを使っていたから査察対象にならなかったというのは間違いで、CIR炉は印加協定に規定されたように査察を受けねばならない筈である。

b) NPTの保障措置の場合の禁止事項は核兵器その他の核爆発装置の生産、保有であるが、一般の場合は単に軍事利用とのみ規定されている。従って原子力潜水艦は一般では駄目、NPTではOKであり、平和目的核爆発はNPTでは駄目、一般ではOKとなる。

インドはNPTに入っておらず、また平和核爆発をやめようという3年前のカナダからの申入れに合意したわけではないので、今回の実験によって何等の国際約束にも違反していないというインドの主張はまさにその通りなのである。しかもNPTが平和利用核爆発の技術をまで禁止したことは1968年の国連総会でも大いに問題にされ、この為NPTの中に第5条という救済条項を書入れたし、わが国の代表も将来平和目的専用の核爆発技術が開発された時については権利を留保する旨の演説をしている。たとえば現在各国で有望視され始めたレーザーによる核融合の技術は、二重水素と三重水素から成る直径4ミリぐらいのペレットと強力なレーザー光線をあててインプロージョン（プルトニウム原爆と全く同じ機構）を起こさせ、それに伴う核爆発（融合反応）からエネルギーを取出すことになっている。つまりインドとしては核防条約の構成上の弱点の一つを具体的に衝いたことにもなるのである。

なお、IAEA査察がCIR炉の異変を見つけ出せなかった理由としては次の2点が挙げられる。

(1) 憲章の一般規定による保障措置は原子力施設のあらゆる場所に随時立入ることになっている。実際には査察員が常駐でもせぬ限りこのようなことは不可能で、結局時々行って様子を見て来る程度のことになる。これに対しNPTの下では核物質の計量管理に重点が置かれ査察は採取サンプルによってこれをチェックする丈の役割りになっているので、

特に国内の燃料サイクル全体が対象になっている限り O I R 炉の異変は事前に発見出来た筈である。

(ii) それにしても、原子力施設の数が増え取扱う核物質の量が増えて来ると、N P T 保障措置の下でも少量の核物質の行方不明は発見出来ない。これはその技術的根拠がサンプル法という統計的手法に基いている事情による。そうすると兵器原料物質の製造に適した施設を持ちしかも少数個の原爆を持つことが国益と考えている国と、せめて中級程度の核戦力を持たねば政治的、軍事的に意味が無いことが明らかな国との間では保障措置適用の程度が違って当然である。

この2点、すなわちあらゆる国にN P T 方式保障措置を受けさせる、国情と施設に応じて査察の程度をかえるということはわが国がかねがね主張していたことであり、今日のよ

うに核拡散の可能性が取沙汰される時代においては特に重要である。これを成し遂げる為にもわが国がN P T 体制に入っていなければならぬことは言うまでもない。

原子力産業の規模が大きく、また数発の原始的原爆を条約に違反して作ってみてもマイナスにこそなれプラスにはならない国々に適用する可き保障措置方式の原型はいわゆるユーラトム方式の中にみられている。ユーラトム共同体の行なう自己査察をI A E A 保障措置の中に組入れる考え方は、I A E A の全加盟国に対する平等の原則を保持しつつ、しかも問題を具体的に処理しようとする努力のあらわれである。実際にユーラトムがI A E A と締結しようとしている保障措置条約はこの理念を技術的に表明する過程で誤謬を犯しており、いずれ改定を必要とするであろう。なおユーラトム条約はイタリアの国内政局の混乱の為に成立が遅れているが、1973 年末西ドイツ議会がこの条約を含めてN P T 批准に必要な一切の手続きを終了したことでN P T そのものは一つの転機を迎えた。本来N P T が具体的な政治目標としていたのは、特にソ連、及びヨーロッパ諸国の目から見た時、西独の核非武装を恒久化することにあつたからである。

なお保障措置との関連でアメリカにおいて特に問題とされるようになったのは、燃料サイクルを流れるプルトニウムの量が増加するのに伴いこれが不穏分子に盗み出されて原爆を製造したり、或いは都市の飲料水に混入させると脅迫したりすることにならないかという懸念である。この観点からアメリカ原子力委員会はプルトニウム盗難防止に関する厳しい国内規則を公布し、この為原子力産業界からの激しい反撥と、この規則でも尚不十分だ

とする一部論者からの厳しい批判を同時に浴びることになった。

2.5 日本と核防条約

1973年11月東京で行なわれた交渉の結果、日本に対していわゆるユーラトム方式の保障措置を適用することについてIAEA事務局との間に原則的な合意が成立した。同時に田中首相もNPT批准案件を国会会期中に提出する旨を言明し、わが国が核防体制に参加する為の下地が出来上ったかのように見えた。実際には翌74年の前半にわたってこの準備作業はすっかり停滞してしまい、その間に5月のインド実験など一連の新事態が続いた為NPT批准促進の動きはすっかり影が薄くなったかのようにである。

国内での準備作業が停滞し、首相言明の外交政策が仲々実施に移せなかった裏には、IAEAとの保障措置交渉を担当し、日本国内にユーラトムに相当する国内制度を確立する当事者である筈の科学技術庁がこの条約に対して批判的な態度をとったという事実がある。この為、外務省側の度重なるイニシアチブにもかかわらず具体的に保障措置協定を作る作業が遅々として進まず、IAEAとの交渉も1974年に入ってから一回も行なわれていない。

この情況は単に保障措置協定の関連というよりは遙かに根が深いものがある。1968年に核拡散防止条約の国際的討議が始まった時期から今日に到るまで、わが国にはNPTを外交と安全保障問題の観点から評価しようとする動きは遂に見られず、止むを得ず保障措置問題がNPTと切離して議論されていたきらいがある。保障措置についてユーラトム並みという原則が確保されてみると、本来NPTの本質である筈の日本の長期的安全保障との関連については何一つ問題が解決していないことが明らかとなり、この為首相の政策声明にかかわらずその実施が何となしに遅延しているという雰囲気すら生まれたのであろう。この事態は今に到るも変わっておらず、相変らずNPTをあたかも新しい道徳律であるかの如く見る人々と、この条約が現状維持を旨とし不平等であるから加盟すべきでないと考える人々という2組の単純化された意見集団しか存在せず、しかもその間での意見を調整することがいっこうに行なわれていない。

1974年夏に到って各全国紙はNPT早期批准の体制を進めることを要求するようになった。主たる理由は核拡散のムードがみなぎってきた世の中で、いつまでもNPTに加盟

しないでいるとあたかも日本が核武装を考えているかの如き誤解を世界中に与える心配があるからというのである。この点ももちろん大切であるが、今までの各節で述べてきた如く、NPTと日本との関係では重要な点は他に幾つもある。

(1) 単純に軍事的な評価として考えても大国規模の核抑止力としての効果を持つのでなければ、日本の安全保障にとってはマイナスにしかならない。これは実際問題として、技術的、経済的、その他の理由で不可能であり、日本には本来核保有のオプションは存在しないことになる。

(2) NPTは既に原子力平和利用の技術が次第に広汎となるにつれて、その基盤ないし前提となる新しい世界秩序のようなものとなり、特に核燃料サイクル面で海外への依存度の高いわが国の場合これに加入することのメリットというよりも核防の体制を拒否することのデメリットのほうが大きな問題である。

(3) 中小規模の国に核兵器が拡散することを防ぐのは日本にとってメリットであり、特に隣国である北朝鮮や台湾が核武装する可能性を考えると重要な政策である。NPT非加盟国に対しても保障措置制度の完成とその完全実施の要求などを通じて影響力を持つことが出来る。

(4) 超大国が核軍縮どころか核の相対的エスカレーションを続けている現代においてこれに関心を持ちその防止に努力することはわが国の主要外交路線となる可きである。いわば内向きだった非核三原則を国際政治の舞台に上らせ、果して全世界の核軍縮を進める為の手段として通用するかどうかをテストしてみる必要があるとも言えよう。

第3章 アジアの軍事情勢とアジア安全保障

3.1 東南アジアの軍事情勢

東南アジア諸国の軍事力について、ほぼ共通していえることは、それらの国々の経済的な後進性や、植民地軍的な要素が残っていることなどから、国内の治安対象部隊でいどの能力しかないこと、また、インドのような一部の国を除いて、ほとんど武器生産能力がなく、せいぜい小銃か弾薬ぐらいしか製造できないことである。たとえば、インドネシアは、スカルノ時代にソ連から大巾な軍事援助を受け、巡洋艦1隻、駆逐艦4隻、潜水艦10隻などを含む大海軍を創設し、又、T U 16、I L 28などの爆撃機部隊も編成したが、9・30事件いらいソ連の援助が打ち切られると、これら兵器、装備の生産能力はもちろん、補修能力も十分でないため、せうかくの装備は更新はもとより維持することもできず老朽化にまかせている状況である。

しかも、ビルマ、タイ、マレーシア、インドネシア、フィリピンなど多くの国々が、国内に反政府ゲリラ勢力をかかえているし、インドとパキスタンはもとより、インドネシア、マレーシア、フィリピンなど、隣接国と潜在的な対決要因を持っている国も少なくない。これらの諸国は従って軍事力を維持し、たえず更新してゆくことを迫られているわけである。が、それは、大国への依存を深めることになる。戦力を維持するためには武器体系の確立が必要だし、武器体系は一度導入してしまえば、インドネシアの例でも明らかなように、それを別の門の体系に切りかえるには、多くの時間と費用を必要とするので、結局、武器供与国と被供与国との連りは、次第に深いものになってゆくのである。このことが東南アジアの国々の、大国の影響を受けやすい一つの要因となっているのである。(第3.1図参照)

現に、アメリカは、アジアで、日本、韓国、フィリピン、台湾と相互防衛条約を結んでいるが、このほか多くの国と軍事取決めを結び軍事援助をしている。南ベトナムを除いても——南ベトナムへの74年度の軍事援助は1.1億ドル、65年から73年までのベトナム戦費は1.080億ドルにのぼる——74年の軍事援助貸与国と援助額は、台湾2870万ドル(75年度は40万ドル)、インドネシア1760万ドル(2270万ドル)、カンボジア3億2500万ドル(3億6250万ドル)、韓国1億1230万ドル(1億6150万ドル)、ラオス六〇〇(29万ドル)、フィリピン1680万ドル(1790万ドル)

ル)、タイ3577万ドル(5600万ドル)で、8カ国(75年は9カ国)で総額5億3700万ドル(同7億700万ドル)にもものぼる。これはアメリカの軍事援助額7億6950万ドルの約70%を占める。一方、ソ連は、インド、バングラディシュ、モンゴル、北朝鮮の各国と友好協力相互援助条約を、スリランカ、北ベトナムとは軍事協力協定を結び、更にネパール、アフガニスタンにも軍事援助を与えている。中国も北朝鮮と相互防衛条約と無償軍事援助協定を結び、アルバニア、パキスタン、それとタンザニアにも武器の供与をしている。また、オーストラリアも、マレーシア、シンガポール、インドネシアに武器援助をしている。

このような、大国への軍事面での依存性が強いということが、東南アジアの緊張緩和に伴なう情勢を、きわめて複雑なものにするのである。ヨーロッパの緊張緩和は、NATOとワルシャワ条約の両機構の現状維持という方向に進展しようが、アジアでの緊張緩和が、1971年いらいの米中冷戦の解消、73年のベトナム停戦、それを契機としての米軍勢力の後退という方向に進むとすれば、東南アジア諸国には、かえって、軍事的空白化の不安を高めることになる。そのような軍事的空白地帯に、ソ連や中国はどのように進出してくるのか、抽象的な「中立」といったことでは、後述するASEAN(東南アジア諸国連合)の場合のように現実には、安全を維持することはできない。諸大国の動向とそれに伴う新しい安全保障のワク組みが、東南アジア諸国の重大な関心事となる。東南アジア諸国だけでなく、中国の周総理がアメリカの下院議員に、アメリカの軍勢力がアジアから後退すると、その真空をソ連が埋める可能性があるとし、アメリカが早急に引揚げないことを希望したと伝えられるが、ソ連の出方は中国にとっても不安だし、又、中国の動向がソ連にとっても等閑視できぬものがある。アジアでの、いわゆる緊張緩和は、新たな緊張を招くことにもなりかねない。

東南アジア諸国が、大国の影響を受けやすいことは、インドシナの最近の動向に明らかである。まず、ベトナムでは、昨年1月のパリ協定で、南ベトナムでの停戦、外国軍の撤退を決め、軍事援助は、消耗した武器弾薬を定期的に1対1でとりかえる以外に援助しないことを決めた。だが、南ベトナムでの戦闘はやまず、米・北ベトナムは本会議のすえ昨年6月に協定全面実施の共同声明を発表したが、依然として、支配地域の拡大強化を目ざす戦争は続いている。しかし、だからといって、かつてのような大規模な戦闘が再開され

ることではなく、結局は、戦争のような、平和なような状態が続くのではないか、というのが軍事専門家の見方である。それは北ベトナムが国内の再建復興を最優先に考えている、ということだけでなく、この地域をとりまく大国が、アメリカはもちろん、これ以上の介入は避けたいし、当然に軍事援助を拡大することとは考えられず、中ソも、一頃の軍事援助合戦のような大巾な軍事援助を供与することもあり得ない。つまり、切角つみ上げてきた平和を失うことが、どの大国にとっても得策とは考えられないというのである。

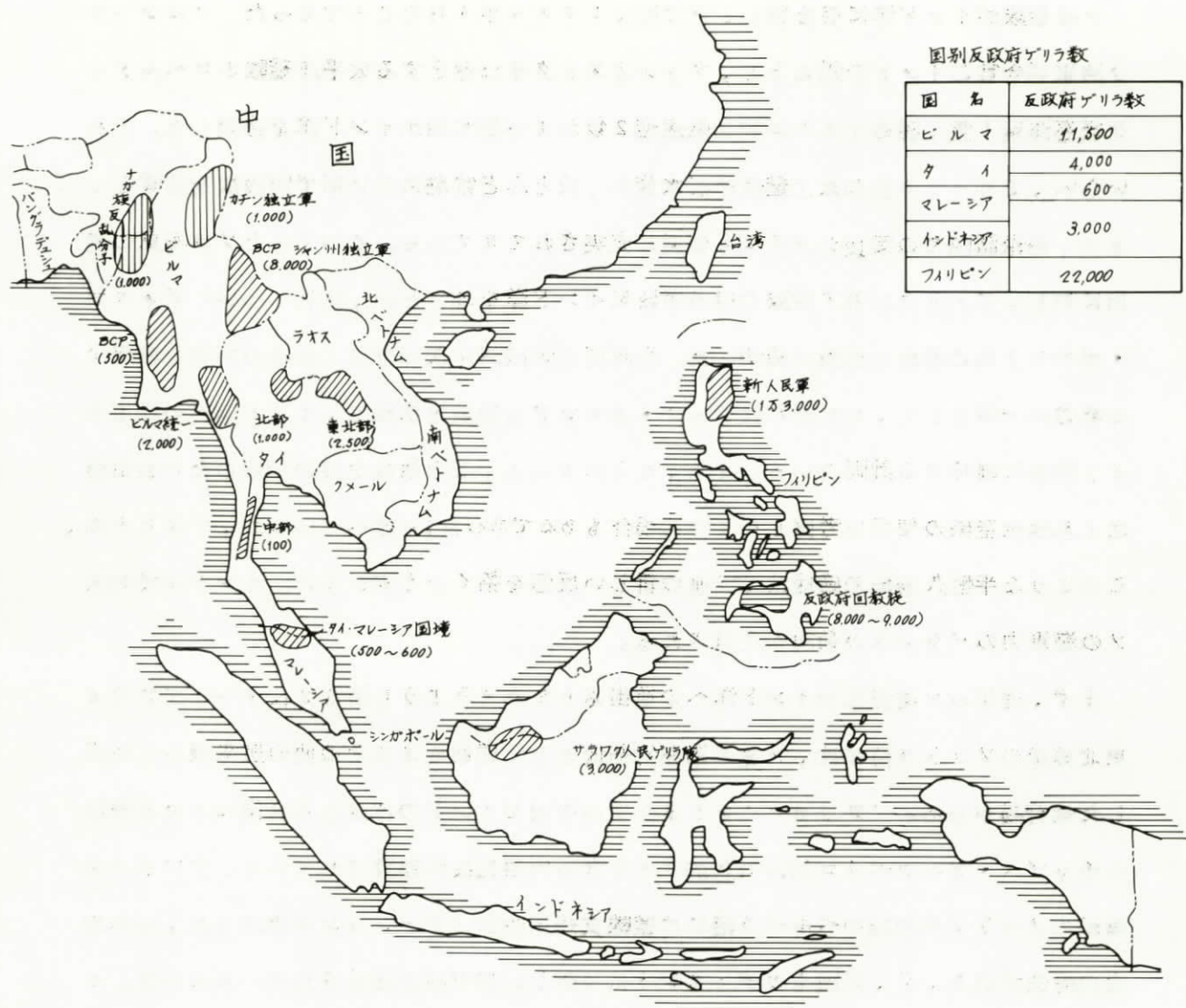
同様のことは、カンボジアについてもいえる。ここでは、各国の思惑から逆に戦争は長期化しようとしているようである。すなわち、解放勢力は今年はじめには首都プノンペンに包囲環を圧縮したが、兵力の不足などの焦りからか無差別攻撃を行なったため、民衆の反発を買い、またアメリカを硬化させ、ロン・ノル政権の立場をかえって強めた。戦闘は、その後、地方都市に重点が移動しているが、解放勢力内部にも対立があるだけでなく、背後の支持勢力の内部にも対立と混乱がある。簡単にいえばソ連は、昨秋まで解放勢力の成長を誤算してロン・ノル政権との関係を維持してきたが、メンツを捨ててシアヌーク支持に転向した。中国は、シアヌーク支持で一貫し、主導権をもつと考えられているが、最近のソ連の割り込みを不快に思っている。北ベトナムは、中ソ対立の板ばさみになりながら頭越しの取引もを警戒している。ソ連は又米中の結託を恐れ、中国は米ソの接近を懸念している。どこでも、和平への道が開かれるのは、結局、大国間の協調によってであろうが、このようにそれぞれの思惑が複雑に錯綜してでは調整に手間どり、戦闘は長期化さざるを得ないというのが、軍事専門家の見方のようである。

東南アの安全保障構想として注目されるのはASEAN（東南諸国連合）であるが、その中立化構想も大国の保障が不可欠だし、そのために加盟国から疑問が出され、実現しない。ASEANの状況に入る前に、英連邦五カ国防衛体制の現状について、ふれておこう。1968に英労働党は、“71年に英国は極東から撤退する”と発言した。これに関して、英オーストラリア、ニュージーランド、マレーシア、シンガポールの五カ国は、防衛体制を協議した結果、71年9月に統合防衛機構を発足させた。この協定は「外部からの攻撃又は脅威に対しては、各国が直ちに協議して参加を決定する」というゆるやかなものであるが、その機構は、合同会議の下にANZUK軍と防衛軍を持ち、ANZUK軍は英軍2550人、オーストラリア3300人、ニュージーランド1150人の7000人

の陸海空軍兵力が所属し、防衛軍には、この3国の他にマレーシア、シンガポールも参加、マレーシアのバタワースを中心に防衛機約100機が配備されており、英軍撤退後の安全保障機構としては重要な役割りを果たしている。例えば、マレーシアは約6万の兵力をもち、反政府ゲリラには対処しうるが、もし何らかの理由で、インドネシアが、サラワク問題などで対決の姿勢を示したとすると、独自にその脅威に対抗することは難しい。ところが、オーストラリアで労働党が政権をとったため、中国への配慮からオーストラリアはANZUKから陸軍を撤退することに決め、74年2月にANZUK統合軍司令部は解散した。（英、ニュージーランドは夫々司令部を設けている）オーストラリアも協定から脱退するわけではないといっているが、この地域の安全保障のワクぐみが弱体化するわけであり、今後、どのような機構を考えてゆくのかは重要な課題である。

さて、ASEANは、タイ、マレーシア、シンガポール、インドネシア、フィリピンの5カ国が67年8月にバンコクで第1回外相会議を開き、地域協力を進め、平和を促進するとの共同宣言を採択し、71年には中立宣言を発表した。そして、昨年4月の第6回会議では、安全保障問題が表面に押し出され、タノム・タイ首相（当時）は「ASEANは安全を確保するため一致して安全保障にとり組まなければならない」と集団安全保障を提案した。しかし、米軍の存在を不安とするタイ、シンガポールと他の3国とが対立したとも伝えられるが、結局、意見の一致をみず、共同コミュニケも安全保障にふれず、当面は集団安保よりも経済を優先することで終わった。当時サリバン駐比大使は「東南ア中立化構想は理想的なものとはいえぬ。中国とソ連が対決関係にあり、それぞれ、アジア諸国を自国の陣営に引入れようと画策しており、このことは、この地域の超大国のカサを益々不安定にする」と述べていたが、大国の保障のないかぎり集団安全保障機構は成立たないのである。

オ 3.1 図 東南アジア各国の治安対象勢力と活動地域の現況



ASEAN 国の軍力比較

	人口(万人)	兵力(千人)	GNP(億ドル)	国防費(100万ドル)
タイ	3671	180	73	293
マレーシア	1150	56	46	287
シンガポール	220	20	26	249
インドネシア	13240	322	107	287
フィリピン	4020	43	82	95

凡例

- 共産系ゲリラ活動地域
- 民族独立運動地域
- 宗教的民族的独立運動地域
- () 内はゲリラ数

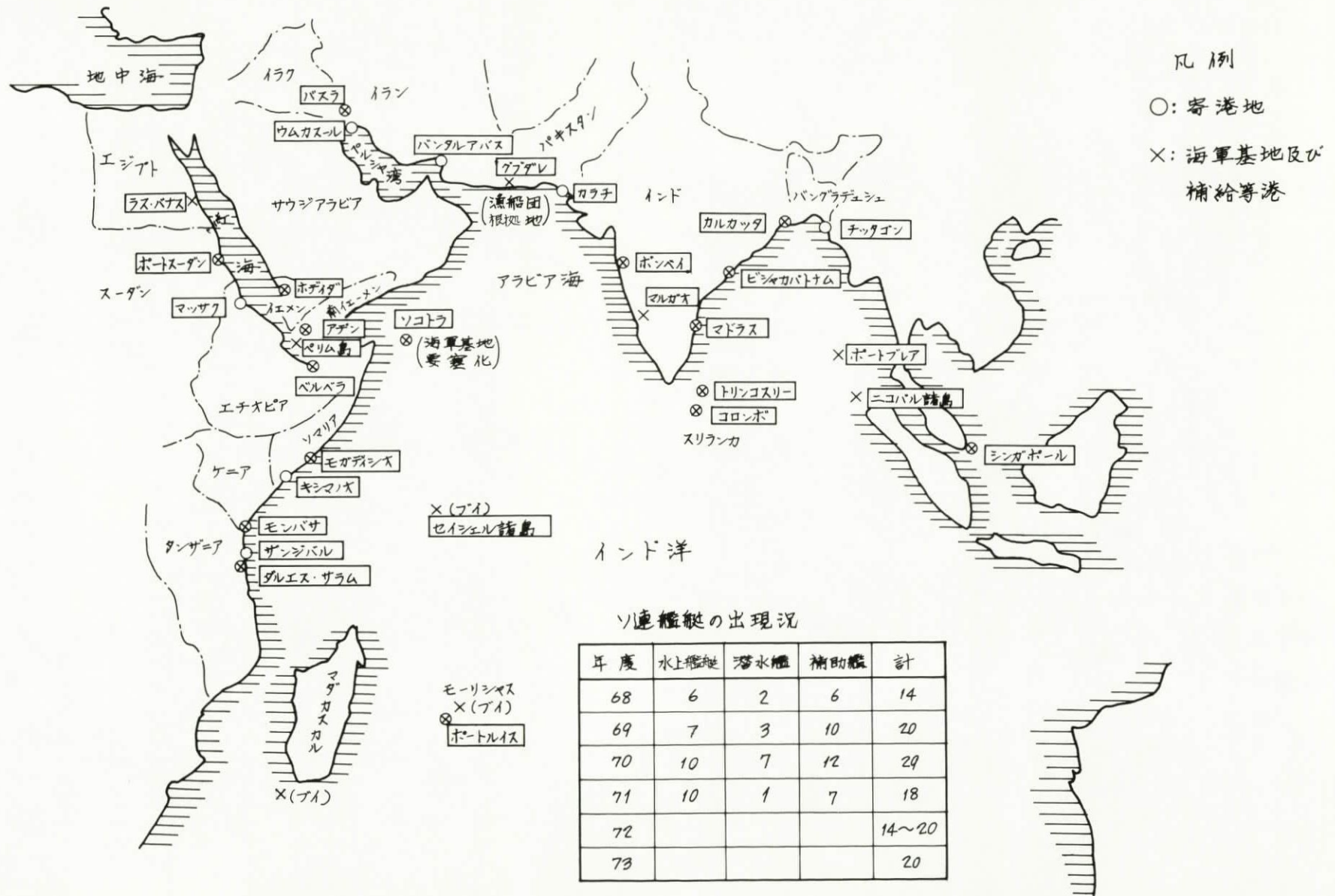
3.2 インド洋をめぐる米ソの動向

ソ連艦隊がインド洋に姿を現わしたのは、1968年3月のことであった。ゴルシコフ海軍司令官のインド訪問のあと、ウラジオストクを母港とする太平洋艦隊のスベルドロフ級巡洋艦1隻、誘導ミサイル制御駆逐艦2隻および潜水艦がインド洋を訪問した。それいらい、20-30隻の水上艦艇や潜水艦が、ほとんど常駐に近い形で同海域を巡戒し、また、沿岸諸国での支援システムも着実に充実されてきている。このようなソ連海軍の進出に対し、アメリカは第7艦隊の担当海域にインド洋を加えたが、最近、ついにディエゴ・ガルシア島の基地の拡張に踏切った。今年度の米国防年次報告は「海軍の均衡を確保する努力の一環として、われわれはジェゴ・ガルシアの施設を拡張し、インド洋への進出をより頻繁に維持する計画でいる。また、ことによると、この地域全般の哨威のため長距離地上基地航空機の使用を考慮したくなる場合もあるであろう」と述べているが、アメリカの、このような半恒久基地の確保は、ソ連の新しい反応を招くかも知れない。インド洋での米ソの海軍力のバランスの動向が注目される。

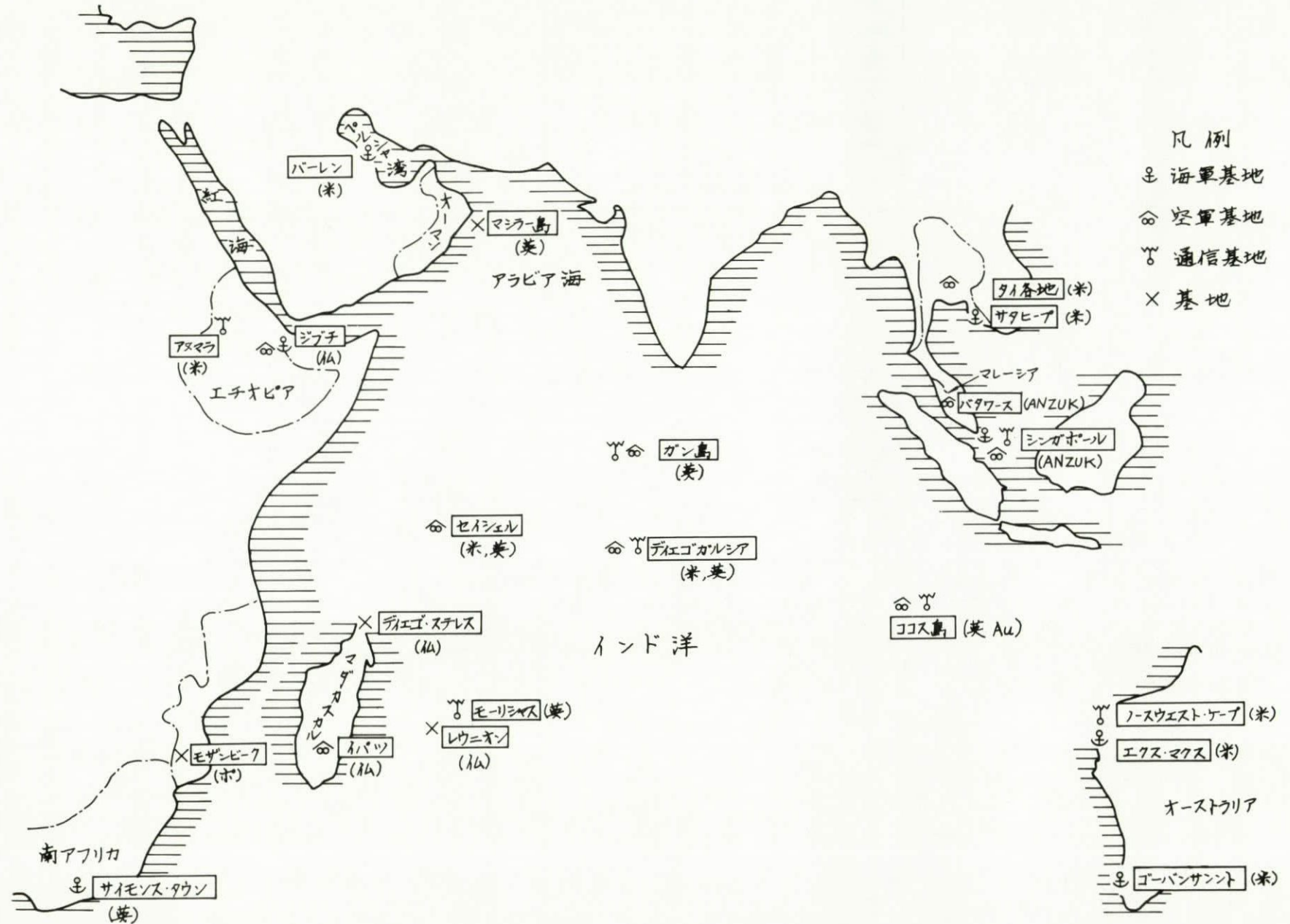
まず、近年のソ連海軍のインド洋への進出ぶりをみてみよう（第3.2図）——アフリカ東北海岸のソコトラ島には、ソ連の潜在的基地として偵察およびその他の航空機用に準備した飛行場がある。アフリカとインドネシアの中間でインドの南端から真南にあたる海域のチャゴス・アルチベラゴには恒久的ブイを含む停泊施設が建設されている。アフリカ東海岸のソマリア共和国のベルベラ港には艦隊支援用通信ステーションが建設され、海軍施設の増強が続く、又、同国もガディスレオには新しい飛行場が建設されているという。イラクのウム・カスル港はソ連の技術者の手で拡張され、ソ連海軍の艦艇、支援船が入ることができるし、南イエメンのアデン港の元英海軍基地の港湾施設や航空施設もソ連海軍が利用している。バングラディッシュのチッタゴンでは1971年いらいソ連海軍部隊が港湾清掃作業を実施している。また、インド洋中部のモーリタス島とシンガポールで、ソ連海軍は燃料補給の権利を獲得し、他の数か国でも同様の権利を得ようとしている。このほか、これまでにカルカッタ、ボンベイ、カラチ、ホディダモンバサ（ケニア）、ダルエスサラム（タンザニア）など多くの国々の港に寄港している。

このようなソ連の進出に対し、アメリカもジェゴ・ガルシア島の基地——米英共同の通信補給基地があるが——の大巾な拡張を決めた。（第3.3図）その大要は、①空母を含む

オ3.2図 ソ連海軍のインド洋進出状況



チ3.3図 インド洋周辺の西側軍基地



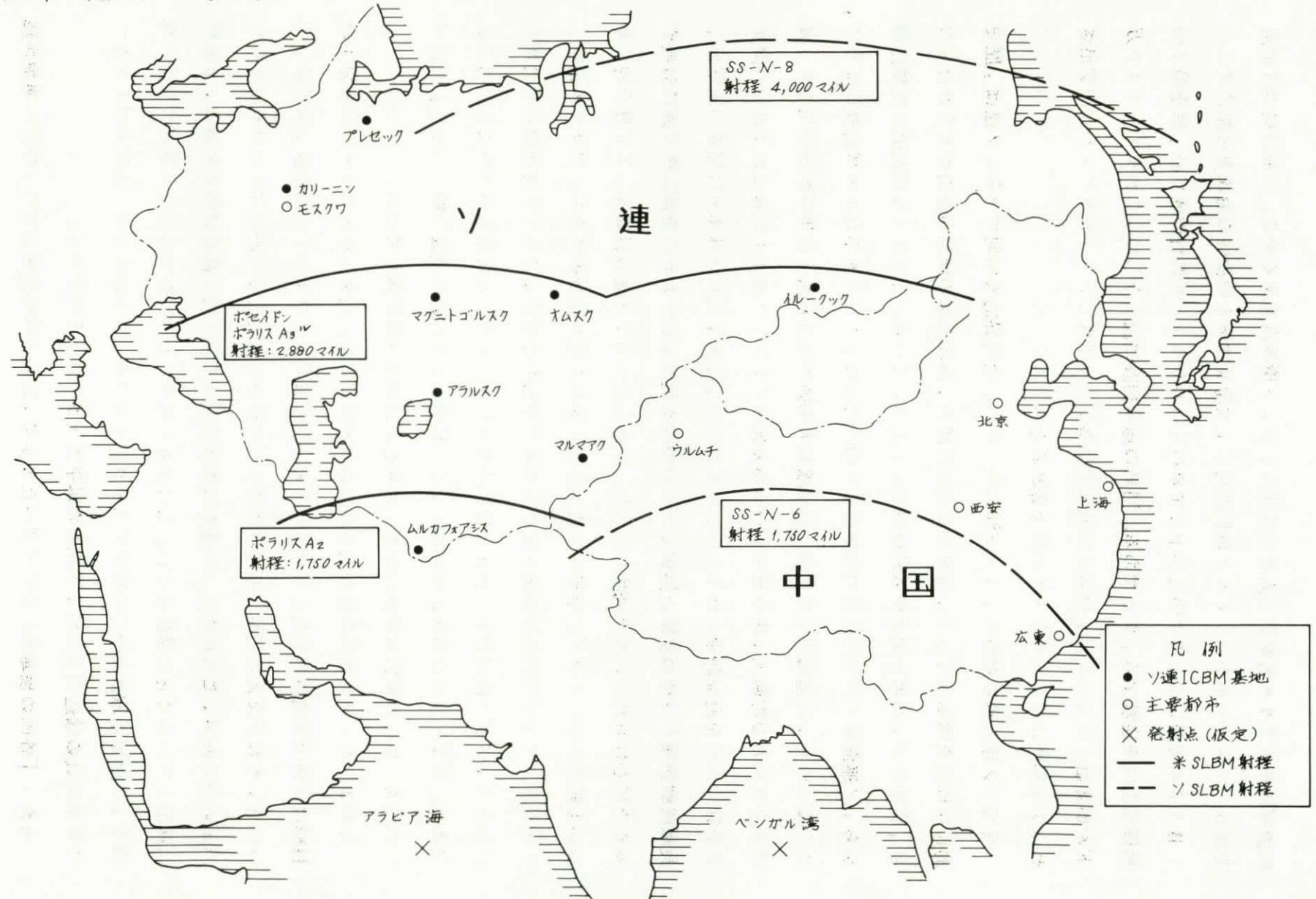
機動部隊やボラリス潜水艦の入港を可能にするよう環礁内を深くする。②飛行場の滑走路を現在の2400mから3650mに延長し、大型貨物機と給油機の着陸を可能にする。(B52の発着には、巾と強度が十分でないといわれる) ③燃料貯蔵施設、航空機や船舶修理工場を建設する、などである。同島の通信施設建設用として、これまで2040万ドルが支出されているが、今回の拡張工事の為、74年度で2900万ドルが追加支出され、75年度には330万ドルが計上されるという。

さて、ソ連海軍の進出は、インド洋に限らない。全世界的な傾向である。ソ連は、歴史的に防衛的な陸軍国であり、海軍は昔から何回か、外洋海軍の建設の努力がなされたものの、成功せず、陸軍を支援する沿岸海軍にとどまっていた。このような伝統的な防御態勢から、ソ連海軍が世界的規模の攻撃態勢に転じたのは、1956年のスエズ危機のころで、このころから、新型艦艇、潜水艦、商船隊の大増強が始まった。今年の米国防報告が「海洋における力の均衡上、重みを増しつつある要因として、ソ連水上艦隊と地上基地の海軍航空隊の出現を過少評価したくない。われわれは、従来、これら外洋航行艦隊の大部分、長距離航空機と一部の攻撃と巡航ミサイルの潜水艦は、われわれの空母任務部隊に対抗することにむけられていると判断してきた。しかしながら、ソ連の目標は、より野心的であるかも知れない。4万トン空母の1隻が進水し他に1隻が建造中である。アフリカ沿岸、インド洋、キューバに海外基地を設けるための継続的な努力、そして公海活動の漸次増大からみて、ソ連が自国海軍の存在を世界的に感知せしめることに余念がないことは明らかである。スエズ運河の再開に伴って、この目標はより容易に達成可能となろう」と述べているように、海軍力の増強は続き、世界的な行動は活発に進んでいる。

このような、ソ連海軍の世界的な進出の目的はなにか。元来、シーパワー(海軍力)の目標は、海上交通路の支配と利用にあるとされ、海軍力だけでなく、商船隊、漁船隊、さらには、それを支える工業力や海洋政策などの総合的な力として評価されなければならないといわれるが、この意味で、ソ連が海軍だけでなく、商船や漁船の増強を進め、全世界に進出していることは見逃せない。このような世界の七つの海での商船や漁船の活動の保護も、ソ連海軍増強の一つの理由であろう。もちろん、商船隊は、たとえば北ベトナムへの軍事物資の輸送のように、潜在的な軍事力ともいうるものである。

また、「各国の核軍備」の項で述べたように、米ソの戦略核戦力での、技術の進歩が地

図3.4 Ⅴ連のICBM基地とインド洋からの米ⅤのSLBMの射程



上のICBNの信頼性を低下させ、海中のミサイル・システムへの依存度を高めようとしているときに、世界的な海軍力はミサイル潜水艦の活動の自由を確保するために必要なものとなる。更に、米ソと同盟国の地球的な条件をみれば、ソ連の同盟国はユーラシア大陸の内部に多く、ソ連と接近しているが、アメリカの同盟国はアメリカとは海をへだてて結ばれている。海上交通は西側の同盟関係の生命線であるが、ソ連がここに割り込むことの戦略的な意義は大きいといわねばならない。それは、軍事的にだけでなく、沿岸国に対しては、政治的、心理的な圧力としても意味をもつものである。

ソ連海軍力の増強には、このような多くの目的はあるのだろうが、インド洋は、太平洋と地中海、南大西洋を結ぶ海域であり、石油の主要な生産地をかかえ、軍事的、経済的にも、きわめて重要な海域である。ソ連海軍のインド洋への進出の軍事的な意味を考えてみると――

第1に、ソ連の太平洋艦隊と黒海、バルチック艦隊とを連絡させ、艦隊間の兵力の集中移動を容易にすることが考えられる。とくに、米国防報告の指摘するようにスエズ運河が（一兩年の内に）再開されれば、ウラジオストックからインド洋までは1万 km だが、黒海からは2500 km にすぎないので、ソ連海軍の行動は一層容易になる。

第2に、中国本土に対するミサイル攻撃を可能にする。つまり、ベンガル海にミサイル原潜を入れれば、現在のSSN6（射程1750マイル）で、広東を含む中国全土の南3分の1をカバーするし、SSN8（同4000マイル）が配備されれば、もちろん全土を射程内におさめることになる。（第3.4図）

第3に、アメリカのミサイル原潜に対処することで、アメリカはボラリス原潜とインド洋に配属しているとは述べていないが、現に太平洋には10隻が配備されており、対ソ攻撃を考えれば、当然にインド洋に進出しよう――ボラリスA3あるいはボセイドン（射程2880マイル）装備のミサイル原潜は、アラビア海から、オムスク、マグニトゴルスクなどを、また、ベンガル湾からは、シベリアの要衝イルクーツクをカバーしうるし、ボラリス以後のトライデント（Ⅰ型4000マイル、Ⅱ型6000マイル）が実戦配備されれば、ソ連全土を攻撃範囲となしうる。ソ連としては、これらのミサイル原潜に対する対潜水艦作戦を考える必要がある。

第4に、インド洋は、わが国はじめ西側海国にとって、石油をはじめ物資の重要な通商

路である。通商破壊能力は一水上艦艇でなく潜水艦で十分だが、西側に心理的な圧力となりうる。

第5には、たとえば、69年の軍事クーデター後、ソマリアに70年に「親善訪問」したが、これは、新政権の積極中立策へのテコ入れといわれたが、海軍力の存在は、政治的・心理的な効果を沿岸諸国に与える。

もちろん、ソ連にとってだけでなく、アメリカにとっても、同様の意味で重要だし、中国にとっても、インド洋は通商路として、又、ここを平和ゾーン化し得れば、米ソのミサイル原潜からの核攻撃を封じうることで戦略的な意味は小さくない。

このような軍事的な価値とともに、ソ連にとって海軍力のインド洋進出は、第一に、中国に対して、核ミサイル攻撃を可能にするだけでなく、中ソ国境での北方からの地上軍の圧力に呼応した、南方海上から圧力を加えて第二戦線を形成すること、第二に、東南アジア諸国にその存在を誇示し、安全保障のワクぐみをソ連に有利にすることをねらっているといえよう。つまり、ソ連海軍力の進出は、ソ連のアジア安保構想と軍の両輪をなすものである。

3.3 朝鮮半島の軍事情勢

朝鮮半島の中央、東西250 kmの38度線をはさんで、北には13個師団27万の北朝鮮軍、南には15個師団33万の米軍、韓国軍の合計60万の兵力が相対峙している。このような狭い地域に、このような大軍が集結している地域は、世界に例をみない。

朝鮮半島の軍事状勢を考えるうえで、まず韓国と北朝鮮の軍事力の現状をみておこう。英国際戦略研究所の軍事力バランスによる両国の比較では、まず、国防費では、北朝鮮が韓国を約30%上回るが、GNPは、逆に韓国が北朝鮮の2.7倍である。(韓国、1972年GNP推定93億ドル、1973年国防予算4億7600万ドル；北朝鮮、1972～73年GNP推定35億ドル、1973年国防予算6億2000万ドル)。北朝鮮の国防費は、GNPの17.7%というきわめて高い水準にある。外国からの軍事援助では、まず、韓国に対して、アメリカは1954年から援助を続けているが、その推移は、次のとおりである。

年 度	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72
援助額 億ドル	2.4	3.4	3.2	3.5	3.2	2.5	2.1	1.9	1.4	2.0	1.2	1.7	1.5	1.5	2.5	2.3	2.6	1.4	1.8

(71年には、特別に1.5億ドルが追加されている)。一方、北朝鮮に対しては、アメリカの調査ではソ連から次のとおり、5年間に4億3000万ドルの援助が与えられたという。中国からの援助は精神的なものであって、装備、資材の援助は少ないという。

年 度	66	67	68	69	70	計
援助額(億ドル)	0.6	1.25	1.7	0.45	0.3	4.3

韓国の国防費に米軍事援助それに在韓米軍の経費を加えた額が、ほぼ、北朝鮮の国防費に匹敵すると考えられる。

次に兵力では、トータルでは、韓国が北朝鮮を上回わり、とくに陸軍では約40%多いが、北朝鮮は火力、戦車などで優位にあり、ほぼ均衡を保っている。海軍力は双方ともに少ないが、北朝鮮に、ソ連のミサイル高速艇の多いことは注目される。空軍は、北朝鮮がすぐれており、韓国は米空軍に依存してバランスを維持している。双方とも、このほかに予備軍をもつが、その兵力は、韓国の郷土予備軍が200万人、北朝鮮の民兵は145万人で、韓国が数では勝るが、警備は小銃でいどであり、これに対して北朝鮮の労働赤衛隊は、小銃のほか機関銃、高射砲、追撃砲なども持ち、現存部隊に近い戦力をもっているという。

韓国には、周知のとおり米軍が駐留しているが、その兵力は3万5000で、陸軍は第8軍司令部と第1軍団、歩兵第2師団それにナイキ、ホーク、オネストジョン大隊なども配備されている。海軍は顧問団約50人でいどだが、空軍は、烏山に314飛行隊が配置され、ファントム2~4大隊(時期により異なる。1大隊は24機編成、実働16機)が駐留している。

また、兵器生産能力は、韓国が小銃弾及び爆薬を若干生産する能力があるだけだが、北朝鮮は、第一級のAKAというタイプの小銃を年間16万丁、機関銃を年間3000丁それに追撃砲も生産しており、近く、戦車、火砲の生産も始めるという。

次に、両国の国防政策であるが、韓国は、アメリカとの相互防衛条約を基調としながら、自主防衛体制を確立することを基本的な方針としている。そして、民主主義の理念のもとでの全国土統一を国家の目標の第一義的なものとしているが、早急に実現することは困難である。つまり武力北進は考えずに、当面は経済力を強化し、北に勝る国力の涵養に努力することになっている。ただし、北側からの侵攻があったときは、まず、これを撃破し、つ

いで一挙に全土の統一を図れるようたえず武力反撃の基礎を完成し強化するとしている。とくに、自主防衛体制の確立を目ざしていることは、実は、米韓防衛条約が、「いずれかの締結国に対する武力攻撃には、自国の実質上の手続に従って対処する。」（第3条）となっていることに、韓国は不満であり、例えば、毎年開かれる米韓安保協議会の共同声明でも、つねに韓国側の強い要求で「米代表は韓国に対する武力攻撃のあった場合は、迅速かつ効果的な支援を行う用意のある旨確認した。」という一項目を入れていることにも示されるように、ある意味での韓国の対米不信感の現われでもある。このような米韓の喰い違いは、他にも、いくつかの点にみられる。たとえば、韓国は装備近代化5年計画（1971—75年）を立て、米軍に12億ドルの援助を求めているが、アメリカは、このような長期計画を承認しようとせず、軍事援助も年内1億5000万ドルを大巾に上回ることはない。より重要なことは、両国の防衛戦略の喰い違いで、韓国側は、北側からの侵略があった場合に、ソウルまでの間に何段階も障地を設け、首都防衛を考えているのに対し——この場合い戦術核兵器が重要になる——アメリカは、38度線からわずか30 km 南のソウルの防衛は、奇襲攻撃を受けた場合は困難であり、首都は放棄しソウルの南側に防衛線を設ける考えという。首都に対する当事国と外国との考え方の違いもあろうが、それ以上に、核兵器に対する態度の差もあるのであろう。それはさておき、韓国の装備近代化5年計画とくに、戦車、ミサイルの導入、ファントム、F5の導入など新しい装備の取得を目ざし、又、5年計画が完遂されるまで米軍は撤退しないことを前提としている。

一方、北朝鮮の国防政策について、金日成首相は、つねづね「革命の三大力量」として、朝鮮の北半分を革命の強力な基地とすること、南朝鮮内の革命勢力の強化、国際革命勢力の団結を強化し、その支持を受ける、この三つの要因をあげ、とくに南朝鮮内の人民が凡ゆる合法、非合法の斗争を発展させ、革命情勢が成熟したときに始めて軍事力を含むあらゆる斗争で支援し、目的を達成する。「北朝鮮は決して先に手は出さないが、侵略を受けたら徹底的に掃討する」とこの点では韓国と同様の方針をもっている。また、この目的のために、四大軍事路線として、全人民の武装化、全国土の要塞化、全軍の幹部化、全軍の近代化をあげている。

さて、北朝鮮側のとりうる軍事行動としては(1)全面的な南侵、(2)局地を奪取し既成事実をつくり交渉を有利にすること、(3)韓国内でのゲリラ、テロ、サボタージュ活動の三つが

考えられ、第三者としては、常識的に第3の道が考えられるが、韓国内では、第2の道を北朝鮮が進むのではないかと、という見方が強いようである。イスラエルが前の中東戦争で行なったように、一部地域を占拠し、これで韓国の士気を失わせる効果もあるということのようである。また、北朝鮮との中ソの関係であるが、これまでの歴史をみても、あるときは中国より、ある時期はソ連よりと、結果としては等距離外交を堅持しているといえる。しかし、地理的な条件からみて、北朝鮮は結局のところ中国と一体であるとみる専門家もある。

なお、南北統一会議は、71年9月に第1回赤十字予備会議が開かれ、72年5月には主脳級政治会議も開かれたが、昨年の金大中事件いらいあまり進展していないようである。統一会議について、専門家は、韓国側には、アメリカや日本からの援助を得て、経済建設を推し、朴政権の安定を図り、北に勝る国力を養う、いわば時間かせぎという意図があり、北朝鮮側には、米軍の撤退を促進すること、国際社会へ復帰すること、韓国の世論にゆさぶりをかけること、そして双方ともにだが、軍事費を削減し経済発展を図りたいというねらいがあるとみている。（北朝鮮側は、兵力を南北ともに20万に削減する提案をしたという。合計で40万だが、これは、日本の自衛隊に対抗するという意味もあるといわれる）

ところで、朝鮮半島で戦争が起こったとすると、地理的、気象的条件——たとえば、冬が長く寒く、食糧が得られないなどの理由から、ベトナム戦争式の内戦型のものとはならず、エスカレートして大規模なものになる可能性が強いと軍事専門家は予想している。そうとするならば、中国やわが国への野望も少なくあるまい。とりわけ、大規模な紛糾のさいに、戦術核兵器の使用も、前述の首都防衛の必要から可能性がでてくる。少なくとも韓国側から要請の出る公算は大きいとされている。

アメリカは、その戦略防衛ラインをオーストラリア、ハワイ、アラスカの線に後退させているとみられているが、しかし、前進拠点として、フィリピン、タイとともに日本・韓国を重視してゆく施策に変化はないとされている。わが国の防衛拠点としてしばしば北海道、沖縄、韓国の三つがあげられるが、日中、日ソ関係の動向なども考え、今後、朝鮮半島をめぐる安全保障策をもっとも重視してゆくべきであろう。

3.4 ソ連の「アジア集団安全保障体制」提案

1973年10月の田中首相の訪ソを前に、ソ連の提唱する「アジア集団安全保障体制」の構想が、日本でも話題になった。たとえば、田中訪ソ前にモスクワを訪ねた日本人記者団に対し、ソ連の要人は、「日本は欧米に目を向けるよりアジアの平和に努力を傾けるべきで、アジアの集団安全保障にはソ連と同等の関心を持つべきだ」と口をそろえて強調した、と報じた（同年8月20日付、朝日新聞朝刊。）しかし、日本側は、アジア集団安保について具体的に論議する時期ではないという立場をとり、田中訪ソのさいも、「アジア集団安保構想を日ソ間で取上げるためには、それに先立ち、先方領土問題を解決することが絶対に必要である」という態度であったという。

アジア集団安保に関するソ連提案の真意は、たしかにあいまいである。1969年6月7日にブレジネフ・ソ連共産党書記長はモスクワで開かれた世界共産党大会で演説し、そのなかでヨーロッパにおける集団安全保障体制の提案について述べたうえ、

「また、われわれは、アジアに集団安全保障体制をつくることをも日程にのせる情勢になりつつある、という見解をもっている」

と付け加えた。この「ワン・センテンス」がソ連のアジア集団安保体制の提案と称されるものである。そのあと、グロムイコ・ソ連外相は1969年7月10日のソ連最高会議でアジア集団安全保障に言及し、ソ連の提案は、特定の国家、あるいは国家集団に対抗する体制を考えているものではないことを明らかにした。そして同外相は、すべてのアジア諸国が共通の利益のため、地域的安全のための集団的努力をする必要について強調した。これは、国際連合のような普遍的集団安全保障体制の一種の地域版を念頭においていることを示している、と考えられる。

ブレジネフ提案が言及したように、アジア集団安保構想の前例はヨーロッパ集団安保構想である。1954年のベルリン四大国外相会議でモロトフ・ソ連外相が全ヨーロッパ集団安全保障条約の締結を呼びかけ、翌55年のジュネーブ四大国首脳会議でブルガーニン・ソ連首相が

「第1段階で、NATO諸国とWTO諸国との間に不可侵条約を結び、第2段階でNATO, WTOなどの軍事同盟を解体し、新しい全ヨーロッパ集団安全保障体制がそれにとって代る」

という案を提出した。これに対して、イーデン・イギリス首相は「アメリカ、イギリス、フランス、ソ連の四大国と統一ドイツをもって安全保障条約を結ぶ」ことを、またフォー・フランス首相は「西ヨーロッパ諸国とソ連圏諸国との間に相互安全保障条約を結ぶ」ことを主張し、結局何らの合意も得られなかった。ソ連の提唱がイギリスやフランスの主張と根本的に違うのは、それが「集団安全保障方式」(a collective security system)をとっていることである。

国家の安全保障の方法としては、個別的自衛のほか、同盟、集団安全保障、その他の方法がとられている。同盟は、国家間の力の斗争において使われる伝統的な方法である。それは、自国の力と外国の力を結びつけることによって、互いにその力を補い合い、増大させようとするもので、現在の敵国もしくは潜在的な敵国に対抗するという性格をもっている。いいかえれば、「複数国が団結し、敵国または仮装敵国に対抗する勢力をつくり、それによって自らの国家集団の安全を保とうとする組織」で、その実例は神聖同盟(1815年)、日独伊三国同盟(1940年)など数多い。

これに対して、集団安全保障は、「世界の(またはある地域の)すべての国家(または大多数の国家)が条約によって国際機構を組織し、紛争を平和的に処理する方式を定め、これに違反する国家や侵略国に対し、他のすべての国家が協力して強制措置を加え、国家相互の安全を保障すること」である。別の表現によれば、「対立関係にある国家をも含め、多くの国家が互いに武力行使を慎しむことを約束し、どこかの国がその約束に反して平和を破壊した場合には、その他の諸国が協力し、集団の力で平和維持に当ろうとする方式」である。その実例は、かつての国際連盟であり、現在の国際連合である。

北大西洋条約、ワルシャワ条約、日米安全保障条約などをみると、そのなかで国連憲章第51条を援用して、集団的自衛権の行使のための条約であることをうたっている。しかし、同憲章第53条には触れず、それを無視する態度をとっている。すなわち、上記のような条約に基づく武力行使にさいして、国連安全保障理事会の許可を求め、その統制に服する意思のないことを示している。従って、上記の諸条約は前述の同盟に類するものであって、地域的集団安全保障体制とはいえない。しかも、その第53条無視によって、国連の普遍的集団安全保障体制を実質的に弱める結果になっている。だから、ソ連の主張するように、各種の軍事同盟を解体し、対立関係にある諸国をも含めた地域的集団安全保障体

制ができれば、その効果だけでなく、国連の普遍的集団安全保障体制をも強化する理屈である。その意味で、ソ連のヨーロッパ集団安保体制、アジア集団安保体制の提案は注目に値いしよう。

しかし、その集団安保体制が平和を保障するという保証もない。その体制は、もし予定通り効果的に機能するならば、それは同盟方式による場合のような弊害なしに、国家の安全保障を確保できそうにみえる。ところが、集団安保体制もまた、そのメンバーである各国の国家軍備の存在を前提とし、それに期待しているのである。すなわち、その体制のなかのいずれかのメンバーが平和を破壊した場合には、その他のメンバー諸国の武力が結集され、その平和破壊国に当ろうというわけである。その武力の結集によって、紛争が収まれば（平和の破壊が解消すれば）よいが、そうでない場合は、平和維持のために戦争をする結果になりかねない。集団安保体制は、つきつめれば「戦争によって平和を達成する」（peace by war）という矛盾に突き当たる。この矛盾に悩んでいるのが、現存の普遍的集団安全保障体制である国際連合そのものである。

そこで、ソ連が主張しているヨーロッパ集団安保体制も、今日的な課題でないことは明らかである。ソ連はその体制を「目標」としていると主張するのであろうが、それは現実の交渉題目とはなり得ない。ヨーロッパ安全保障会議の議題をみても、つぎのような諸原則を掲げており、次元の違った問題を取扱っていることが分る。

- 1) 主権平等、主権に備わる諸権利の尊重
 - 2) 武力による威嚇、ないし武力の行使の放棄
 - 3) 国境の不可侵
 - 4) 国家の領土保全
 - 5) 紛争の平和的解決
 - 6) 内政不干渉
 - 7) 思想、良心、宗教、信条の自由を含む基本的人権と基本的自由の尊重
 - 8) 諸国民の平等な権利と自決
 - 9) 諸国間の協力
 - 10) 国際法の定める義務の誠実な遵守
- （1973年6月8日に採択された最終勧告による）

また、アジア集団安保に関する原則として明らかにされた原則をみると、1972年3月にブレジネフ書記長はソ連労組大会で、つぎの4原則を示した。

- a) 武力不行使
- b) 主権と国境の尊重
- c) 内政不干渉
- d) 平等互惠の協力関係の発展

さらに、73年8月にコスイギン首相はモスクワでのホベイダ・イラン首相歓迎夕食会で、つぎの5原則をつけ加えたという。

- e) 自分の運命を自分で決める各国民の権利
- f) 侵略による領土併合を許さないこと
- g) 国際紛争の平和的調整
- h) 天然資源への主権尊重
- i) 社会的、経済的改革実現の各国民の権利承認

(以上のa～iは、1973年8月30日付、朝日新聞朝刊による)

以上の10原則、4原則、5原則をみると、国連憲章から抽出した平和のための一般原則という感じさえ受ける。これがどうして特定の「集団安全保障」の構想として説明されるのか。その点の追求を行わずに、「アジア集団安保体制」が報道され、論評されているきらいがある。

ソ連の同構想はよく、中国封じ込めのため、といわれる。中国はそうに非難しているが、ソ連はそれを否定している。本来の意味のアジア集団安全保障体制をつくるのであれば、中国を抜きにしては成り立たないはずである。また、上記のような、ソ連があげている諸原則は、中国のいわゆる平和五原則(①主権と領土保全の尊重、②他国への不可侵、③内政不干渉、④平等互惠、⑤平和共存)と共通している。

要するに、現在アジアにおいて本来の意味の地域的集団安全保障体制をつくるような情勢にないことは、ヨーロッパ安全保障会議の状況をみても明らかである。それに、アジアは、ヨーロッパのような独立国からなる一つの地域として、まとまっているわけではない。大陸国もあり島国もあり、広大な領域に18億の人口が散らばっている。アジアには、ヨーロッパや中東のような地域の形成を容易にする密集性も隣接性もない。また、多くのア

アジア諸国は政治的不安定に悩まされており、その諸国内の関係は複雑多様であり、アジア各国と域外大国との関係は錯綜している。

ソ連は、そういう事情を知ったうえで、アジア集団安保体制の創設を提案しているわけで、その早期実現など全く念頭にないであろう。その提案の背景にあるのは、1970年代、80年代を通じてのソ連の長期的な対アジア政策の模索であろう。従って、集団安保体制の提案は一種の観測気球であって、各国の反応をみながら、ソ連の諸政策形成を進めようということであるかもしれない。しかし、それとともに、現実的なねらいとしては、アジアにおいてソ連が軍事的、経済的、および政治的な存在と影響力を明らかにし、さらにそれを高めることにあると考えられる。

ブレジネフ提案は「漠然」としているところに、その意義があるといえるわけで、日本を含む関係のアジア、太平洋諸国にとっても、長期的な平和と安定の構想を練る必要があることを知らせるものである—— という見方もできよう。

第4章 各国の核軍備

4.1 概 要

米ソの間で「真の改善」を中心とした、新たな軍拡論争が始まるのではないかと、との懸念が高まっている。ソ連は、4種のICBM（大陸間弾道弾）を開発し、MIRV（各国誘導多重弾頭）の実戦化を急ぎ、SLBM（潜水艦発射ミサイル）、新型の爆撃機の開発も並行して進めている。アメリカは、ソ連が、都市や工業地帯以外の軍事目標を選択的に攻撃する能力を持ったとし、これまでの、ソ連の都市や工業地帯への報復攻撃力をもつことで核戦争を抑止するという戦略を修正し、核兵器の照準を軍事目標に向けるとした。更にICBMの命中精度の向上、新しいミサイル、爆撃機などの開発を進めることとした。ところで、このような、アメリカの戦略変更は、ソ連にとっては——ソ連は当然のこととしてMIRV化などを進めてきたので——ショックであったかも知れないし、今後、ソ連が、どう反応するか注目されるところである。一方、中国は、着実に核開発をすすめ、すでにMRBM（準中距離弾道弾）、IRBM（中距離弾道弾）の配備を終え、年内には初期のICBMを展開する可能性もある。フランスも、各国の反対を押し切って、南太平洋での大気圏内実験を強行し、核開発計画を進めているが、とくに、戦術核部隊が実戦配備されたことは注目される。さらに、イギリスも9年ぶりに核実験を行なったが、これは技術開発ということよりも英仏核戦力の将来などを見越した政治的なものであろう。

4.2 アメリカ

4.2.1 米ソの戦略兵力の比較

アメリカの核軍備に入る前に、米ソの戦略兵力の水準を比較しておこう。この数年、ソ連のミサイル兵力の増強は著しかったが、現状は第4.1表のとおりである。攻撃用兵器についてみれば、まず、ICBM（大陸間弾道弾）では、ソ連が1575基でアメリカの1054基を約50%上回り、SLBM（潜水艦発射ミサイル）は、約660基づつでほぼ同数、爆撃機はアメリカが496機でソ連の140機にまさっている。ミサイル数では、アメリカはソ連に劣るが、MIRV（各個誘導多重弾頭）化が進んでいるため、弾頭数では、アメリカが7940とソ連の2600に比べ、約3倍の優位にある。ミサイル数について

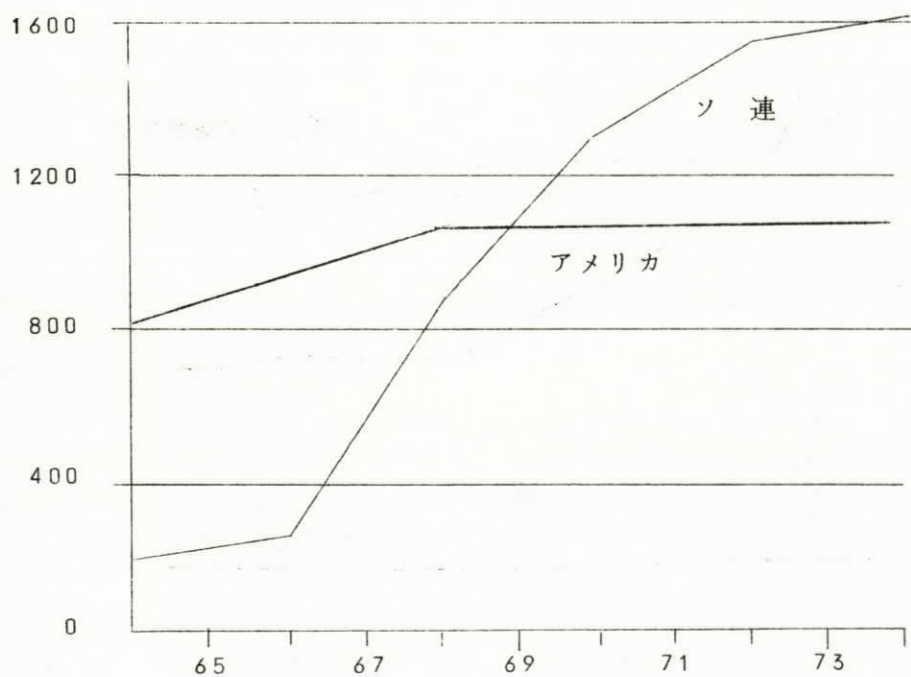
第 4.1 表 米ソ戦略兵力水準

	1973 年中期		1974 年中期	
	米	ソ	米	ソ
攻 撃 用				
ICBM ランチャー (注 1)	1,054	1,550	1,054	1,575
SLBM 〃 (注 2)	656	550	656	660
重 爆 (注 3)	496	140	496	140
部隊装備弾頭数	6,784	2,200	7,940	2,600
防 御 用 (注 4)				
防空戦闘機 (注 5)	559	2,800	532	2,600
SAM ランチャー	481	9,800	261	9,800
ABM 防御ランチャー	—	64	—	64

- (注) 1. 試験用基地のランチャーを除く。
2. ディーゼル動力潜水艦の発射機を除く。
3. 給油機，偵察機にて改造されたもの。
4. 試験用基地のランチャーを除く。
5. 実動総機数

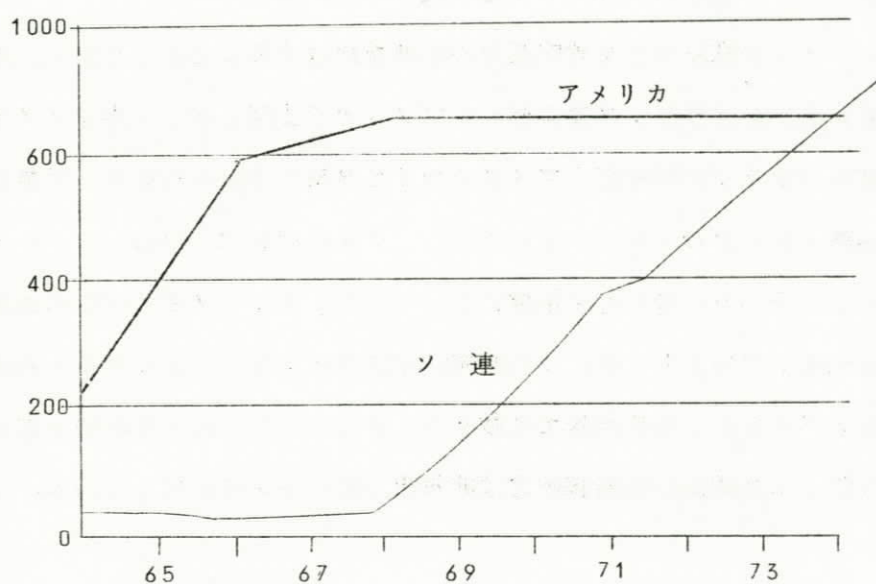
(米国防年次報告より)

第4.2表 米ソICBM発射台保有数の変化



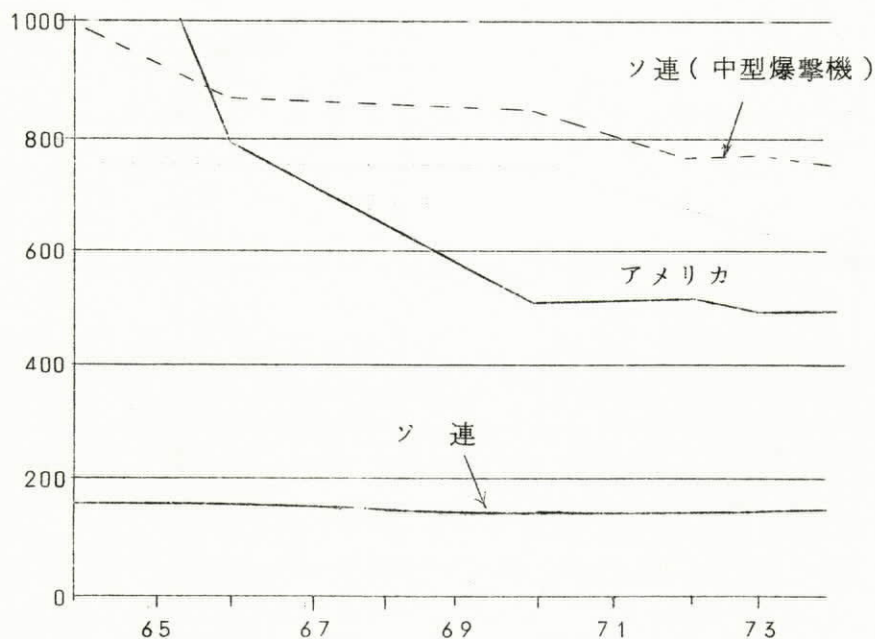
(75年度米軍事態勢報告書)

第4.3表 米ソSLBM発射台保有数の変化



(同前)

第 4.4 表 長距離爆撃機保有機数



(同前)

いえば、アメリカは1967年いらい、ICBM1054基、SLBM656基の水準を維持しているが、ソ連は、第4.2表-第4.4表に示すように、たとえば67年のICBM460基は約3.5倍に、SLBMの130基は実に5倍にふえている。

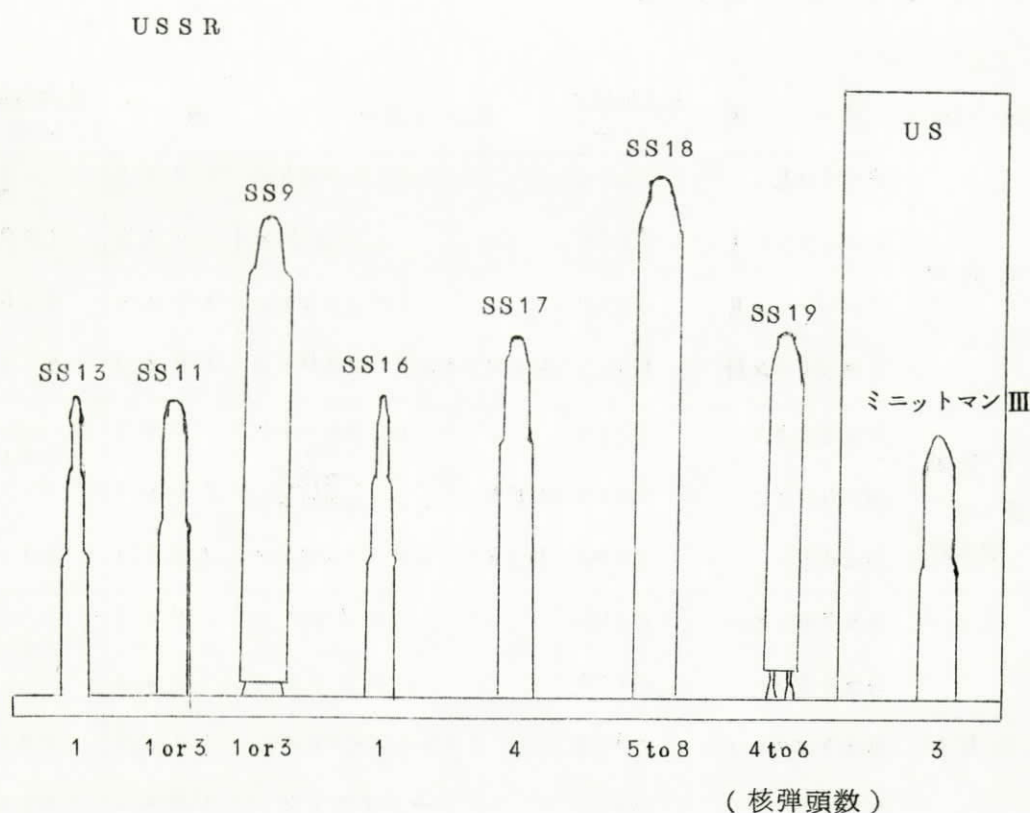
もちろん、ミサイルの数量だけで戦略兵力の水準を比較することはできない。弾頭の威力は、第4.5表に示したように、ソ連が概してアメリカを上回るが、一方、アメリカは、MIRV化を進め、また、命中精度(アメリカのICBMの精度はCEP=半数のミサイルが命中する範囲=が4分の1マイルなのに対し、ソ連のそれは2分の1マイルといわれる)で勝るなど、質というか技術面で優位に立っている。又、アメリカは戦略爆撃機の数や性能でソ連を引離しているし、更に、ソ連周辺の前進基地、たとえばイギリス基地のF111や西欧大陸のF4など、戦略部隊では数えられていないが、対ソ核攻撃能力を持っている。このように、米ソ両国の戦略核戦力は非対称的にバランスを保っている。

第4.5表 米ソミサイル性能比較

区分①		型 式	最大射程② (法定マイル)	推定弾頭威力	就役年	配置数量 (73.7現在)
アメリカ	I C B M	タイタンⅡ	7,250	5～10メガトン	1962	54
		ミニットマンⅠ	7,500	1メガトン	1962	140
		ミニットマンⅡ	8,000	1～2メガトン	1966	510
		ミニットマンⅢ	8,000	MIRV 3×200キロトン	1970	350
	S L B M (原子力 潜水艦)	ポラリスA2	1,750	800キロトン	1962	336
		ポラリスA3	2,880	MRV 1メガトンまたは 3×200キロトン	1964	
		ポセイドン	2,880	MIRV 10×50キロトン	1971	320
ソ連	I C B M	SS7サドラー	6,900	5メガトン	1961	209
		SS8サシン	6,900	5メガトン	1963	
		SS9スカーブ	7,500	20～25メガトン	1965	288
		SS11	6,500	1～2メガトン	1966	970
		SS13サベジ	5,000	1メガトン	1968	60
	I R B M	SS5スキーン	2,300	1メガトン	1961	100
	M R B M	SS4サンダル	1,200	1メガトン	1959	500
	S L B M	SSN5サーブ	750	メガトン級	1964	30
		SSN6	1,750	メガトン級	1969	496
		SSN8	4,000	メガトン級	1972	36

(英国国際戦略研究所)

第4.6表 米ソミサイルの比較



さて、その主要な要素であるミサイルに関していうと、ソ連がアメリカを追って、ようやくMIRV化の時代に入ろうとしていることでも明らかなように、このバランスは安定したものではない。ムーラー統合参謀本部議長の今年度の「米軍事態勢報告書」は、「米ソの軍事的戦略システムは、現在は平衡状態にあるが、ダイナミックな、もろいものである」と指摘し、さらに「アメリカの質的な優位、技術的な優位は長続きしないものであり、とくにソ連の大きな弾頭威力や投射重量によって打消されてしまうであろう。このソ連の投射重量は重要な要素であって、すでに早いテンポで進行している大規模なMIRV開発を可能にしている」と述べている。

ここでいう投射重量とは、ミサイルや爆撃機によって目標に投下される核弾頭の重量である。ソ連の最近のミサイル開発とくに急速な大型化に伴う投射重量の増加が、ミサイルの数量の増加に加えて、アメリカとの戦力バランスに大きな意味をもってきているので、両国の現状と問題点に簡単にふれておく。現在のアメリカの投射重量は、ミサイルが400万ポンド、爆撃機が540万ポンドで、合計940万ポンドであり、ソ連は、ミサイルで700

万ポンド(うちICBMは60.0万ポンド)、爆撃機が1.20万ポンドで合計82.0万ポンドである。全体としてはアメリカが1.20万ポンド上回るが、ミサイルではソ連の57%にとどまるのである。

ところで、ソ連は、この1年間に4つの新しいICBM、すなわちSS16、SS17、SS18、SS19のテストを行なったが、これらは命中精度やMIRV化など精度の向上とともに投射重量の増加を目ざしている。SS18は、現有の大型ミサイルSS9の投射重量を更に30%ふやしているし、SS17、SS18は、SS11の3~5倍の投射重量を持つ。これらのICBMについては、ソ連の核軍備の項で述べるが、これらが実戦化されると、ソ連のICBMの投射重量は、現在の約2倍の1000万ないし1200万ポンドになるだろうといわれ、ICBMのみについていえば、ソ連はアメリカに対し5:1の比率で優位に立つだろう。(シュレシンジャー米国防長官の議会での証言)という見通しもある。

このような投射重量の増大は、MIRV化の進展とあいまって、ソ連のICBM戦力に7000個台の1~2メガトン弾頭を与えることになろうといわれる。これは、アメリカのICBMへの大きな脅威となる。一方、アメリカのミサイルも、命中精度が改良され、CEPで700フィートになると、ソ連の地上基地ミサイルの脅威となるというが、いづれにせよ、1980年代初めには、米ソの現在の地下サイロに納められたICBMは、非ぜい弱性を失い、核バランスに不安定要因が持ちこまれることになろう。米ソの戦略ミサイルは、SALT協定で数量は規制されているものの、質の改善は野放しであり、今後、技術の進歩によって、その質的なバランスがどう動くのか、注目されねばならない。

4.2.2 アメリカの核戦略の変更

ソ連の急速なミサイル開発に対抗して、アメリカは、核戦略を変更し、核抑止力の強化を図ることを明らかにした。アメリカの核抑止戦略は、確実破壊を原則としていた。これは、アメリカの戦略核兵器が、ソ連の奇襲攻撃を受けても破壊しつくされず、生き残ったものが、ソ連の都市、人口中心地に報復力を加えるのに十分な力があれば、ソ連の核攻撃を思いとどまらせることができる。という考え方に立つものである。もともと、核兵器は巨大な破壊力をもつので、都市のような軟弱な目標に大きな打撃を与えるのに向いてい

るし、また、住民や工業力は攻撃の成果を予測しやすいので、報復力の試算——それを相手に理解させることが、比較的簡単である。つまり、抑止状態をつくりやすいのである。具体的な弾頭数とソ連に与える被害についてはマクナマラ元国防長官の時代にもこのように算出されている。(弾頭はIMT)

弾 頭 数	1 0 0	2 0 0	4 0 0	8 0 0	1 2 0 0	1 6 0 0
死者(百万)	3.2	5.2	7.4	9.6	10.9	11.6
破壊される 工業力(%)	5.9	7.2	7.6	7.7	7.7	7.7

そして、もし、ソ連に対して、人口の5分の1から3分の1、及び工業力の半分から4分の3を破壊する報復力を確実にもてば——たとえばIMT弾頭の200～400個が確実にソ連を襲うとすれば、ソ連の指導者は、そのような危険を冒してアメリカを攻撃することは差し控えるであろうし、又、アメリカにとってみれば、この破壊能力以上の、例えば1600個の弾頭をソ連に送り込む能力を持ったとしても、費用の割にはソ連に与える損害量はふえないので戦略核兵器は一定の水準にとどめうることになる。

この戦略は、ICBMを地下のサイロに格納するとか、原子力潜水艦ミサイルを水中から発射するなど、ミサイルを敵の攻撃から生き残らせることを可能にした技術のうえに成り立つものだが、今日、ソ連のミサイル技術の進歩は、アメリカをして、この戦略を変更させることになったのである。

このことについては、73年の外交教書でも「潜在的な敵対国が、巨大でいままでになく柔軟な核戦力を保持する70年代においては、今までとは異なった方針が必要とされる。……いかなる大統領も、核による全面報復以外に選択肢を持ち合わせないといった立場に置かれるべきでない」と述べているし、今年1月から2月にかけて、シュレシンジャー米国防長官は、何回かの記者会見や議会での証言を通じて、その輪郭を明らかにしたが、更に、75年度米国防報告はこれを集大成し序言の部分で次のように説明している。

「現在、ソ連は都市以外の目標に対して選別的な攻撃を行うミサイル部隊の能力を持っている。もし、われわれが、アメリカの戦略的抑止力の信憑性を確保しようとするならば、われわれは、アメリカの戦略システムと目標ドクトリンにおいてこれに匹敵する能力を確

保し、ソ連がこの点で誤解をしないことを確実にする義務がある。都市ならびに工業中心地に対して報復攻撃の目標を向けるのに加えて、アメリカの戦時計画には、つねに軍事目標がふくまれていた。戦時計画の規模は、一般的に潜在敵国に理解されるものであるが、それをつくる目的は、第1に相手の軽率な行動を抑止することである。第2には、もし抑止に失敗したときには、戦時計画は、大統領とその顧問たちの国家指揮機構に対して、充分に考え抜かれ、詳細に組合わされた選択を提供することである。過去においては、これらの選択の多くは、主要な攻撃目標は都市、工業中心、あるいは軍事施設のどれかであり、比較的大量対応の考え方を含んでいた。このような大量的な選択よりはむしろ、われわれは現在、目標選択の面で、より多くの選択の中のある広い計画を大統領に提供しようと希望している。このような可視的な能力を保持することによって、われわれは敵性国に対して、いかなる種類の核攻撃を考慮する誘惑をも抱かせない抑止力を強化することを希望している。したがって、今年、われわれがアメリカの戦略計画において企だてている変化は、危険性のあるすべてのスペクトルにわたる抑止力を改善することによって、われわれはアメリカと他の大国との間の核の衝突の可能性を低い水準で削減しうると信じている。しかし、何らかの理由によって、もし、抑止が失敗したとすると、われわれは①コントロールできないエスカレーションの機会を少なくし、②ねらった目標だけを破壊し、広範囲にわたる副次的損害を避けるために、十分に精度の高い兵器の組合せをもつて有意義な目標を攻撃できる方法で、敵からの攻撃に対して選別的に対応しうるような計画の柔軟性を保有することを欲する。われわれは起こらないと熱心に信じているが、もし万一、核戦争が発生したならば、アメリカの諸都市と同盟国の諸都市を防護するために、われわれは、戦争期間中、アメリカの「確実破壊」戦力を維持し、その抑止戦力に依存して、いかなる潜在的な敵国も都市を攻撃しないよう説得しようとしている」

冒頭に述べたように、これまでのアメリカの核戦略は、都市、工業力への大量報復力を持つことで核戦争を抑止することを目的としており、戦略核兵器の照準は、ほとんどソ連国内の都市と、2～3の軍事目標に合わせられていたといわれる。新しい戦略は、核兵器の照準をソ連の軍事施設に向けようというものである。

この新戦略は、以前に考えられた、いわゆる「対兵力戦略」すなわち、先制攻撃で相手方の軍事施設を叩き、核戦力を全滅させてしまう（第1撃能力という）というものではない。

い。ICBMの地下サイロが堅固なものとなり、また、原子力潜水艦のミサイルが発達した今日では、米ソともに、このような第1撃能力をもつことは出来ないことは明らかである。また、従前の都市向けの確実破壊能力を全く放棄してしまうものでもないことは、国防報告のいうとおりである。攻撃目標に、都市のほかに、軍事施設を追加し、市広いものにしようというのである。

こうすることによって、ソ連が、アメリカの軍事施設を核攻撃した場合に、大統領は、直ちにモスクワなど大都市に核攻撃を加えるのではなく、同じくらいの規模のソ連の軍事施設を攻撃できるという選択性、柔軟性を持つことができる。そうでないと——ソ連だけが軍事施設への攻撃力を持ったとするとソ連は、なお十分にアメリカの都市を攻撃する力を持っているであろうから、アメリカは自国の都市への報復を覚悟しないと、ソ連の都市への報復攻撃はできないことになる。そうすると、アメリカは報復をためらうことになる。つまり、核抑止力——同盟国にとっては核のカサの信頼度は失われることになるわけである。従って、このような、ソ連からの軍事施設への核攻撃を抑止するには、アメリカとしても、同じような能力を持っているなければならないというわけである。

それはまた、核戦争を、できるだけ低い水準にとどめようということも目的としている。国防報告が「抑止に失敗し、核戦争が発生したとき、確実破壊能力を維持して、相手国に都市攻撃をしないよう説得する」としている点は、この意味で注目される。戦争が始まったとしても、なお、確実破壊能力を持って、核戦争の拡大を抑止する努力をしようというのであるが、これは、核抑止論に現実性を与えるものとされている。従前の確実破壊戦略は、アメリカの圧倒的な軍事力の優位を背景に、大量報復の脅しによって核戦争を抑止しようというものだが、新しい戦略は、米ソの核戦力が次第に対等になってきたという情勢を背景に、説得によって、核戦争を抑止しようとしているのである。

ところで、一般的に都市や工業地帯など軟弱な目標を攻撃する目的で作られているミサイルを、堅固に作られている小さなICBMサイロのような「硬化」目標を攻撃できるようにするには、ミサイルの命中精度をあげるか——アメリカのICBMの命中精度がCEP 700フィートになると、ソ連のICBMへの大きな脅威になるといわれている——の命中精度の向上が困難なら、破壊力をあげるために弾頭威力を増すか、あるいは、全体として弾頭の数を増加させる。などのことが考えられる。いづれにせよ、アメリカの核戦略

の目標変更は、ミサイルの技術開発、改良を促進することになるうし、ソ連も当然に、これに対応する措置をとるであろうから、両国の間で莫大な費用を必要とする新しい軍拡競争が展開される恐れは少なくない。また、米ソが、ともに相手の軍事目標を攻撃できる能力を持てば、アメリカの当局者は、しばしば、第1撃能力を目ざすものではないし、それを持つことは出来ないとくりかえしているが、それでも、危機の際には、相手の攻撃から身を守るために、先制攻撃を仕かける方が有利だとの判断から、核兵器の引き金を引きたいという気持を起こさせ、結果として、核戦争を抑止するよりは、核戦争を発生させる可能性を強めるという批判も少なくない。今後の米ソのミサイル技術の動向、それを基盤とする米ソの核戦略の進展は、わが国の安全保障にも重要なかわり合いを持つことであり、注目されねばならない。

4.2.3 アメリカの戦略核戦力

アメリカの戦略核戦力は、第4.1表、第4.5表に示したように、ICBM、SLBM、長距離爆撃機の三本の柱で構成されている。ICBMはミニットマン1000基、タイタン54基の1054基である。ミニットマンには、I、II、IIIの三つのタイプがあり、III型はMIRV化され、各ミサイルが3個の200KT（170KTともいう）弾頭を持っている。III型を550基II型を450基とするよう更新中である。SLBMは、16基のミサイルをもつ原子力潜水艦41隻で合計656基である。これにはポラリスA2、A3、ポセイドンの三つの型があり、A3はIMT弾頭が、MIRV化された200KT弾頭3個を積載し、ポセイドンはMIRV化されており、14個の弾頭を保有しうるが、実際には10個の50KT弾頭を積載しているとされる。SLBMも急速に近代化され、1975年11月までに、31隻がポセイドン化され、船体の都合で改修できぬ10隻がA3で残されるとい

う。

爆撃機は、B52の24中隊、約420機とFB111の4中隊約70機および給油機で構成されている。爆撃機とICBMは、戦略空軍（SAC）に属し、ミサイル潜水艦は太平洋、大西洋艦隊に属しているが、潜水艦ミサイルも統合参謀本部にある戦略目標調整の機構の指揮を受けており、この機構の司令官はSAC司令官が兼任しているので、実質的に全戦略核戦力はSACの指揮下にあるといえる。

ところで、今年度の米国防予算は877億ドルという史上最高の規模となったが、なかでも戦略核兵器部門が76億ドル（前年度69億ドル）、研究開発費が84億ドル（70億ドル）と大巾にふえている。ソ連の急テンポの核開発に対抗する新核戦略の採用と関連して、より高度の核兵器が要求されているわけであるが、その主要なものは次のとおりである。ICBM：ICBMの対軍事目標能力の向上を図るために、ミニットマンⅢ型を、550基展開する計画を進めているが、更に、これを拡大し1000基をすべてⅢ型にしては、という意見も出ている。また、誘導システムを改良して、――一説には三軸レーザージャイロのようなものかも知れないというが、これまでCEP4分の1マイルといわれているものを半分の700フィートにすること、ミサイル支持機構を改良して、相手の核攻撃のショックを少なくし精度の維持を図ること、更に、弾頭の大きさは変えず、核融合物質をふやして弾頭威力を増大させること、現在3個のMIRVを、より小型化して弾頭数をふやすこと、など、なども考えられている。とくに注目されるのは、新しい弾頭としてMIRVが表面化してきたことである。MaRV=Maneuverable Reentry Vehicle＝は、現在のMIRVだと、親弾頭は誘導されているが、それから発射された弾頭は自由弾導落下するが、この子弾頭にも機動性を持たせようというものである。これは60年代半ばから研究されていたが、目的や方法はいろいろあって、まず、当初考えられていたのはABM（ミサイル防衛ミサイル）対策で、相手のABMを回避するため、再突入時に軌道をかえるものだったし、このほかにも、各弾頭にテレビなど小型のセンサーを組み込み、目標を見ながら、たとえば軍事衛星から誘導して正確に命中させるといったことを考えられているようである。また、誘導の方法も、弾頭に推進装置を付ける方法や、翼やフラップをつけて空気力学的に操縦する方法があるようである。トライデント用には、既に開発が進んでいるがミニットマン用に、これから研究開発されるものは、命中精度の向上を目的とするものとされる。また、すでに一部のミニットマンⅢ型基地では実施されているが、今後、Ⅲ型の全基地に急速目標変更指示システムを設けられることになっている。これは、現在のミニットマンに与えられている目標は3個とも8個ともいわれるが、コンピューターを使って、この目標数を増大し、選択の巾を広げようというものである。

このほかにも長期的計画として、ICBMを陸上で鉄道域は車で移動させる方法や航空機から発射させる方法も研究課題とされている。

S L B M ポラリス原潜のボセイドン化は急速に進んでいるが、更にミサイル潜水艦として、新しいトライデント型の建設は1974会計年度に着手されたが、75年から毎年2隻ずつ、合計10隻を建造する計画である。この型に24基積載されるトライデント・ミサイルはⅠ型とⅡ型が考えられているが、Ⅰ型は射程4000カイリで、ボセイドン・ミサイルを大巾に上回り、Ⅱ型はさらに進歩して6000カイリの射程を目標としている。Ⅰ型ミサイルは、ボセイドン原潜にも積載できるが、14個のMIRVあるいはMaRV弾頭をもつ。但し、このMaRV(MK500)は、終末誘導方式でなく、ABM回避を目的としたもので、精度はかえって損われるといわれる。トライデント・システムのねらいは、ミサイルの射程をのばすことで、原潜の行動範囲を米本土近辺の海域とし、本土の航空部隊の支援で相手の攻撃用潜水艦の攻撃を回避し、生き残り能力を高めるところにある。Ⅰ型ミサイルの実戦化は78年の予定である。

爆撃機：1980年代も、ICBM、S L B Mとともに爆撃機はアメリカの核戦力の一つの支援となるものとされており、B52の後継機としてB1の開発が進められている。B1は、ソ連のミサイル原潜が米本土近海から、S L B M攻撃を加えた場合を考え、離陸時間を、わずか4分間というように短縮し、又、核爆発の種々の効果への防護策も講じて生き残り能力を高め、また、ソ連の防空体制を突破するため、超低空で亜音速速度が出せ、レーダー有効反射面積をきわめて小さくするなど質的な改良が図られている。74年秋にテスト研究し、76年秋には生産着手の決定がなされる予定という。空軍は241機の生産を希望しているが、その単価は5600万ドルにのぼる見込みという。

爆撃機の能力をより向上させるために、75年度で打切られたSCAD(おとり機)計画による小型ターボファン・エンジン技術を利用し、B52式はB4に積載できる空中発射巡航ミサイル(A L C M)の開発が始められよう。このミサイルは、重量2000ポンド地上数百フィートの超低空で目標に向うもので70年代末には初期展開される予定である。この技術は又、潜水艦にも活用され、魚雷発射孔から打ち出すS L C Mとなり、戦略型のものは核弾頭を、超低空で1500カイリ運ぶ能力を持つことになろう。

なお、アメリカのABM「セーフガード」はミニットマン防衛のため、グランドフォークス基地に建設中である。現在、30基のスパルタンと70基のスプリント・ミサイルのランチャーを配備し、75会計年度で1個のミサイル基地レーダー(MSR)と、1個の

周辺捕捉レーダー（PAR）が完成し、75年6月には初期作戦能力を持つ予定である。

4.2.4 戦術核兵器

米ソの戦略核レベルでの安定さが増すとともに、戦術核兵器の問題がクローズアップされてきている。今年度の米国防報告や米軍事態勢報告は、「戦場核部隊」という表題のもとに、その役割りを、かなり明確にしている。まず、戦術核兵器の現状に簡単にふれておこう。戦術核兵器は、1952年ごろにアメリカで開発され、陸軍用としては、核地雷、原子砲、小型ミサイル、無誘導ロケット、空軍用として、空対空、地対空、空対地ミサイル、海軍用として核爆撃、核魚雷など、さまざまなタイプの兵器が完成した。たとえば陸上兵器では、ミサイルとしてパーシング（射程450マイル、弾頭200,500KT）、サージャント（85マイル、KT級）、ランス（60マイル、KT級）のほか無誘導ロケット・オネストジョン（25マイル、5,10,20,50KT）、203ミリ砲（10マイル、1~2KT）、155ミリ砲（10マイル、0.5~1KT）などがあるし、最近、話題となっているミニ・ニュークスは威力数十トンという。小型の戦術用兵器といっても、その威力は大きく、ウ・タント国連事務総長報告でも、欧州戦場（前線正面250km、縦深50km）で30KT以下の戦術核400個が使用されると、戦場地域の3分の1は破壊され、その損害は第2次大戦の爆撃による損害の6倍に達する。しかも第2次大戦は数年がかりなのに、戦術核戦争は数日の出来事である。

ところで、戦術核兵器は当初は、大火力兵器と考えられていた。NATOに配備されたのも、通常兵器の補充で、万一のさいには使用するのが当然と考えられていた。だが50年代から60年代にかけて、とくにケネディ大統領の時代には、ヨーロッパで核戦争が起ると、全面核戦争に発展する恐れがあるというエスカレート論が盛んになり、じじつ、当時のフルシチョフ・ソ連首相も、しきりにこれを強調したのだが、そのため、アメリカはエスカレートを避ける柔軟反応戦略を打ち出し、戦術核戦争以下のレベルに押える、或は戦術核戦争になってもそれ以上に発展させない戦略をとった。こうして、いったんは戦術核戦争の可能性は抑制されたのだが、米ソの核戦略核体系が巨大化し、“使えない兵器”化するに伴ない、周辺地域での小規模核戦争の可能性や、戦術核抑止という考え方が再燃してきた。核戦争か通常戦争かという二者択一の戦略では平和の維

持は難かしく、その中間で、どのような選択をするか、その柔軟性が必要であるし、そのカギをにぎるのが戦術核兵器だという見方も少なくない。

米国防年次報告は「戦略核部隊の役割」という表題のもとに、多くの——ヨーロッパには7,000の、1KT~20KTの弾頭を持つ戦術核兵器が配備されているといわれる——戦術核兵器を保有する理由として「(1)相手側が同じような核戦力を保有している限り抑止力として、これらの戦力を維持することが重要だということ、(2)もし抑止に失敗した場合、戦術核戦力は戦略部隊を使わないで、防御のための核を選択的に使う手段を提供する。(3)柔軟対応という、われわれのドクトリンが施行されたとすると、われわれは、侵略を成功させないためのアメリカおよびその同盟国による核兵器の使用という措置をあらかじめ除外しないということになる」と述べている。すなわち、戦術核兵器を抑止するためには、巨大化した戦略核兵器ではなくて、戦術核兵器が必要であるという、いわゆる「同質抑止」の考え方が採用されているし、又、万一、抑止に失敗した際には防御的に、選択的にこれを使用する可能性のあることを明らかにしている。そして、戦術核兵器は、爆発力と射程が限られているので、ソ連の国家的生存に直接の脅威を与えないこと、命中精度が良いため軍事目標だけを攻撃できること、これらの兵器は機動性があるので先制攻撃で破壊しつくされることはないし、たとえば大砲があるところならば核砲弾を使用するというように、敵国はいたるところで核兵器に当面することを覚悟しないわけにはいかないなど、多くの利点を持つことが強調されている。

しかし、実際には戦術核兵器、戦術核戦争には、国防報告も「核による戦闘を始めることは、多くの不確定要素を含んでいることを認めねばならない。この種の衝突で許容される限界を設定することは、きわめて困難であろう。……どのような条件下で、米国とその同盟国が戦術核の戦闘において軍事的に比較的に有利な立場を保持しうるかは明らかでない」と述べているように、不明確なことが多い。果して、戦術核兵器が地域的な紛争抑止に有効なのか、ミニ・ニュークスのような、超小型の核兵器の出現は、核兵器と通常兵器の格差をあいまいにし、万一のさいには、核戦争へエスカレートする危険さが増す、という意見もあるし、又、そのような、あいまいさが抑止力として有効なのだという見方もある。戦術核兵器の性格、戦術核戦略は、今後しだいに明確にされてくる課題であろう。

なお、ミニ・ニュークスについては、1972年4月にレアード国防長官(当時)が、

「もし米ソがSALTで協定に到達すれば、西欧防衛のため配置された戦術核兵器と非核の陸、空及び海軍戦力は、いちだんと重要性を帯びることになる。それは、ニクソン政府が西欧に、より小型で、よりきれいな戦術核兵器の展開を考慮している理由である」と語っているが、弾頭の威力はTNT火薬にして30-100トンで、爆発すると、極度の熱と爆風と極小の放射能を放出するか、又は極度の放射能と極小の爆風を出すものといわれる。ミニニュークスにとって不可決なことは、命中精度の高いことで、200-300mの狂いも望ましくないといわれ、122ミリ砲、対戦車ミサイルのほか、地対地ミサイル、より正確なスマート爆弾の利用が考えられている。スマート爆弾は、ベトナム戦争で威力を発揮したが、レーダーやレーザー、赤外線あるいはテレビジョン（弾頭にテレビカメラを組み込み、航空機から目標に誘導する）など多様な誘導方法が利用されている。通常のKT級の戦術核兵器だと、ヨーロッパ戦場を考えると、放射能を帯びた死の灰が天候如何では味方にも影響を及ぼし、第一、人口の多いドイツの平野地方では上空で爆発させることは難かしい、更に、爆発のせん光は、人間の眼に大きな障害を及ぼすが、自国民をどう防護するのか、また、敵味方が接近したときには、うかつには使えない、など、いくつかの問題が出てくるが、ミニ・ニュークスは、これらの障害を克服する「使いやすい核兵器」であり、今後の動向は注目すべきである。

4.3 ソ連

この1年間のソ連の核兵器開発——新しいICBMとMIRVの開発は目ざましいものがあつた。ソ連のMIRV技術の進展は、予期されたものではあつたが、現在、明らかになったソ連の計画の範囲は、その広さにおいて1年前に推定されていたものを、はるかに上回る。と、今年の米国防報告は指摘している。核開発の状況に入る前に、ソ連の戦略核戦力の現状を、英国防戦略研究所の軍事バランスにみてみよう。（第4.1表、第4.5表）

ICBM：ICBMの総数は1527基で、内訳はSS7、SS8が209基、SS9が288基（米軍事態勢報告によれば、他に25基分のサイロが建設中）、SS11が970基、SS13が60基（同、SS11、13用のサイロ66基が建設中）である。その性格は第4.5表のとおりであるが、昨年11月のモスクワのパレードに出現したSS11は「ポップ・アップ」方式をとっていることが注目された。これは、潜水艦ミサイルと同

しく圧縮空気でサイロ内の発射筒から発射され、空中で点火上昇する方式であるが、ペイロードを増すことができるし、又、既存のサイロから、いろいろのミサイルを発射することも可能である。IRBM, SRBMはSS 5が100基, SS 4が500基の約600基であり、その大部分はソ連西部国境に、一部はウラル地方に基地を持っている。

爆撃機：長距離爆撃機は140機で、内訳はTU 95ベアが100機、バイソンが40機で、このほかの給油機が50機、中爆がTU 16バジャー500機、TU 22ブラインダー200機の700機がある。

SLBM：SLBM 626基を潜水艦6隻に搭載している。内訳は、SSN 8ミサイル各12基を搭載したD級原潜3隻。SSN 6ミサイル各16基搭載のY級原潜31隻、SSN 5ミサイル3基を搭載したH II級原潜10隻およびG II級ディーゼル潜水艦10隻、SSN 4ミサイル3基搭載のH I級ディーゼル潜水艦12隻である。（米国防報告によれば、SLBM数は660基に増えている）

さて、最近のソ連の戦略核兵器開発の焦点は、4種のICBM-SS 16, SS 17, SS 18, SS 19の併行開発と、それに伴うMIRV化の進展である。4種のICBMは1975年に配備されると予想されるが、その状況は次の通りである。

SS 16は、SS 13の後継ミサイルと考えられる固体燃料ICBMで、射程5000カイリ以上で、これまで再突入弾頭は1個だけのテストが行われているにすぎないが、恐らくMIRV化されるものと信じられている。このミサイルには、地上移動式のタイプも展開されることになるともいわれる。

SS 17と19は、液体燃料でSS 11の代替をするものとみられ、射程は、いずれも5500カイリ以上で、17の方が技術的にはやや進んでおり、大型弾頭1個とMIRV化された4弾頭のテストを行なっている。恐らく、単弾頭のはアメリカのICBMサイロを効果的に攻撃しうるような命中精度のよいものを目ざし、MIRV化されたものは、都市、工場など軟目標用であろう。SS 19は、4-6個のMIRV弾頭を持つとみられ、すでに6個のMIRV弾頭の試験を行なっているが、軍事目標用としては、十分な精度がないようである。しかし、（この2種に限らず、4種ともそうだが）ミサイルから切離されたあとの弾頭は、コンピューターを内蔵しているし、新しい誘導装置を備え、更に17, 19は、高速で大気圏に再突入するように設計されていることから、とくに精度の向上を

目ざしているものとされている。SS 11は直径6フィート、全長65フィートだが、SS 17は、これより一回わり大きく直径8フィート、全長70フィートで、地下サイロから第1段エンジンが点火される高度50フィートまでは、固体燃料で打ち出すポップ・アップ方式をとり、ペイロードはSS 11の2500ポンドに対し6000ポンドになるとされる。

SS 18は、やはり液体燃料でSS 9の代替ミサイルと考えられる。単1弾頭と5個のMIRVをテストしているが、弾頭数は5～8個とされる。射程は5500カイリ以上、直径10フィート、全長113.5フィートで、SS 17、19よりもかなり大型である。昨年、北核圏で行なわれた3～6MTの地下核実験は、このMIRV弾頭のの一つではないかといわれる。米国防報告は「現在、推定されている弾頭威力とCEPを仮定すれば、約300のこれらのミサイルがあれば、サイロに格納されているアメリカのICBMに対し、これらのサイロが改良された後においてさえ重要な脅威を与うるであろう。そのうえ、SS 11のMIRV化された後続ミサイルはSS 17であろうとSS 19であろうと、次の10年間の早期に相当の硬化目標破壊能力をも達成するだろうと述べている。このようにソ連のICBMが軍事目標破壊能力を指向していることが、前節で述べたような、アメリカの核戦略目標の変換を追っているものであることは、いうまでもない。

SLBM: SLBMについても、数量的な増加とともに、質の改善も進んでいる。この1年間に、SS N 6の多弾頭実験が行なわれた。これはMIRVではなく、アメリカのボラリスA 3と同様のMRVのようである。但し、SS N 8のMRV或はMIRV型は、またテストがされていないようである。

また、注目すべきことの一つは、戦略爆撃機バックファイアーの開発である。その距離などの詳細は明らかでないが、かなり大きな行動半径を持ち、燃料給油能力を考えれば、大陸間爆撃機としても使用できるのではないかと考えられている。同機は、可変後退翼で、アメリカのFB 111に匹敵するものようである。米ソの戦略核レベルのバランスをとる一つの要素が、アメリカの爆撃機の優位であることを考えると、この開発の動向は各方面の関心を引くところである。

このようなソ連の急テンポの開発のねらいを、米国防報告は

(1)戦略核ランチャー(ミサイルおよび爆撃機を含め)においてアメリカとの数量的な対

等以上の優位に立つこと。

(2) アメリカに対して大量直接脅威を与え得るようになった後に、更に西ヨーロッパ諸国に対する広範な脅威に継続すること。

(3) 大きな威力をもち、高度の精度をもったMIRVを7000発展開しうるようなICBMの大きな打上げ重量の開発を始める。

(4) 大陸間の脅威のうちに数えうることができるバックファイア一爆撃機の生産を始める。

こととし、更に「これらの活発な費用のかかる計画によって、ソ連が自らどのような目標を定めているのか自信をもって評価することは時期尚早である。しかしながら、ソ連がその戦力の増大する数的重みの面のみならずわれわれ自身の戦略軍備の大きな部分を危険に陥れるその潜在力の面でも、政治と軍事の両面での優位を見越していることは確かに考えられるところである」と指摘している。

第4.2表～4.4表に示したように、この数年のソ連の核戦略体系の進展は目ざましく、ミサイルの数量ではアメリカを超越したが、しかし、アメリカは命中精度やMIRV化で優り、弾頭数が7940対2600で3対1の比率にあるように、総合的な戦力では、アメリカが優位にあることは、恐らくソ連自身がよく知っていることであろう。だからこそ、アメリカはSALTでも、ソ連にミサイルの数的な優位を認めるかわりに、アメリカの爆撃機数と弾頭での優位をソ連に認めさせ、「実質的対策性」を求めようとしたのに対し、ソ連は、伝えられるところによれば、ミサイルの数量の優位は固定化しアメリカのトライデントのような新兵器の配備は認める、そのうえでMIRVの管理の交渉を用意すると提案したという。質的な面でも、対等性を確保しようというのが、その目標であることはいうまでもないし、昨年8月の太平洋実験で、はじめてMIRV実験に成功したソ連にとって、この1-2年は開発にきわめて重要な時期であろう。

ブレジネフ書記長は、アメリカとの平和共存政策に政治生命をかけているといわれるが、ソ連がアメリカとの共存体制を安定したものとし、バランスのとれたものになりたいと願っていることは、間違いあるまいが、それは、あくまでも核戦力のバランスの上での平和なのである。そして、近年のソ連では、とりわけ平和時の軍事力の価値つまり政治的な道具としての軍事力が重視されているといわれるが、政治的な成功を得るために、できること

ならば核での優位を得たいと願うことも当然であろう。そうとすれば、ソ連のICBMやMIRVの開発は、ソ連にとって当然の計画であり、むしろ、アメリカがこれまで過度に反応し、戦略を変更し、新技術の開発を推進しようとしていることに、ショックを受けているのではないが、という見方も成り立つ。そして、このようなアメリカの反応に、ソ連がどう反応するのか——ソ連は、昨年12月の連邦最高会議で可決した74年度予算で、国防費が176億ルーブルと9年ぶりに前年度を3億ルーブル下回ったことに示されるように、緊張緩和を促進する姿勢を示していたが、この姿勢を強硬なものに改めるのかどうか、その動向が注目されるのである。

4.4 中国の戦略核戦力システムの開発と展開

中国の戦略核戦力システムの開発は着実に進んでいるようである。すでにMRBM、IRBMの配備を終え、今年中には初期のICBMの展開も予想されている。今年度の米国国防報告は、「中国が達成しようとしている戦略及び政治上の諸目標について、まだ多くを見通せるには至っていないが、興味のある特徴が明らかになっている」として次の点を指摘している。

——中国は第二撃核戦力の重要さを明らかに意図しており、その戦略攻撃部隊の脆弱性を出来る限り小さくすることに、かなりの努力を払っている。

——中国の兵器システムの射程と配置は、すでにソ連東部の重要目標を射程内におさめられる状況にある。しかし、それらは自国周辺の他の国々をも射程内に入るように配置されている。

——中国が現在開発中のICBM（そしてのちにはSLBM）が展開されれば、中国はソ連全土の目標及びアメリカ国内の目標をもとらえうる戦力を持つことになるであろう。

そして、「過去10年間に中国は開発及び実験計画から発展された核戦力に着実に進んでいる。われわれは、中国がすでに控え目な数のMRBM、IRBM及び核能力をもつ中・軽爆撃機を配備済みであると判断している」と述べている。MRBM、IRBMに関しては、昨年度の国防報告は「現在、M/IRBM体系を配備しつつある」と述べていたが、この展開が確認されたわけである。そして、イギリスの国際戦略研究所のミリタリー・バランスは、その数はIRBM115～200基、MRBMを約50基とし、これらは地上の非

脆弱な4カ所の基地に展開しているとしている。MRBMの射程は1500 km内外で東北地方（吉林南方で、この地点は日本列島及び沿海州を結ぶ円周の中心点に当たる）に配置され、IRBMは射程2500～4000 kmで、アジア全域とモスクワまでをカバーしているという報道もある。

爆撃機は、航続距離1600マイルの中爆TU16を約100機を保有し、軽爆ビーグルの生産も続けられているが、もちろん、米本土に到達できるものでなく、ソ連の東部、アジア、西太平洋の周辺諸国をカバーするものである。戦術機として、ミグを改良したF9戦闘爆撃機を量産し、すでに200機を保有しているといわれるが、これは戦術核兵器の開発と相まって、対ソ戦略に大きな意味をもつとされている。

ICBMは、2つのタイプの計画があるという。第1の、限られた射程のものは、ソ連国内には奥深く届くが、アメリカには、アラスカ西部以外には到着しないと考えられるが、これは今年中に配備されることがありうるとされる。（米軍事態勢報告）。また、全射程のICBM——アメリカのタイタン、ソ連のSS9と同クラスのもの——も開発中であり、1973年中にも再度飛行テストが行われたが、米国防報告「全射程のICBMは1976年に初期能力を持つと推定される。……70年代の内には硬化サイロに格納された30基のICBMが、相当な戦略核力となろう」と述べている。

SLBMについては、米国防報告は「ICBMより多少遅れて初期実戦能力を持とう」と予測している。中国は60年代初期に建造されたソ連型G級ディーゼル推進のミサイル潜水艦を保有しているが、ミサイルは装備されたことはなかったといわれる。これを実験用として、1977年ごろにはミサイル潜水艦が完成するのではないかとみられている。

戦略防御戦力に関して、中国西部には早期警戒システムがすでに完成し、レーダー警戒用も、その到達距離、精度が拡大強化されているという報道もあるし、ここ2～3年の間に近代的な全天候戦闘機が開発されることも予想されている。だが、地对空防空ミサイル——中国は、ソ連のSAM-2システムをコピーした実戦用SAMシステムを保有し、731年中期までに数百基のSAM発射機を展開したもようであるが、まだ脆弱性があり、重要都市、工業地帯軍事施設などの局地防空能力にすぎず、今後も、1970年代中ぐらひは、米ソにとって大きな障害となるものではないといわれる。

なお、イギリスの国防戦略研究所の報告によれば、中国は、すでに原水爆にして200発分の核分裂物質を保有し、今後2～3年の間に、更に準備するであろうという。

次に中国の核弾頭の開発の状況を概括しておこう。中国は1974年6月17日は第16回の核実験を行なった。1974年10月16日くらい、経過は次のとおりである。中国が核開発を決意したのは1958年5～6月といわれるから、すでに15年を経過し、第1回の実験くらい10年になるわけである。

回次	年	月	日	爆 発 力 (TNT 担当)	記 事
1	1964	10	16	20KT	塔上爆発、原料U-235
2	65	5	14	前回をやや上回る	空中投下 //
3	66	5	9	200KT以上	空中投下、熱核装置
4	66	10	27	10KT	ミサイルによる実射
5	66	12	28	200～300KT	塔上爆発、熱核装置
6	67	6	17	3MT	空中投下、熱核装置
7	67	12	24	15～25KT	空中投下？
8	68	12	27	3MT	空中投下、熱核装置引金装置はPu-239
9	69	9	23	25KT	地下実験
10	69	9	29	3MT	空中投下、熱核装置
11	1970	10	14	3MT	空中投下 //
12	71	11	18	20KT以下	空中投下
13	72	1	7	10～20KT	空中投下
14	72	3	18	100～200KT	空中投下
15	73	6	27	2～3MT	空中投下
16	74	6	17	1MT	空中投下

この表で明らかなように、中国の核実験には3MTとKT級の2つのリリースがあった。16回目の核実験が1MTとすれば、水爆実験としては、もっとも小型のもので、MRBM式はIRBMの弾頭の小型、軽量化のテストであるのかも知れない。いづれにせよ、中国の戦略核兵器の開発が漸進していることを示すものである。

それはさておき、1964年以来、10年間の16回の実験の経過からみて第一に、中

国は、すでに10ないし20KTの弾頭は実験済みで、実用化していること、第三に、300MT級の水爆は、すでに5回も空中投下で実験されており、爆弾としては実用化していること、第三に、71年以降のKT級の実験は、戦術核兵器の開発を目ざしたものであろうことなどが考えられよう。そして、16回目の実験に示唆されるように、今後は、小型、軽量化を目ざした開発が続けられよう。

第16回目の核実験に際して、中国は6月19日に次のような声明を発表した。「中国が必要で制限ある核実験を行なったのは、全く防衛のためであり、超大国の核独占を打破し、最終的には核兵器を消滅させるためである。中国政府は、いかなる時、いかなる状況の下においても、決して先に核兵器を使用しない。中国人民と中国政府は、世界各国人民および平和を愛する国家とともに、核兵器を全面的に禁止し、徹底的に廃棄する目標のため、ともに奮闘するであろう」

この声明の主旨は、第1回核実験いらい、くりかえし述べられていることである。その主張の一つは、中国の核保有が、核兵器消滅への筋道となるという点である。すなわち、中国が米ソに核兵器の全面禁止を訴えても、米ソは、中国を威嚇する兵器を自らは手放さない。中国が核保有し、大国の核独占を打破すれば、核大国も核の脅威を受けることになり、全面禁止に向わざるを得ないというのである。毛沢東の「われわれは、戦争はやりたくない。しかし、戦争を経てのみ戦争を消滅させることができるものであり、武器をなくするには武器をとらなければならない」という戦争消滅論と軌を一にするものであろうか。

中国の核が防衛のもので、先制攻撃には使用しないというのは真実であろう。中国が全射程のICBMをもち、非脆弱性を得たとしても、米ソのほう大な戦略核戦力にくらべれば、米ソに対して第一撃能力を持つことは不可能である。ただし、米ソにしても、中国に対しては、それなりの覚悟をしなくては核攻撃を加えることはできないから、抑止力としては意味をもつのである。また、中国のミサイルが非脆弱であっても、もし、中国が全面戦争が避けられないと判断すると、核使用に踏切らないとも限らないということから、それなりに抑止力としては有効という見方もある。

4.5 フランスの核政策と核実験の再開

フランスは、各国の強い抗議を押し切り、例年のとおりムルロア環礁で74年6月に大

気圏内実験を行なった。5月の大統領選挙のさいに、ジスカルデスタン氏は「不可決の核実験は継続しなければならない。実験は地下に移行するのが望ましい」と主張していたから、当然のことであるが、オーストラリアはじめ多くの国が抗議した。昨年5月には、オーストラリア、ニュージーランド、フィジーがフランスの核実験による放射性降下物は、国民の安全を障害するものであるとして、国際司法裁判所に提訴し、同裁判所は、6月にフランスに、核実験の合法性について最終結論が出るまで実験を差し控えるよう、その裁定を下したが、フランスは、国際司法裁判所には国防に介入する権限はないとして、この裁定を無視した。また、同年6月8日には、仏外務省は核実験白書を発表し、「世界の現状からみて、核開発はフランスの安全のために必要である。住居及び動植物に被害を及ぼさぬよう万全の措置を講じており、安全確保の対策は、他の諸国よりはるかに厳重であり、実験は無害であると確信する」と述べている。しかし、予定を1年早めて75年からは、地下実験に移行することとし、南太平洋のファンガタクファ環礁で地質調査を行い、IMT級の実験をするための1400mの垂直杭を掘る準備が進められている。

では、フランスの核戦力の現状と計画はどのようなものか。まず、戦略核戦力は——地対地ミサイル(SSBS)として、S2ミサイル各9基を装備した2中隊が南仏オート・プロバンスのダルビョン高原に展開している。S2ミサイルは射程1875マイル、1971年に就任し、弾頭威力は150KTと推定される。1977～78年ごろには、より長射程で水爆弾頭をもつS3が展開される予定。潜水艦ミサイル(MSBS)は、ミサイル原潜1号艦ルドウ・ダブル、2号艦テリブルが既に就任し、74年中に3号艦そして80年までに4、5号艦が就航する予定である。就航中の2隻は、各16基のM1ミサイルを積載しているが、M1は射程1380マイル、推定弾頭威力は450KTであり、より長射程のM2は74年に、更にそれを水爆弾頭化したM20が76年ごろ、これを長射程にしたM4が1980年代に実用化される見通しである。爆撃機としては、ミュージュIV A4機編成の9中隊36機が常時出動態勢にある。IV Aは2人乗りマッハ2以上、約100KTの原爆を装備する。このほか戦闘機ミラージュIII Eおよびジャガードの各2個飛行隊にも原爆AN-52(10～15KT)が配備されている。

戦術核ミサイルとして初めてブルトンが1974年5月に配備された。ブルトンは射程100～120km、弾頭はAN-52原爆で、ブルトン装備の部隊は6連隊が編成され

る予定で連隊はAMX30戦車を改装したブルトン搭載車6両を保有する。

昨年度の国防白書によれば核戦略、戦術部隊の装備、原・水爆の開発は最重点に進められ、装備予算の3分の1が充当されているという。今年の太平洋実験の目的も、MSBS国のIMT水爆弾頭の小型化と戦術原爆を目標としたものといわれる。

フランスの核兵器開発は、第2次大戦後間もない1949年ごろから研究され、54年、マンデスフランス内閣の時に原爆生産に着手58年のドゴール政権誕生とともに核武装計画は促進され60年2月13日に最初の原爆実験に成功した。南太平洋実験は1966年から始められ66年に6回、67年に3回、68年5回、70年8回、71年5回、72年3回、そして73年に5回の実験が行なわれている。70年代になってからは、71年にIMT級の爆発があっただけで、1~5~10KTの低規模のものであり、小型原爆と水爆の引き金の完成を目ざしてきたとみられている。

国際的な強い反対を押して、フランスが核開発を進めるのは、フランスの戦略の基盤に“全体戦略”という概念があるためといえよう。全体戦略というのは、自国の要求を相手国にのませるには、軍事力だけでなく、文化、経済協力、外交宣伝など、凡ゆる要素を駆使しなければならない。軍事戦略は、力を主軸とするのに対して、全体戦略は、むしろ心理的な要素が大きく、このため、核兵器は軍事力としてとともに、心理的な武器としても重要なのである。また、現実の世界の核の状況をみても、米ソの戦略核兵器が巨大化するに伴い、周辺地域での戦術核戦争や通常戦争、冷戦などは有効に抑止し得ないことが次第に明らかになり、周辺地域の独立国としては、独自の核防衛を考える必要がでてくるというのである。その場合、米ソと対等の巨大な核兵器体系をもつ必要はない。例えば、大国といえども、小国が自国の10~20%を破壊する能力をもてば、たとえ小国を全滅させる核戦力を持っていたとしても、その積極的に核脅迫は行なえない。つまり、小規模でも防衛的抑止力としては有効である、というのである。

4.6 イギリス

イギリスの戦略核戦力はポラリスA3型ミサイル16基を積載するポラリス型原子力潜水艦4隻のみである。そして、昨年、発表された下院予算委員会の“核抑止力の将来に関する報告”で、この戦力及び核政策は当分変わらないことが明らかにされている。すなわ

ち、ポラリス潜水艦の4隻の内、古いものは1986年ごろ、新しいものは1990年頃までは運用可能だろうが、最初の主要な改修に1976年ごろになされなければならない。そのために、次の4つの課題が検討された。第1は、アメリカからポセイドンを購入することで、これはミサイルの射程を伸ばし、MIRV化することになる。第2は、現在のポラリスをMIRV化すること、第3は、ポラリス原潜に積載するトライデントⅠミサイルを購入すること、そして第4には、アメリカが研究開発中のトライデントⅡ型原潜を購入すること、である。4つの可能性を検討した結果、委員会は「何もしないことが、一番よい」という結論に達し「政府はポラリスの現艦隊を維持すべきであり、隻数の増加やMIRV化は進めるべきでない」との見解を示した。ポラリスに関する決定は1976年、77年ごろまで引きのばされ、そのころの欧州、米ソの動向をみたくえできめられることになったわけである。

同委員会報告は、又、4隻の原潜の建設費は1億6200万ポンド、ミサイルは5200万ポンドだったが、新しいポラリス原潜1隻の価格は9000万ポンド、運用費は年間800万ポンド、各ポラリス・ミサイルの価格は550万ポンド（含研究費）、ポラリス潜水艦をポセイドンに変換する場合の価格は6200万ポンドと見積っている。なお、4隻のポラリス原潜の予算は3900万ポンドで全国防予算の1.16%（72-73年度）であった。

さて、イギリスの4隻のポラリス原子力潜水艦は、国防白書が「西側抑止力に対するイギリスの寄与として、不断の哨戒任務についている」と述べているように、独自の抑止力とは考えられていない。英海軍のほとんど、陸、空軍の大多数がそうであるように、NATOを通じて西側の防衛体制に貢献しようとしているのである。ところで、イギリスにとってフランスとの核戦力の統合は、永年の懸案であった。その規模は、1MT弾頭200個と考えられていた。マクナマラ元米国防長官は、対ソ抑止力に確定破壊能力として、400個の1MT弾頭をソ連に打込む能力としたが、ヨーロッパの抑止力としては、その半分ていどがあれば、同盟国アメリカの存在を考慮すればソ連は完全に抑止できるものである。また、このていどの抑止力ならば、英、仏両国にとっても困難なことではない。という面もある。英、仏両国が単独で対ソ抑止力を持つことは困難としても、英仏が協力し、統合核戦力を持てば、自からの戦略、戦術核兵器でソ連の脅威に対応するというわけで

ある。だが、フランスは、このような協力については、核兵器の使用の決定は一国の主権によるべきであるとして消極的であった。また、イギリスは、アメリカから核技術情報の供与を受けているが、第三者にはもらさないという条件つきなので、フランスとの共同研究は望ましいところだが、実際には不可決なことである。このようなことから、今日の委員会報告は、英仏共同関係を強調するよりは、フランスを西側同盟の核計画へ参加させるよう働きかけ、英米仏の核関係の発展を強調した方が有利であるとしている。

74年6月24日に、ウィルソン首相は下院で「イギリスが数週間前にアメリカのネバダ州の地下核実験場で核実験を行なった」と発表した。同首相は、この実験は部分核停条約や核防条約に違反しない範囲で行なわれたと言明したが、9年ぶりの核実験再開は、折からの核拡散ムードの中で、各方面に大きな波紋を投げかけた。この実験は、200KT級のもので、ポラリスA-3弾頭の改良あるいはMIRV化を目ざすとの観測が強がったが、実体は、そのような技術開発を目ざしたものでなく、将来のフランス核協力での発言権を考えてのことといった方がよいのではなかろうか。

第 5 章 軍 縮 問 題

5.1. 戦略兵器の制限

5.1.1. 攻撃兵器

第2次SALT取決めを目ざす交渉に関する基本的原則は、1973年6月に米ソ首脳間で調印され、「戦略的攻撃兵器の制限とそれに続く削減に関する一層まとまった措置の恒久的協定を作成するため、活発な交渉を続け、同協定を1974年中に調印するよう真剣な努力をする」ことなどを約束した。その諸原則、とくに1974年中の調印を目標としたことから、両国のその後の交渉に世界の期待が寄せられていた。そしてその交渉は73年秋についで、74年2月にジュネーブで再開され、さらに同年3月にキッシンジャー・アメリカ国務長官がモスクワを訪ねてブレジネフ・ソ連共産党書記長らと話合った。しかし、結局上記の原則にみる約束のように進展せず、同年6月～7月のニクソン＝ブレジネフ会談での合意は達成されなかった。そして同会談では、「暫定協定の失効以前にできるだけ早く新しい協定を結び、同協定は1985年までの期間を取扱い、量的および質的制限を規定する」ことだけが合意された。

第1次SALTの戦略的攻撃兵器制限暫定協定で取決められたICBM、SLBMおよび同装備潜水艦の数でアメリカがソ連の優位を認めたのは、主としてアメリカがMIRV化などで優れているからであった。公表された声明、信頼できる新聞報道などによれば（SALTは非公開の交渉）、ソ連は暫定協定による核兵器送達手段の数的優位を維持しながら、ミサイルのMIRV化などを進めようとしているのに対し、アメリカはMIRVの展開などでの制限に早く合意し（アメリカの質的優位を維持し）、そのうえで核兵器送達手段の合計数（ICBM、SLBM、爆撃機など）を米ソ同一にしようと主張したという。

キッシンジャー長官は74年4月12日の記者会見で交渉の焦点として、①量的規制が目的だったSALT Iと比べ、はるかに複雑な質的規制を交渉対象としている、②地上発射ミサイルの大型化を目指すソ連と逆に、小型化をはかるアメリカの兵器体系の食違いから生ずる困難、の2点をあげた（4月13日付、朝日新聞夕刊）。

米、ソのいずれも従来自国が優位に立っている分野で、その優位をなげすめるような取

決めを結びたくないし、従来劣位にある分野では、できるだけその劣位をなくそうと努めているわけである。73年6月の基本的原則の第二によれば、「平等な安全保障の利益の相互承認」がうたわれているが、平等な安全保障を実現するのは容易なことではない。それぞれの国の地理的環境や戦略的条件が、大変違うからである。また、核戦略力を同等にするということも難事である。それは、戦略兵器の数、型、爆発威力だけをもって測ることができないからである。したがって、そこには政治的判断の要因が強く働かねばならず、攻撃兵器に関する第二次取決めについても、その前途にはまだ多くの障害が予想される。

5.1.2 防御兵器

攻撃兵器の制限に失敗した米ソは、上記の首脳会談でそれに代る取決めの一つとして、A.B.Mの一層の制限について合意した。すなわち、1974年7月3日に発表された米ソ共同コミュニケによれば、ニクソン、ブレジネフ両首脳は、72年に結ばれたA.B.M制限条約の付属議定書に調印し、A.B.Mの配備を1地域に限ることになった。

同議定書の要旨は次の通り。（外務省国連局軍縮室の“Protocol to the Treaty between the United States of America and the Union of Soviet Socialist Republics on the Limitation of Anti-Ballistic Missile Systems”から抜粋）

第1条 1 各当事国は、A.B.M制限条約第3条に定められたA.B.Mシステム展開の2地域のうち、一時に1地域の展開に限ることとする。

2 下記第2条によって許されるものを除き、アメリカはその首都地域にA.B.Mシステムを展開せず、ソ連はI.C.B.M地下発射台展開地域にA.B.Mシステムを展開しない。

第2条 1 各当事国は、現在展開している地域のA.B.Mシステムを撤去あるいは破壊し、A.B.M制限条約第3条で許された別の地域にA.B.Mシステムを展開する権利を持つ。この権利は一回だけ行使できる。ただし、その建設開始に先立って、通告を行わねばならない。

2 そのような通告を行なった場合、アメリカはI.C.B.M地下発射台展開地域のA.B.Mシステムを撤去あるいは破壊し、その首都地域にA.B.Mシステムを展開する権利

を持ち、またソ連はその首都地域の A B M システムを撤去あるいは破壊し、I C B M 地下発射台をおく地域に A B M システムを展開する権利を持つ。

(なお、第 4 条によれば、「この議定書は各当事国の批准を要し、批准書交換の日に効力を生じる」ことになっている。)

この議定書は、72 年の条約で米・ソがそれぞれ、首都防衛 1 地域と I C B M 地下基地防衛 1 地域の計 2 地域に A B M システム (1 地域につき 100 基以下の A B M 発射台と 100 基以下の A B M 要撃ミサイル) を展開できることになっていたのを、いずれか 1 地域に限って認めるというように自ら一層の制限を加えたことになる。これによって、アメリカはノースダコタ州グランド・フォークス I C B M 基地防衛地域に、ソ連は首都モスクワ防衛地域にだけ A B M システムを展開できるようになった。しかし、この自己規制の主な理由は米・ソともに A B M を本格的に増強する意図を持っていないことである。それは、完全防御の A B M システムは財政的にも、技術的にも無理なことが分っているからである。

それならば、当然 A B M の全廃を取決めるべきであるという議論が出るわけであるし、非核兵器国からはそういう主張が表明されているが、米・ソともそこまで踏切るところまで至っていないのが現状である。

5.2 核実験の禁止

5.2.1 米ソ地下核実験制限条約

前記の米ソ首脳会談の最大の成果として宣伝されたのが、地下核実験の制限に関する条約である。これは 1974 年 7 月 3 日にモスクワでニクソン、ブレジネフ両首脳によって署名され、「1976 年 3 月 31 日から 150 キロトンをこえる爆発力の地下核兵器実験を行わない」ことが約束された。

同条約の要旨は次の通りである。(外務省国連局軍縮室の "Treaty between the United States of America and the Union of Soviet Socialist Republics on the Limitation of Underground Nuclear Weapon Tests" から抜粋)。

第 1 条 1 各当事国は、1976 年 3 月 31 日以降、その管轄下または管理下にあるいかなる場所でも、150 キロトンをこえる爆発力をもつ地下核兵器実験を禁止し、防止し、そして実施しないことを約束する。

2. 各当事国は、その地下核兵器実験の数を最小限に制限する。
3. 両当事国は、すべての地下核兵器実験の停止の問題の解決を達成するため、両者の交渉を続ける。

第2条 1. 各当事国は、一般的に認められた国際法の原則に一致する方法で、各当事国が利用できる国別の検証技術手段を用いることとする。(以下略)

第3条 この条約の条文は、両当事国が平和的目的のために行う地下核爆発には適用されない。平和的目的の地下核爆発は別の協定によって律せられるべきであり、それは両当事国によってできるだけ早く交渉され、締結されるべきである。

第4条 この条約は、各当事国の憲法上の手続に従って批准されなければならない。この条約は、批准書交換の日に効力を生じるものとする。

第5条 1. この条約は5年間有効である。もしこの条約の第1条第3項に記された目的の履行による別の取決めが5年より早くできなければ、またいずれかの当事国が条約の期限の6カ月前までに条約の終結を他の当事国に通告しない限り、条約はさらに5年間延長される。

2. 各当事国は、この条約の対象である事項に関連する異常な事態が、自国の至高の利益を危うくしていると認めるときは、この条約から脱退する権利を持つ。

この条約は、1963年に部分的核兵器実験禁止条約が結ばれた後、懸案となっていた地下核実験禁止について部分的に実現した最初の取決めである。その観点からすれば、重要な意義を持っている。しかし、この条約は米ソ両超大国だけを拘束するものであり、しかも調印時から1年8カ月余り経ってから後に、150キロトンをこえる爆発威力(yield)の地下核兵器実験だけを禁止する取決めであって、米ソ本位のアームズ・コントロール的思考に基づく条約にちがいない。

(注——核兵器の威力は普通、TNT火薬の爆発威力に換算して示される。150キロトンのyieldというのは、その核兵器が爆発したさいに放出するエネルギーをTNTのそれに換算すると150キロトン、いいかえれば15万トンになるという意味である。なお、メガトンは100万トン、すなわち1,000キロトンのこと。)

米ソは部分的核実験禁止条約の締結後、その禁止対象となっていない地下で各種の核兵器を実験してきた。1963年8月～73年12月の間にアメリカは283回の、ソ連は

136回の地下実験を行ない(SIPRI Yearbook 1974, p508), そのなかには20キロトン以下のもの(アメリカ)もあれば, 6メガトンという大威力のもの(ソ連)も含まれていた。しかし, こんど150キロトンという上限を設けることによって, 期限後は大威力の核実験を行えなくなった。一般的にいて, ミサイル弾頭は小型化の傾向にあり, たとえばアメリカのICBMミニットマンについてみれば, I型が1メガトン, II型が2メガトンであったのが, III型では160キロトン3個となり, SLBMについては, ポラリスA-1, A-2が800キロトンであったのが, A-3では200キロトン3個となり, ポサイドンC-3では40キロトン1.0~1.4個というように小型化してきた(SIPRI Yearbook 1974, pp.106~107)。

しかし, 上記のミニットマンIII型のほか, ソ連のICBMの新型SS-11(mod.3)は200キロトン3個, SLBMのSS-N-8は1メガトン1個というように150キロトンの上限をこえるものがあり, それらのうち実験の必要なものは1976年3月末の期限までに実施するであろうという, 予想が多い。

ただし, こんどの制限によって, 150キロトンをこえる爆発威力の核弾頭の配備が抑えられるかどうかについては, キッシンジャー国務長官らの肯定的言明にもかかわらず, 疑問視する専門家がかなりいる。たとえば, ハーバード大学のジョージ・キスチアコフスキー教授(アイゼンハワー大統領の科学顧問をつとめた)は, 次の要旨のように批判している。

「高度の兵器技術があれば, 150キロトンの上限以下の威力でもって実験し, その核兵器に若干の変更を加えて, 配備し, 同上限よりずっと大きな威力を出すようにすることができる。特定の変更を加えることによって, その核兵器の威力を300キロトンにも, 500キロトンにも, 1メガトンにもできるであろう」(Science, Vol.185, p.422)
これが真実だとすると, この部分的禁止条約の禁止効果はほとんどないということになるであろう。

さらに, 平和利用核爆発にはこの条約が適用されないことになっており, そこにも一種の抜け穴があるのかもしれない。というのは, 核爆発の平和利用と軍事利用は, この条約の第2条に定められたような各国別の検証手段をもってしては識別できないとみられるからであり, また従来の平和利用核爆発のさい, 軍事目的の実験も併せて行なっているよう

だからである。

5.2.2 包括的核実験禁止問題

あらゆる環境でのすべての核実験を禁止する問題は、ジュネーブの軍縮委員会会議（OCD）や国連総会で審議されたが、1974年7月末現在までにはみるべき進展はなかった。そして、同年6月から7月にかけてフランス、中国、イギリス、ソ連、アメリカと、5つの核兵器国が相次いで核実験を行い、実験禁止問題に暗影をなげかけた。さらに、同年5月にインドが平和利用核爆発装置の実験を行なったことは、同問題を一層複雑化すると予想されるようになった。

包括的核実験禁止にとっての大きな障害は、5つの核兵器国が核実験を軍事的に必要と考えて、それを継続しようとしていることである。また、中国とフランスが部分的核実験禁止条約に署名せず、さらにOCDの交渉にも参加していないことは、この問題の解決への道がけわしいことを物語っている。一般に、包括的核実験禁止、なかでも地下核実験の全面的禁止の重要な障害は検証問題であるといわれているが、それはむしろ口実である。あらゆる核実験を完全無欠に探知し、識別するということは不可能であろうが、技術的進歩のおかげで、検証上の技術的障害が激減していることも事実である。ある専門家によれば、「北半球の硬い岩のなかでの地下核爆発で、探知、識別できる限界は2～3キロトンであろう」とみているほどである（SIPRI Yearbook 1974, p. 385）。したがって、包括的実験禁止問題が前進するかどうかは、やはり核兵器国の政治的決定にかかっているというべきであろう。

5.3 その他

5.3.1 ヨーロッパの相互兵力削減

ヨーロッパの兵力削減については、1967年ころからNATO（北大西洋条約機構）やWTG（ワルシャワ条約機構）の加盟国によって種々提案されてきた。そこへ1972年に入って、いわゆるデタラントの現象が続出した。

72年6月3日にアメリカ、イギリス、フランス、ソ連の四大国がベルリン協定に調印し（同日発効）、西ドイツと西ベルリン間の通行の保障、西ベルリン市民の東ドイツ立入りの承認が決った。また同日、ソ連＝西ドイツ条約（70年8月12日調印）と西ドイツ

＝ポーランド条約（70年12月7日調印）が発効した。前者では、ソ連と西ドイツが武力の不行使、現国境の不可侵などを約束し、後者では、西ドイツとポーランドが現在の国境線（オーデル＝ナイセ線）を承認することなどを決めた。さらに、72年12月21日には東西両ドイツ基本条約が署名され、そのなかで両ドイツの独立と主権の尊重、境界線の不可侵などが約束された。これらの措置は、第二次世界大戦後の国際政治において画期的な出来事であった。このような変化を背景として、ソ連が主張していたヨーロッパ安全保障・協力会議の準備会議が72年11月からヘルシンキで開かれ、それと関連してアメリカが要求していたヨーロッパ兵力相互削減の話し合いも行われる段取りとなった。

中部ヨーロッパにおける緊張緩和などを目的とする相互兵力削減（mutual force reduction; MFR）は、1973年1月から6月にかけてウィーンで予備交渉を行い、会議の名称は「中部ヨーロッパにおける兵力と装備の相互削減、およびそれに関連する措置についての交渉」ということに落ち着いた。これは、西側が「相互の、均衡のとれた兵力削減」（mutual and balanced force reduction）を主張したのに対し、東側がそのなかの“balanced”という表現が現在の東側の数的優位に影響を与えるとみて反対したためであった。

その本交渉は73年10月30日から同年12月14日にかけてウィーンで開かれ、NATO側からアメリカ、イギリス、西ドイツ、ベルギー、デンマーク、イタリア、ルクセンブルク、オランダ、ノルウェー、ギリシャ、トルコ、カナダの12カ国、WTO側からソ連、ポーランド、チェコスロバキア、東ドイツ、ハンガリー、ブルガリア、ルーマニアの7カ国、計19カ国が参加した。

会議は非公開で行われたが、SIPRI Yearbook 1974、新聞報道などによれば、WTO側の提案（1973年11月8日提出）の要点は次の通りである。

- 1) 1975年に東西双方がそれぞれ2万人を撤兵させる（WTOはソ連、東ドイツ、ポーランド、チェコスロバキアの4カ国兵力から、NATOはアメリカ、イギリス、西ドイツ、オランダ、ベルギー、カナダ、ルクセンブルクの7カ国兵力から）。
- 2) 1976年に、中部ヨーロッパに残る兵力の5%を削減する。
- 3) 1977年に、同上兵力の10%を削減する。
- 4) 兵力の削減は、地上軍、空軍、核武装部隊などすべての兵種にわたる。

また、NATO側の提案（73年11月22日提出）の要旨は次の通り。

1) まず、中部ヨーロッパに駐留するアメリカ軍とソ連軍をそれぞれ約15%削減する。

2) ついで、同上の両軍をさらに15%削減する。その後、両軍以外の兵力も減らし、

結局、中部ヨーロッパのNATO軍、WTO軍の最大兵力数を約70万人に抑える。

〔その結果現有兵力からみると、NATOは10%、WTOは20%の削減になるという。〕

そこで、これまでの東西双方の主張から、MFRの交渉の主な問題点を拾い出してみれば、(a) 兵力縮少の方法、(b) 縮少すべき兵力のタイプ、(c) 縮少の対象となる地域、などである。

縮少の方法に関しては、NATO側は、WTO側が現有兵力で優位にあるうえ、ソ連軍は本国へ撤収したとしても有事のさいには容易に中部ヨーロッパへ戻れる有利さがある（それに対し、アメリカ軍の撤収はヨーロッパ大陸を離れてしまうことを意味する）から、「均衡のとれた縮少」を主張する。それは、従って、上記のNATO提案のように、WTO側を多く削減するという構想になる。それに対して、WTO側は「同等の削減」を要求している。現有兵力でWTO側が優位にあるというのは、NATO側は中部ヨーロッパにある兵力だけを取上げ、WTO側はソ連の全兵力を考慮に入れるといった具合に、データ集めに偏向があると主張する。また、NATOと特別な関係にあるフランスとスペインの潜在力も考慮されねばならない、という。

縮少すべき兵力のタイプも、大きな争点である。その第1は、中部ヨーロッパに駐留する外国軍兵力の縮少と、同地域各国軍兵力の縮少の問題である。NATO側の考え方は上記の提案要旨にみる限り、米ソ両外国軍隊の縮少に重点をおいているように見えるが、従来公表されたNATOの構想では、中部ヨーロッパの外国軍と同地域各国軍の双方の縮少を含めている。ただし、これについてはNATO内において各種の意見があることを付記しなければならない。WTO側の構想は、一応その双方の縮小をもくろむということで一致しているようである。しかし、その第一着手として米ソ両国軍を部分的に撤収するという案もないわけではない。

縮少すべき兵力のタイプの第二の点は、在来兵器装備と核兵器装備の問題である。これについてWTO側は、ヨーロッパに展開されているNATO、とりわけアメリカの核兵器、

とくに戦術核兵器の脅威を強調し、その撤去を重視する。それに対し、NATO側は中部ヨーロッパにおけるソ連の地理的有利さに対応するため、NATO側の核兵器依存を重視している。

縮少の対象となる地域「中部ヨーロッパ」にどの国が含まれるかについては、一応東西問間で、ベルギー、オランダ、ルクセンブルク、チェコスロバキア、西ドイツ、東ドイツ、ポーランドの7カ国の領土ということで合意ができていているようである。しかし、今後、ハンガリーとイタリアが含まれる可能性は残されている。ハンガリーにはソ連軍4個師団が駐留しているとみられ、ソ連は兵力縮少の対象地域に含めることを渋っているようである。

この兵力削減交渉は、上記にふれたように非常に重要な、しかも複雑な要素を含んでいるので、数年は続くのではないかというのが一般の予想である。

5.3.2 化学兵器の禁止

生物兵器・毒素兵器禁止条約が1972年に締結されて以来、化学兵器禁止問題は軍縮交渉の一つの焦点になっている。それまでB(生物)C(化学)兵器の禁止として取扱われていたのが、C兵器の禁止だけ取残されたからである。

1972年3月26日にソ連など東側諸国は化学兵器の包括的禁止に関する条約案を提出したが、それは化学兵器使用の訓練の禁止などを含まず、また平和利用の化学剤と軍事利用の化学剤とを識別するための検証について国内管理制度を重視する立場をとっていた。そのため、アメリカなどが批判的であり、スウェーデンなどは国際管理機関の必要性を主張していた。

そこで日本は73年8月21日に完全な化学兵器禁止への第一歩として、いわゆる超毒剤だけの開発、生産、譲渡、および取得を禁止することに関し作業文書を提出した。ついで日本は74年4月30日にCODで「化学兵器の開発、生産、および貯蔵の禁止、ならびにこれらの兵器の廃棄に関する条約案」を提出した(その全文は、外務省国連局軍縮室資料、「国軍(74)A-5」にある)。

この条約案は、前文と本文20カ条、3つの付属書、1つの付表からなる。この案の特徴は、一応「化学兵器の包括的禁止」を規定しているが、それを「段階的に達成」しようとしていることである。すなわち、第1条で、

「各締約国は、いかなる場合にも、次のものを開発し、生産し、貯蔵し、又はその他の

方法によって取得し、若しくは保有しないことを約束する。

(a) 防護又は他の平和的目的のために正当化することができないような種類及び量の化学剤 (chemical agents)。

(b) 敵対目的のため又は武力抗争において、(a)に規定する化学剤を使用するための兵器、器材又は運搬手段」

と定めている。また、第2条第1項で、

「各締約国は、前条(a)及び(b)に規定する化学剤並びに兵器、器材、又は運搬手段で、現在に自国が保有し、又はその管轄下、若しくは管理下にあるものをできる限りすみやかに廃棄し、又は平和的目的のために転用することを約束する。」

と規定している。いかえれば、軍事利用を目的とする化学剤と、それを使用するための兵器、器材、または運搬手段の開発、生産、貯蔵などをすべて禁止し、禁止された化学剤などは廃棄するか、あるいは平和利用に転換することになっている。

ただし、その例外規定が第4条に設けられ、「各締約国は、効果的検証措置の確保を含む別途の合意ができるまでの間、第1条及び第2条の規定にかかわらず、暫定的にこの条約の付属書 I (Annex I) の規定を適用することができる。」と定めている。すなわち、この付属書 I において、現在のところ禁止が適当でないか、困難である化学剤を禁止対象から暫定的に除外しようとしている。ただし、その化学剤については、この条約案はまだ明記せず、それに関して今後、専門家会議を開くなどして決めることにしている。上記の除外規定については、A案(除外対象となる剤につき合意する)とB案(禁止対象とすべき剤につき合意する)とが考えられており、いずれにしても、その具体的な化学剤は「付表」に示されることにしている。これについて、CCDの西堀日本代表は「A案、B案のいずれをとるにせよ、当初から最低限禁止する剤としては、本委員会では超毒性有機燐製剤については特に異論がなかったと、私は了解している。私は、各国の合意が得られるならば、更にこれに加えてマスタード型化合物をも、この最低限の禁止対象に含めることを考慮したい」(「国軍(774)A-6」p.11による)と説明している。

また、この条約案は検証について特徴的な規定を設けている。化学兵器の禁止にとって大変厄介な問題は、同じ化学剤が平和利用にも軍事利用にも供されており、その識別が困難なことである。そこで、日本案は第5条で、各国が国内機関を設けて、条約義務履行の

ための国内的監視・監督，国際検証機関への資料提出などを行うことを定め，また第6条で常設の国際検証機関（International Verification Agency；IVA）を設置することを規定している。そして，同条のほか，第7，8，9，10条でIVAの活動について述べている。たとえば，いずれの締約国も，他の締約国が条約義務に違反しているという疑いを持った場合には，直接またはIVAを通じ，その国に対し説明を求めることができ（第8条第1項），それについて十分な説明が得られない場合には，IVAは査察の実施を当該国に通報できる（第9条第2項）。そのような通報を受けた当該国は，査察に応じるよう努力しなければならない，それに応じることができない場合は，IVAに対しその理由を説明しなければならない（第9条第3項）ことになっている。

しかし，この例で分るように，国際検証はいずれにしても強制的なものではない。そこに問題点がある。そして，現実には平和，軍事両利用の化学剤が多いことが，化学兵器禁止の難関にちがいない。それを示す一例として，1969年8月に国連が公刊した『化学・細菌（生物）兵器とその使用の影響に関するウ・タント国連事務総長の報告書』につぎのような記述がみられる（外務省国際連合局訳の同報告書p.119）。

「今日，多数の工業国が，いろいろな種類の化学剤を生産する潜在能力をもっている。それらの製造に必要な中間化合物の多く，そしてある場合には，その化合物自体さえもが，平時において広く使用される。そのような物質としては，たとえばホスゲンがある。ホスゲンは，ある高度に開発された国々では年産10万トン以上の割合で生産されており，合成樹脂，除草剤，殺虫剤，塗料や薬品類の製造の中間化合物として普通に用いられている。これも化学剤である青酸は，色々な有機合成化合物を生産する場合の有用な中間化合物であり，さらに大量に生産されている。

マスタードガスの製造に際して用いられる酸化エチレンもまた，多くの国々で大規模に生産されている。それは，多数の重要な物質，たとえば，洗剤，消毒剤，湿潤剤などの生産の場合の有益な出発原料である。酸化エチレンや酸化プロピレンの現在の世界生産高は，優に年間200万トンを超えている。マスタードガスや窒素マスタードガスは，酸化エチレンから比較的簡単な過程で生産できる。2.5万トンの酸化エチレンから，約5.0万トンのマスタードガスが生産されるだろう。」

B兵器の場合とちがい，C兵器は，大国が現に大量に生産し，また軽視していない兵器

であって、日本案の進展の見通しはまだつかない。

5.3.3 インド洋の平和地域化

1971年の第26回国連総会でスリ・ランカなどが提出した「インド洋を平和地域 (a zone of peace) とするため関係諸国が協議する」決議案が採択され、72年の第27回総会では、その協議のため15カ国からなるアド・ホック委員会が設置された。この委員会は、1973年中、11回の会議を開いて、報告書を作成したが、それには何らの勧告も盛られなかった。すなわち、インド洋における大国の軍事力強化の停止、インド洋からの大国の軍事基地、施設、核兵器などの排除に関して、どのような措置を講じるべきかについては、結論に達しなかった。

1973年の第28回総会でも、この問題は詳しい論議の対象とはならなかった。そして、アド・ホック委員会に対する審議結果の報告要請、国連事務総長に対する「インド洋における大国の軍事的プレゼンス」についての報告要請を決議したにとどまった。いまのところ、インド洋平和地域化の概念を律する基本原則について共通の了解ができないでいる。ことに大きな難点がある。

アド・ホック委員会の報告によれば、インド洋の沿岸国と後背国として次の36カ国があげられている。

アフガニスタン、オーストラリア、バハレーン、ブータン、ボツワナ、ビルマ、民主イエメン、エジプト、エチオピア、インド、インドネシア、イラン、イラク、ケニア、クウェイト、レソト、マダガスカル、馬拉ウイ、マレーシア、モルディヴ、モーリシャス、ネパール、オーマン、パキスタン、カタール、サウディ・アラビア、シンガポール、ソマリア、スリ・ランカ、スーダン、スワジランド、タイ、ウガンダ、タンザニア、イエメン、ザンビア。

これは、インド洋、あるいはそれに直接つながる海の沿岸国、および海への主要な出入口をインド洋に求める後背国ということで選ばれたものであるが、インド洋平和地域を設定するにさいして、それが最善のラインであるかどうかとも問題である。

また、平和地域の主な関心が大国の軍事的プレゼンスの縮小ないし廃止にあることは確かであるが、その内容として、非核化のほか、何を基準にその縮小や廃止を大国に求めるかが厄介な課題となっている。たとえば、デイスエンゲイジメントにしても、「大国の危

第6章 原子力平和利用とエネルギー危機

アラブ石油外交の影響は世界中にエネルギー問題の再検討を促し、結果的には原子力発電の立場を強めることになった。これと同時に環境面の考慮から原子力施設の建設に対する批判が強まって、実際の発電計画は世界的に遅れ気味である。またエネルギー供給産業という面から見ると、資源確保、設備投資、技術交流、人員養成等、産業規模の拡大に追従する可き体制が仲々整わず、石油をめぐる外交と似たような形で国際間の調整が必要となってきた。これらの事柄は第2章の内容とも強く関連する。

6.1 中東戦争の波紋

世界の経済があまりにも「安価で多量の石油」中心に偏り、その中でも中東のウエイトが非常に大きいことに対する警戒の念はここ数年来専門家によって繰返し指摘されていた。1973年の第4次中東戦争を境に問題は一気に表面化した。6.1表に見るように世界の原油生産に占める中東の位置づけは非常に高い。またかつて石油の輸出国であったアメリカが近年輸入国に転じたことから、エネルギー問題はアメリカのグローバルな世界戦略の中で重要な一環となっている。問題の重要さは10年前に比べるとウエイトがまるで変わっている。

実際にアラブ諸国がとった生産制限と禁輸措置は

a) 総エネルギーの32%をO.A.P.E.C.(アラブ石油輸出国)に依存する日本、50%を依存するフランス、36%の西ドイツなどの経済にあまりに深刻な打撃を与え、それが中東諸国の工業化にはね返って来る。

b) アメリカのO.A.P.E.C依存率は僅か2%でしかも巨大石油会社(メジャー)の流通機構のおかげで供給不足が分散され、アラブ側の思う通りに圧力がかからない。

などの理由から、1973年末には可成り緩和されていた。しかし後遺症はいろいろの形で残った。

(1) 資源量が多く供給の安定したエネルギー源を求める動きが強くなった。単に政治的理由からの供給不安に止まらず、石油の埋蔵量は有限であり、従来のようなスピードで需要が伸びるのでは20年前後しか供給が続けられない。探鉱技術が発達した今日では今後

6.1表 世界の原油埋蔵量と生産量

国名	埋蔵(億トン)	%	生産(百万トン/年)	%
アラブ首長国連邦	2.8	3.1	5.0	2.0
イラン	8.9	9.7	2.44	10.0
イラク	4.0	4.3	7.5	3.0
カタール	1.0	1.0	2.2	0.9
クウェート	8.9	9.7	1.37	5.5
サウジアラビア	18.9	20.7	2.62	10.6
インドネシア	1.4	1.5	5.1	2.1
ナイジェリア	2.1	2.2	9.0	3.6
アルジェリア	6.4	7.0	5.3	2.1
リビア	4.2	4.6	1.11	4.5
ベネズエラ	1.9	2.1	1.60	6.4
ソ連	10.3	11.2	3.92	15.9
中国	2.7	2.9	2.9	1.2
米国	5.0	5.5	4.73	19.1
その他	1.29	1.43	3.27	13.1
計	91.4	(100.0)	24.76	(100.0)

非常に大きな埋蔵量が新しく発見されるチャンスは少なく、しかも北海のように採掘条件が難しいところばかりに限られてくる。第6.1表でも見る通り埋蔵量の割りに生産量の多い国は生産制限を希望する方向になり、自国の工業化速度にペースを合わせた石油収入のみを図ることになる。

(2) 代替エネルギーとしては、石炭、シェールオイル、タールサンドのように現時点ではエネルギー生産の社会的コストの高いものを新しい技術によってコストダウンし、且つ使いやすい形にする(例えば石炭の液化)方式と太陽熱、核融合、地熱などの新技術の開

発に努力する」という2つの方式がある。アメリカが1974年に公表したProject Independence はこれら全般ならびにエネルギー節約の技術によって5年間で250億ドル（政府、民間支出を併せて）の研究開発量を投入して1985年にはアメリカをエネルギー輸出国にしたいという意欲的なもので、このためERDA（Energy Research & Development Agency）という機構を新設し閣僚級の長官を置くことになった。

（3）各国とも長期エネルギー政策の再検討を行ない、特にエネルギー節約のために社会機構の变革（自動車から電車に重点を変える等）、産業構造の転換（アルミ等エネルギー多消費産業の取扱い）を長期的に変えようと考えている。石炭その他の代替資源にも恵まれぬ国から見ると、太陽熱、核融合等の新技術の実用化にはまだ当分時間がかかるので、産業規模ですぐに実用化に移せる手段は原子力発電しか無いことになる。このため、フランスが今後の発電方式を100%原子力に切替えたのを初め、わが国を含めた殆んど工業先進国が原子力計画を強化するに到った。

（4）アラブ石油戦略の最大の影響は原油価格の高騰である。代表的とされるアラビアシライトの1バーレル当り表示価格は1970年18ドル、1973年1月2591ドルから1974年1月11651ドルまで高騰し、これにより実勢価格も1年間で約4倍となった。1972年のリヤド協定に基いて産油国による事業国有化及び取り分増大の影響も大きい。この結果、産油国にとって石油収入の急上昇（いわゆるオイルダラー問題）、輸入国にとっての外貨収支の悪化を引き起こした。これらに基く世界的なインフレーションその他経済貿易面の影響が今後どのような形で安定に到達するのかはまだ見当がつかず、むしろその間の経済と貿易の不安定期を狙って国際政治上の諸要因が働いている。第2章に述べたベルシヤ湾諸国への武器輸出の増加、動力用原子炉と濃縮ウランの輸出などもその一環と見ることが出来る。

（5）石油価格上昇の影響を最も強く受けたのは資源を持たぬ開発途上国、すなわち第4世界である。開発途上国は世界の人口の3分の2を占めながらそのエネルギー消費は全体の15%に止まっている。これらの国を工業化する為には当然エネルギー消費の増大を伴う。非資源国が高価な石油の輸入に耐えられないことは明らかであるから、(a)ここに資源国と非資源国の対立が生まれる（特にアジア諸国はごく一部の例外を別として天然資源に恵まれていない）、(b)第4世界に対する援助の主要部分を産油国のオイルダラーに負担さ

せると同時に、先進国からは原子力発電所の輸出といった形に切換えることでエネルギー供給力を増やすことを考えねばならない。

(6) このように石油、原子力を含めたエネルギー政策は夫々の国の内ばかりでなく、外交問題を含むグローバル・ストラテジーとして検討されている。この際大切なことは第4次中東戦争を契機に表面化した紛争処理のパターンである。第1には米ソの間で *détente* に対する解釈に微妙な相異のあることが明らかとなり、これが1974年10月25日の米軍の全軍アラートの発動となって現われた。同時に両国は局地的紛争が超大国の衝突とならぬよう互にあらゆる努力を尽す必要を強く認識した。この結果ソ連はアラブ諸国に対する軍事的影響力の低下を我慢せざるを得なくなっている。いっぽうアメリカは1974年2月にワシントンで石油消費国会議を開いたことにも見られる如く、エネルギー問題を多国間外交の一環と考え、併せて「アメリカ・西ヨーロッパ・日本」の間に新しい協力関係を作り出そうと努力した。このキッシンジャー構想は特にフランスを先頭とする NATO 諸国によって拒絶された。アメリカは第4次中東戦争中の対イスラエル軍事援助に際して NATO の軍事基地使用を拒否され、エネルギー資源入手に際してのアメリカの指導性が否定された結果、各国はバラバラに親アラブ政策を採用して石油輸入量の確保を図る方式が固定してしまった。エジプト、イスラエル、シリアに対するアメリカの原子炉輸出、サウジアラビアに対する軍事援助等はこのような2国間解決方式をアメリカ自身も採用し始めた証拠である。

6.2. 世界の原子力発電

1973年末における世界の原子力発電所の運転、建設の状況を第6.2表に示す。1974年に入ってからこの数は更に異常な勢いで増加しており、アメリカ原子力委員会は今から約10年後の1985年には世界中で7億キロワット前後の原子力発電所が稼働しているものと予測している（第6.3表参照）。発電所の形式はBWR（沸騰水型）、PWR（加圧水型）のいわゆる軽水炉が中心で、西側諸国はアメリカのメーカー又はそのライセンス（スウェーデンと西ドイツの一部は例外）、東側諸国はソ連輸出公団が供給者である。1970年における全世界の発電能力を約10億キロワットと考えると今後原子力発電の占める割り合いが非常に大きなものになるであろうことが予想される。ことに7億キロワ

第 6.2 表 世界の原子力発電所 (運転中、建設中、発注済み)

	BWR (沸騰水)	PWR (加圧水)	GCR (ガス炉)	HTGR (高温ガス)	HWR (重水炉)	LMFBR (高速増殖炉)	その他	計
日本	12	8	1		1	1		23
米国	63	126		8			2	199
ソ連	1	10				2	7	20
イギリス			37		1	1		39
西ヨーロッパ	24	31	11	1	2	2		71
東ヨーロッパ	10	14	1					25
中南米	2	1			2			5
アジア(除日本)	7				8			15
カナダ					12			12
合計	119	190	50	9	26	6	9	409

第 6.3 表 原子力発電の予測 (USAEC, 1974, 2月)

(単位 百万KW)

米 国	1980	1985	1990	2000
ケース A	85	231	410	850
B	102	260	500	1200
C	112	275	575	1400
D	102	250	475	1090
米国以外				
X	113	290	640	1600
Y	140	387	780	2130
Z	157	420	900	2550

(註) 個人当りエネルギー消費量、人口増などの仮定の立て方で数字が違っている。

ケース D 及び ケース Y が most likely とされているが、1974 年前半のベースはややこれを上回っている。

ットという数字は61に述べた石油危機の影響がまだ本当に表面化する以前のものであるから、この感は一層強い。

このような規模で原子力発電が本当に進んで行かれるか否かは、これが当面唯一の実現可能な代替エネルギー技術であるだけに極めて重要な問題である。技術論的な立場で考えると以下の如き主要問題点がある。

(i) 技術として社会的に受入れられるかどうか。一般のエネルギー発生技術の水準から見ると原子力は十分に信頼出来る技術になっている。むしろ安全性に関する極端な保守主義をどうにかしないと運転上の支障を生じるくらいであろう。ところが、核分裂を主体とするこの技術の宿命として放射線事故の発生確率をゼロにすることは出来ないし、また極く低レベルの放射線が長い間には人間の健康又は遺伝に悪影響を与えないと断言することも出来ない。どのような形で社会的な妥協が成立するかは不明であり、世界各国でこの点に関連した原子力反対の勢力は段々に強くなりつつある。

(ii) 技術の寿命はどれだけのなか。原子力発電は当分軽水炉が中心となり、次に高温ガス炉が出て工業用熱源としても利用されるようになり、更に今世紀末には高速増殖炉が実用化してウラン1グラムが石炭3トンと言われる潜在エネルギーを全部利用することになるだろうと言われている。核融合が実用化するのには21世紀に入って後のことであり、海水1リットルがガソリン300リットルの価値を生むのだからまさに無限のエネルギーだと言うのである。しかし一方には太陽エネルギーや地熱の利用も抬頭して来るし、また消費のパターンも水素を媒体とする等いろいろな変化が考えられ、技術の将来を21世紀まで予測することは困難である。原子力発電に関して現在建設する施設は少なくとも21世紀初頭まで経済寿命の続くものである丈に、この辺りの考えを固めることが大切である。

(iii) 大規模産業化の問題点 例えば石油の輸入が年間5000万klの時はタンカー、埠頭、貯蔵タンク、国内パイプライン等が比較的簡単に処理出来たものが、年間数億klにも上ると、日本の国内の土地利用から産業立地の全部を抱括したシステムを考えなければ解決出来ない。原子力発電の規模が非常に大きくなると、ウラン資源、ウラン濃縮、原子炉用特殊器材、原子力技術者、燃料再処理などの諸分野の規模も飛躍的に増大する必要があり、当然他の産業分野との間で資金と資源の奪い合いを演じる。またこれらの産業は国際間の分業によって成り立っているものも多い。1974年初頭にはこれらがいずれも具体的問題として表面化している。

(Ⅳ) 核技術の拡散の影響 原子力発電のウェイトがそのように高まり、工業先進国ばかりでなく従来は核問題に比較的無関心であった開発途上国に拡まって行くにつれて、これが核兵器問題と結びつく可能性が高まるのは当然である。技術がそれだけ一般化すれば、たとえば国際原子力機関による保障措置などの目が届かない部分が出て来る。また核兵器を軍事目的としてでは無く、単純に政治的威信の目的に利用し、或いはテロリズムの手段とする可能性についても対応策を用意せねばならない。これらの点については既に第2章で触れた。

6.3 原子力と放射線安全

安全問題を中心とする原子力論争はこの一年を通じて世界各国で高まり、発電所建設のスピードに迄大きく影響するようになった。わが国では1973年を通じて新規の原子力発電所の建設が一つも着手出来ず、これが夏ピーク時の電力不足に深刻な影響を及ぼすことが心配されている。特に日本では安全問題に関する概念の混同が多く、このため原子力発電所が通常の原因から故障停止することまでが尽く危険と結びつけられて社会的不安をあおっている懸念がある。原子力発電所の運転は非常に保守的な設計思想に基いている為比較的ありふれたバルブなどの部品或いは計器の故障が発電所停止に及んでしまうことが多い。このように放射線事故と無関係な事柄までが屢々安全性と結びつけて原子力批判の原因となっている裏には、放射線という一般国民に馴染みの薄い存在に関する行政上の管理方式が広く国民の信頼を集めるものになっていないという事情がある。この為以下に述べる諸項目についても安全性の論議が冷静に行なえるような社会的風土が生まれていないかのようであり、これは他の国々にも共通してみられる。

上記のような故障停止は別として原子力発電にかかわる放射線安全は次の諸点に分けられ、いずれも社会問題として解決されるにはまだ到っていない。

(1) 通常運転時の微量放射線

原子力発電所が普通に運転している時でも微量の放射性物質が敷地外に洩れ出すのが普通で、その量は敷地周辺の住民に対しても自然放射能の10分の1程度と規制されている。自然放射能の強さは年間100ミリレム程度を平均として数倍までバラツクことがあるので実質的には何の影響の変化も無いのと同じことになる。従って問題はどのように微量の

放射線が長期的に人間の健康や遺伝に障害を与えるかどうかよりも（何百万分の1という確率であるので医学上の実験からたしかめることは出来ない），そのように「疑いの余地がゼロでない」程度のマイナス要因を発電の社会的必要性といかに対比させるかという，いわば基本思想の問題に帰着する。

(2) 事故時の問題

発電所や再処理工場に事故が起きると，事故の種類によって平常運転時の何十倍から何千倍の放射性物質が一度に放出されることになる。事故は規模が大きいほど発生確率が低く，いわゆる大事故として世上問題になった E C C S（緊急時炉心冷却装置）が関係する事故は何百万年に一度（計算によっては数億年に一度）程度の発生確率である。大型原子力発電所の数が増えるにつれて全体としての事故確率は高まる筈であるが，いったいどの程度の確率ならば社会的に受入れられるのかは矢張りエネルギー源としての原子力の価値との対比において初めて決められる社会的判断である。技術の性質上，無限にお金をかけることで事故の発生確率を無限に小さくし，事故の与える障害を無限に小さくすることが出来る丈に尙更厄介である。

(3) 放射性廃棄物の処分

核分裂でエネルギーを発生する際に生まれる放射性物質の殆んどはそのまま燃料の中に閉じ込められ，使用済燃料を化学処理してウランやプルトニウムを分離する時に高レベル放射性廃棄物となって出て来る。これら廃棄物は極めて放射性が強く且つ寿命（半減期）の長い物質を含んでいるので，如何にして人間の生活環境へ舞い戻って来ないように処分出来るかというのが実は最大の問題である。原子力時代の初期に造られた廃棄物タンクが漏洩して高レベル廃棄物が地下に流れた事件がアメリカで起きて問題にされたが，現代の技術ではこのようなことが起きないようほぼ完全な技術が開発されている。検討の対象となっている貯蔵場所は地下の岩塩坑，大洋の底，南極の氷の中等であるが，ものによっては数万年の半減期を持つ放射性物質が何等かのルートを通して人間の生活環境に絶対に帰って来ないという保証は出来ない。或る意味でこれも社会的判断の問題となる。

6.4. ウラン資源の将来

原子力発電を本当に大規模に進めて行こうとするに当って，一番もとになるウラン資源

第6.4表 ウラン需要の予測 (U₃O₈ 1000トン累積)

	1980	1985	1990	2000
第6.3表でMost likely とした場合の				
米 国	1 6 1	3 9 7	8 1 4	2 1 8 7
米国以外	2 2 6	6 1 2	1 3 2 6	3 9 2 6
上記は濃縮工場の廃棄を 0.3%としたが、これを 0.2%とすると夫々	1 3 3	3 2 9	6 7 1	1 7 9 3
	1 9 4	5 2 0	1 1 2 0	3 2 9 3

第6.5表 ウランの埋蔵量 (経済的に回収可能なもの、除共産圏)

	確 定	推 定	計
アメリカ	3 4 0 0	7 0 0 0	1 0 4 0
オーストラリア	1 4 0	4 8	1 8 8
カナダ	2 4 1	2 4 7	4 8 8
南、南西アフリカ	2 6 3	1 0	2 7 3
ニジェール	5 2	2 6	7 8
そ の 他	1 6 1	1 0 6	2 4 7
合 計	1 1 8 0	1 1 4 0	2 3 2 0

が十分かどうかは大問題である。最終的な答えはイエスなのだが、それに到るには幾つかの条件がある。まず第 6.4 表と 6.5 表を比較してみると、共産圏諸国のウラン埋蔵量はわからないが、経済的に採掘可能な既知のウラン資源は 1990 年にはほぼ使い尽してしまうことになっている。これでは何の為に原子力発電を進めているのかわからない。

(a) 実際にはウランは石油のような有機物資源と違い、地球上に非常に多量に賦存している筈の金属である。また原子力産業はまだ日が浅く、石油のように採掘努力が広汎にされたわけでは無いので、これからの努力によってまだまだ多量の資源が発見されるものと期待出来る。

(b) ここで経済的採掘量としたのは従来通り 1kg 当りほぼ 6,000 円までで回収出来るものを目安にとっている。石油価格の高騰で火力発電コストが上昇したのに対応して、仮りに 1kg 当り 3 倍かかっても良いとすれば既知の埋蔵量だけでも紀元 2000 年までをまかなうことが可能である。

(c) 海水中に僅かに溶けているウランを全部集めるとそれ丈で 50 億トン以上と言われる。現在のところ、これを回収するに要するエネルギーのほうに、そのウランから発生可能なエネルギーより多いので採算がとれないが、技術開発によってこれが利用出来るようになれば、高速増殖炉を待たずとも世界はエネルギー資源の地域依存性から解放されることになる。

これらの事情にもかかわらず、ウラン資源の入手は各国の心配のまゝであり、カナダやオーストラリア、南阿のように自分自身で大規模な原子力発電計画を持たぬ国々はウラン資源を貿易戦略上なるべく有利に利用しようとしている。殊に労働党政権下のオーストラリアではウラン資源の海外輸出を禁止する政策をとり各国特に日本を憂慮させている。このような状況に到った理由はウランの採掘、採掘、精練の一連の仕事が完了してウランが市場に出せるだけの施設となるには最低 8 年のリードタイムを必要とするところから来ている。原子力計画の急速な膨張に対応出来るだけの先行投資がされていなかった為に、埋蔵量の大小にかかわらず、生産能力の面でウランの不足が予測されているからである。

1973 年から 74 年にかけて世界各地、特にアフリカ大陸でこのような投資が盛んとなり、その中で巨大石油資本の進出が目立っている。後述するように巨大石油資本はウラン濃縮、使用済燃料再処理の分野にも進出しており、核燃料サイクルの全部を傘下に収める

巨大エネルギー会社出現の様相はわが国としては特に注目する必要がある。

6.5 ウランの濃縮

もともとウランを濃縮したのは広島型の原爆を製造することが目的であった。1950年代の初めにかけて米ソの核兵器競争がエスカレートした当時、両国は夫々年産17,500トンSWU及び8,000トンSWU（SWUは単位濃縮作業）の能力を持つガス拡散工場を建設した。しかしこの時期に水爆の実用化が進んだ為これらの工場は一度もフル稼働するに到らなかった。ウラン原爆は水爆の引金として必要であり、また多少は小型の戦術兵器にもまわされたに違いなく、原子力潜水艦の燃料も同じく高濃縮ウランである。これらの生産に必要な以外の遊休施設を、ソ連はどうしたのか良くわからないが、アメリカは自国で開発した原子炉の販路拡張の一助としたようである。現在に到るまでソ連圏を除く世界中の国の軽水炉はアメリカから濃縮ウランの供給を受けている。原子力発電の発展に伴ってアメリカ工場の能力ではやがてまかない切れぬことが明らかとなり、世界各地で濃縮工場の新設が必要となった。1974年にはこの問題が原子力界の中心的話題となっている。

(1) 濃縮技術は水爆能力につながる為各国とも国家機密として取扱っており、技術の国際交流が難しい。いっぽう濃縮技術開発の難しさ、工場建設資金がばう大で且つ建設期間が長いので国際間の共同事業が望まれる。

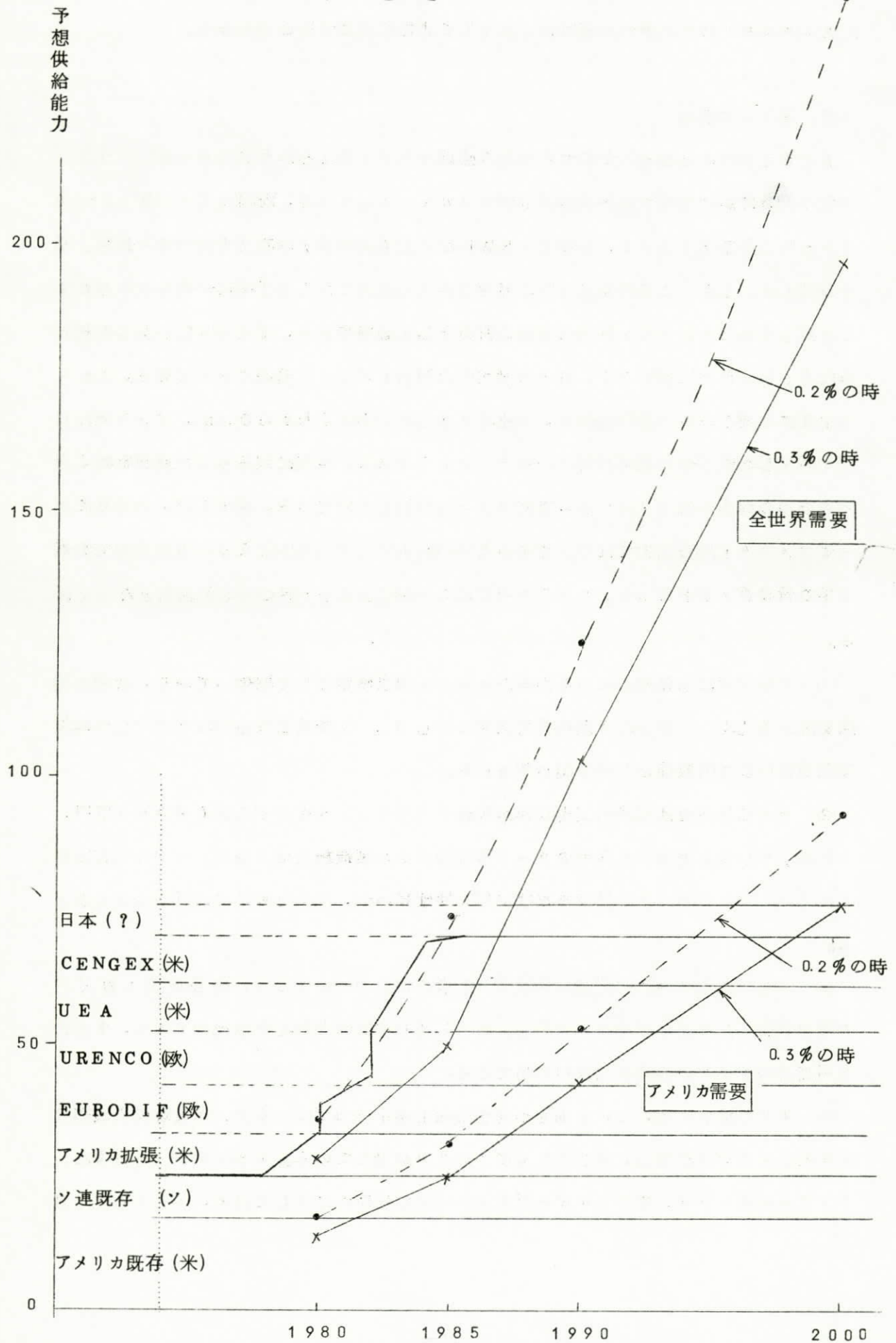
(2) ガス拡散法では経済的工場規模が年産9,000トンSWUぐらい（9,000億円、8年間）でしかも軽水炉燃料用の2～3%濃縮ウラン製造施設で兵器グレードの物質は作りにくい。ガス拡散は古い技術だけに信頼性は高いが、電力を多量に消費する欠点がある。

(3) 遠心分離法の経済的工場規模はガス拡散の何分の一かであり、建設期間も短く且つ電力消費も拡散法の十分の一で済む。しかし遠心法は未だ開発中の技術であり、また兵器用高濃縮ウランの製造が比較的容易である。

(4) 米ソのほかに英、仏、中国も小規模濃縮工場を持っではいるが、商業規模の濃縮技術に関してはガス拡散法、遠心法ともにアメリカが優れている。キッシンジャー長官は1973年末ロンドンでエネルギー行動グループの呼びかけをして以来、1974年2月

第 6.1 図 全世界濃縮ウラン需給予測

(1977 から Pu recycle を仮定)



のワシントン石油消費国会議を通じてアメリカの技術を提供して濃縮ウランの国際協力を提唱した。西ヨーロッパ諸国及び日本は当分の間必要な濃縮燃料をアメリカに依存せねばならぬ状況にあり、またアメリカの技術に強い関心は持ちながら同時に少なくとも部分的にはアメリカから技術的、資源的に独立出来ることを望んでいる。

(5) 1973年からソ連も西側のウラン濃縮市場に進出を始め、西ドイツ、フランス、イタリア、スペインなどと供給の契約を結んでいる。

このような事情から1974年現在幾つもの濃縮工場建設計画が進められ多くの場合互いに競合している。特にアメリカの場合国営対民営、国内優先対外国への供給義務といった基本思想の対立が顕著である(6.1図参照)。

米国原子力委員会の拡張計画(拡散法、約8,000トンSWU/年)

U-E-A計画(ウエスティングハウス、ユニオンカーバイド、ベクテル3社連合、拡散法、1982年に約9,000トン)

CENGE X計画(ジェネラルエレクトリック、エクソンの連合、遠心法、1983年に約9,000トン)

地域連合計画(アメリカの電力とメーカーが組んで3,000トン程度の地域別濃縮工場を作る計画)。このほかアメリカには政府公社により1982年を目標に9,000トンの拡散工場を増設する案もある。

EURODIF計画(フランスを中心にイタリアとスペインが加わって1982年に9,000トンの拡散工場をフランスに建てる。)

URENCO計画(英、西独、オランダが技術を持ち寄って遠心法で1980年2,000トン、1985年10,000トンをイギリスとオランダに建設)

このほかBRINCO計画(カナダ、アメリカから拡散技術を導入)、オーストラリア(URENCOの遠心技術を導入)、南阿(独自の秘密技術による)もあり、天然ウランの大産出国は夫々濃縮によって付加価値を高めて輸出する政策をとっている。

わが国はアメリカに次いで濃縮ウラン需要の多い国であり、米国原子力委員会の供給に依存すると共に、米国の民間工場への出資を計画し、併せて遠心法の自力開発による工場建設を考えている。しかしアメリカの濃縮計画は国内の政治的見解の対立などから仲々成立せずわが国としては投資のタイミングが掴めずにおり、いっぽう自主技術の開発ではか

なり欧米に遅れをとりながら機密保護法が無い為にお家芸の技術導入が出来ず目下の処困感した状態にある。

(付) 再処理とプルトニウム抽出の技術的困難

6.6 再処理とプルトニウム抽出

原子炉から取出された燃料は核分裂の連鎖反応が続けられなくなった丈であるから使用済とは言え、有用なウランと副産物プルトニウムを多量に含んでいる。これらを遠隔操作によって化学的に分離するのが再処理工場であるが、高放射性物質を取扱う為にいろいろな意味でその建設と運転の技術は非常に難しい。また放射性廃棄物を出し、高放射性の使用済燃料の搬入が屢々行なわれるなど周辺住民の反対も少なくない。これらの理由が重なって、1974年には運転に入る可きアメリカの2つの工場(NFS工場、年間500トン以上、GE工場、年間300トン処理)は当分使えないことが明らかとなり、いっぽう日本の動燃事業団東海工場(年間200トン処理)は1976年までフル稼動に入れないことが明らかにされた。

この為、世界中で軽水炉燃料の再処理が出来るのはイギリスのウインズケール工場(年間400トン)だけになってしまい、動力炉が作り出すプルトニウムの殆んどは抽出されないまま冷却地で時を待つばかりの状態である。プルトニウムは軽水炉燃料としても利用されることが期待されているので、これが抽出されないことはそれだけ濃縮ウランの需要を増やすことになって、原子力発電の増大にはマイナス要因になると考えられている。

再処理とプルトニウム抽出の技術的困難

6.7 結 び

世界的なエネルギー危機の影響を受けて、原子力発電計画は各国で大巾に増強されようとし、工業先進国ばかりでなく開発途上国へも次第に拡がろうとしている。四半世紀前に平和利用という形で初めて登場した頃に比べると、エネルギー産業の一環として石油に準ずる重要さと巨大さを持つことが予想される。この為に発生する問題を改めて列記すると以下のようになる。

(1) 核技術の世界的拡散はいわゆるN番目国問題をより複雑にし、いっぽうではマフィアやゲリラによる悪用の危険を生む。これは第2章で指摘したように核防条約成立の当時予見され、条約そのものはこの事態の悪化を防ぐ目的で作られたにもかかわらず、この条

約をめぐる現状は必ずしも満足すべきもので無い。

(2) 人工の放射性物質の急増が予想され、特にそれが起こす恐れのある放射線事故に関する社会不安に対処する方策と機構がまだ不十分である。この為、原子力発電への反対の気運も高まっている。

(3) ウラン資源、ウラン濃縮、再処理などのいわゆる核燃料サイクルの産業が大規模な原子力発電を支えられるようになるまでにはまだ多くの問題を乗り越えねばならない。わが国の原子力発電計画が通産省総合エネルギー調査会の手で1985年6000万キロワットから7000万に改訂される一方、6000万キロワットでさえその実現を危ぶむ声が強いのには上記(2)の理由に加えて産業上のこのような問題の難しさに対する認識が強まったからである。

(4) エネルギー産業であると同時に核兵器の技術につながる為、これらは容易に国際間の政治接衝のテーマになる。アメリカ、フランスがイランに原子炉を売却した例に見るように貿易収支の改善も一つの狙いとして含まれる。また巨額の投資を必要とするので巨大石油資本が原子力分野に進出する姿も目立ってきた。

(5) 石油価格が高騰した為、原子力は石油発電に比べて一時的な経済上の優位性は得たが、ウラン価格、濃縮価格、廃棄物処理費用の上昇などを考えると発電コストに関する優位がいつまで続くかは必ずしもはっきりしていない。むしろ、太陽熱、地熱などを含めた長期エネルギー計画全体が再検討される気運の中では、原子力という技術の社会的寿命をどのくらいと見るかは、今後この産業を大規模に進めて行くに際しての重大な関心事である。

原子力発電は、現在、世界のエネルギー供給に重要な役割を果たしている。特に、石油、天然ガス、石炭などの化石燃料に比べて、CO₂の排出量が非常に少ないという長所がある。また、原子力発電は、一度建設された後、長年にわたって安定した電力を供給できるという点でも、他のエネルギー源と比べて優れている。しかし、原子力発電には、放射性廃棄物の処理や、原子炉の安全性などの課題が残っている。特に、福島第一原子力発電所事故の後、原子力発電に対する世間の関心はますます高まっている。政府は、原子力発電の安全性を確保し、放射性廃棄物の処理方法を開発することによって、原子力発電の持続可能な利用を目指すとしている。

第7章 核に関する雑誌記事の内容分析

7.1 核に関する内容分析の概要

核に関連するわが国の関心、論調を明らかにするため、週刊および月刊の総合雑誌、3誌(第7.1表)をとりあげ、1973年8月より1974年7月までの一ケ年間の核に関する記事を対象としてとりあげた。見出された記事は、総合的な分析以外にも関連する投書あるいは、ニュース記事、座談会記事などまで含めると、134件のほり、予想していたよりも多数の核に関連する記事のあることが分かった。ただし記事の多くは単なる報道、解説、コメントが主で、問題を総合的立場から掘り下げた論文の数は全体の約4分の1程を占めるに過ぎない。これら記事は雑誌名毎に数の多い順から示すと第7.2表のようになる。

各記事は、その内容に応じて、以下の大項目に分類した：

1. 安全保障と軍縮・軍備規制

1.1 安全保障と核

1.2 軍縮・軍備規制

2. 核戦略・核兵器開発

3. 核実験

3.1 ニュース解説

3.2 原水爆禁止運動

4. 核の平和利用

それぞれの分類毎の記事数は、各月毎に第7.3表に示されている。これらは、各大分類毎の月別変化の形で、第7.1図から第7.5図に図示されている。8～10月は、とくに原水爆禁止運動に関連するものが多く、中東紛争以来は、米ソの核競争のエスカレーション、米核戦略の変化など多くの要因とともに、核の平和利用がクローズアップされ、それに伴う安全性論議とともに記事の数が漸次増大している。

大分類毎にどのような記事があるかは、以下に述べられるが、諸国間の軍事と経済のリンク、中東紛争に端を発するエネルギー危機、諸国間の緊張の高まり、そしてインドの核実験による核拡散など、数々の問題は、わが国の軍事、経済面での安全保障とその中にお

ける核問題を単なる表面的コメントに終らせず、さらに市広く国民的な論議としてゆくことの必要が痛感される。

第47表 どりあげられた雑誌名

総合月刊誌	世界 中央公論 文芸春秋 展望 自由 諸君 現代 潮
政党月刊誌	前衛 公明 月刊社会党
週刊経済誌	エコノミスト 週刊ダイヤモンド 週刊東洋経済
一般週刊誌	朝日ジャーナル サンデー毎日 週刊朝日 週刊現代 週刊サンケイ 週刊新潮 週刊文春 週刊ポスト 週刊読売

第 7.2 表 核に関連する記事数 (1973.8 ~ 1974.7)

順位	雑 誌 名	総 記 事 数	内 訳	
			核戦略・核爆発関係	平和利用関係
1	朝日ジャーナル	23	16	7
2	エコノミスト	22	12	10
3	世 界	16	16	0
4	前 衛	15	12	3
5	自 由	13	11	2
6	週刊東洋経済	8	4	4
7	公 明	6	5	1
7	週刊ダイヤモンド	6	3	3
9	週刊ポスト	5	4	1
10	中央公論	4	3	1
11	文芸春秋	3	3	0
11	潮	3	3	0
11	週刊サンケイ	3	3	0
14	月刊社会党	2	2	0
14	サンデー毎日	2	1	1
16	展 望	1	1	0
16	諸 君	1	1	0
16	週刊新潮	1	1	0
		34	101	33

第7.3表 核に関連する記事の分類

	7.3 8	9	10	11	12	7.4 1	2	3	4	5	6	7	計
1 安全保障と軍備規制													
1.1 安全保障と核	1	3	5	6	2	4	1	0	2	3	0	1	28
1.2 軍縮軍備規制	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	1	5	9
2 核戦略・核兵器開発	5	5	3	1	0	0	5	3	3	1	2	4	32
3 核実験													
3.1 ニュース解説	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	3	9
3.2 原水爆禁止運動	8	6	6	1	0	0	0	0	1	0	0	1	23
4 核の平和利用	3	0	0	0	0	3	3	2	7	4	6	5	33
計	19	14	14	8	2	7	9	6	13	12	11	19	134

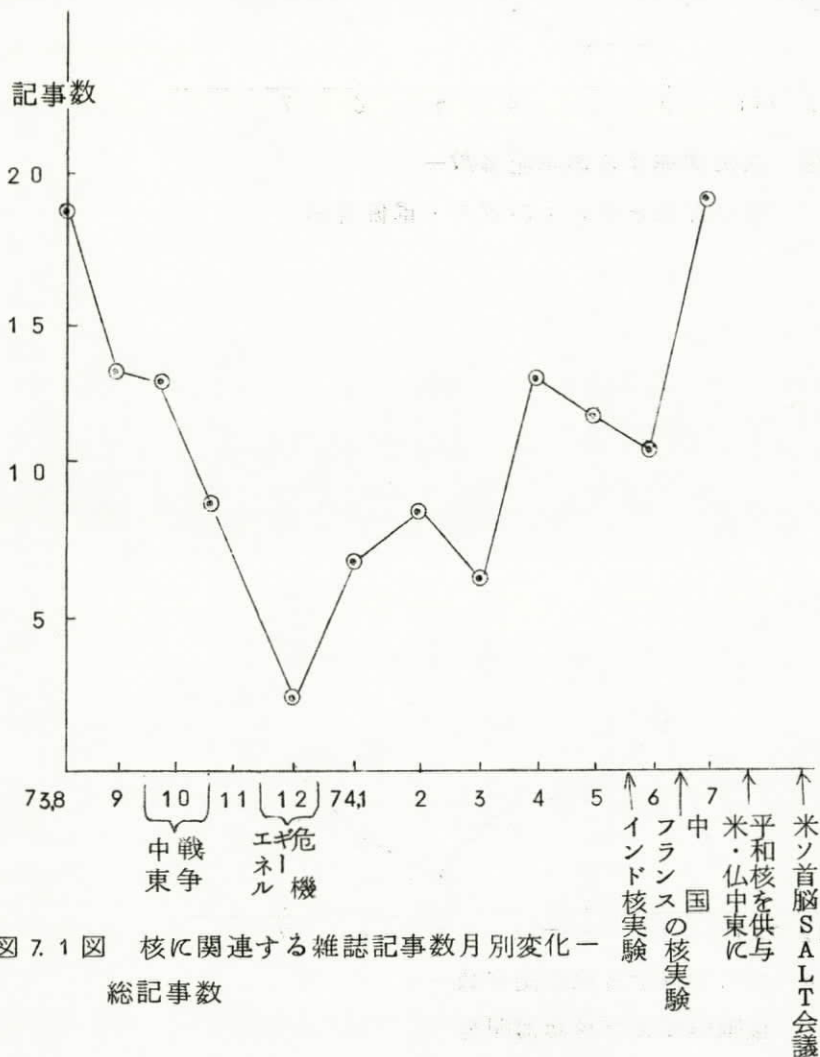
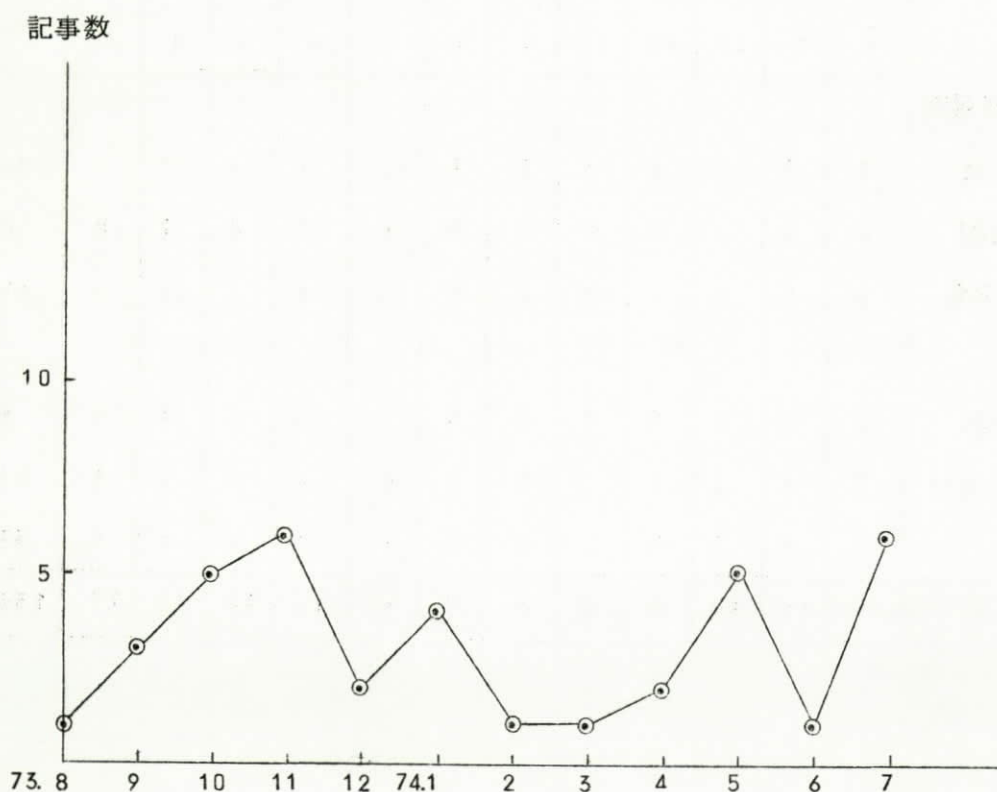
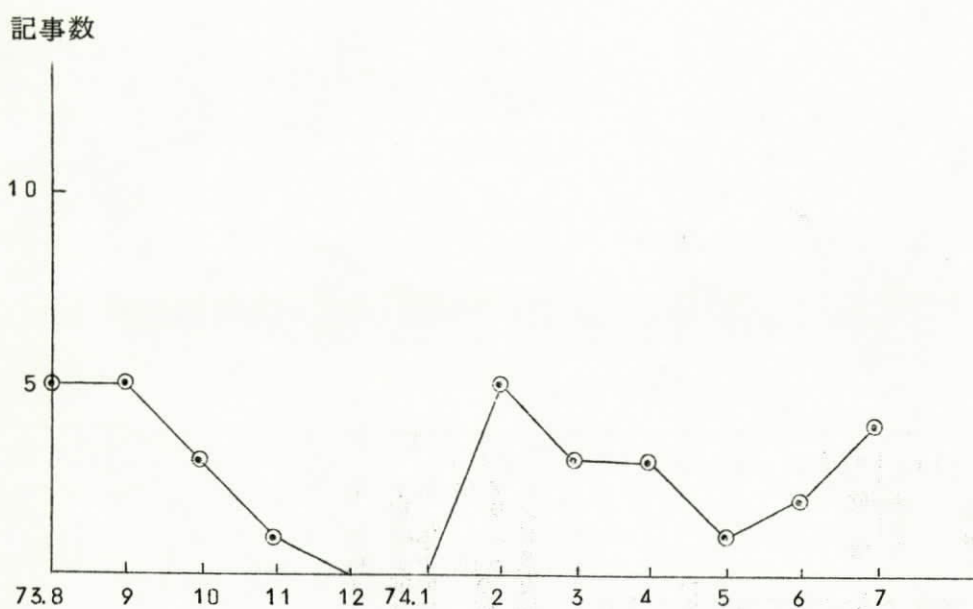


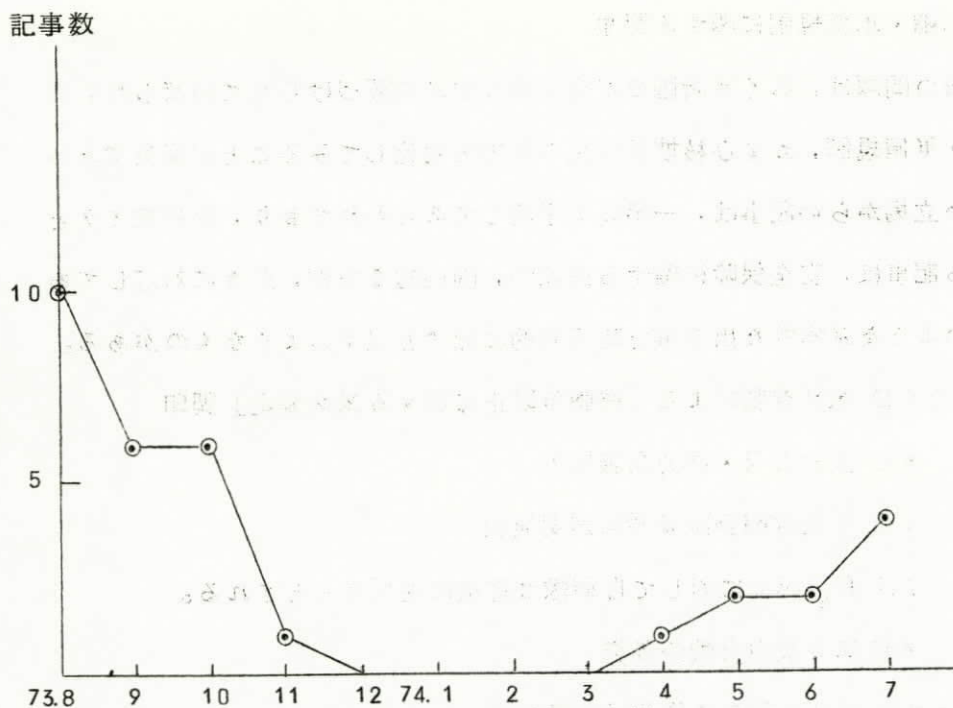
図 7.1 核に関連する雑誌記事数月別変化—
総記事数



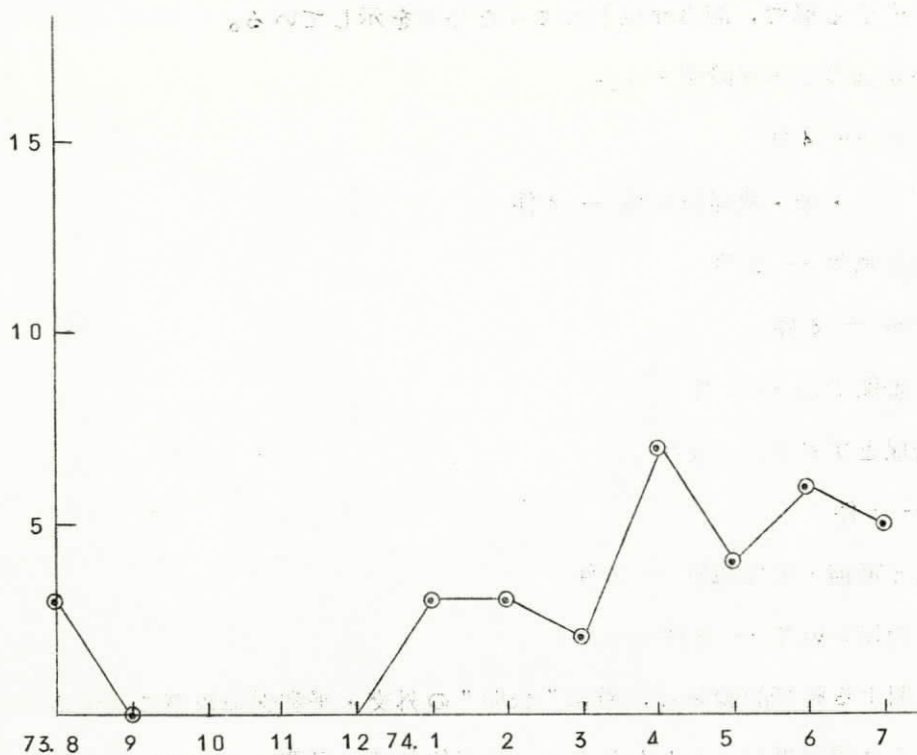
第 7.2 図 核に関連する雑誌記事数－
安全保障と核および軍縮・軍備規制



第 7.3 図 核に関連する雑誌記事数－
核戦略および核兵器開発



第 7.4 図 核に関連する雑誌記事数—
核実験に関する記事



第 7.5 図 核に関連する雑誌記事数—
核の平和利用

7.2 安全保障と軍縮・軍備規制に関する記事

わが国をめぐる核の問題は、広くは諸国の安全保障の中に位置づけられて論ぜられ、同時に大国間の軍縮・軍備規制、および核拡散防止の努力と対比してみる必要がある。このような広い立場からの記事は、一年間約平均してあらわれており、総件数37となっている。これら記事は、安全保障に関する国際的、国内的な事件、動きに対応してあらわれている。そのような基本的な出来事を時系列的に記すと以下のようなものがある。

1973年6月22日 米ソ首脳による「核戦争防止に関する米ソ協定」調印

7月 3日 全欧安保・協力会議開催

8月 1日 日米首脳会談後共同声明発表

9月 7日 長沼訴訟に対して自衛隊は憲法に違反するとされる。

10月 6日 第4次中東戦争勃発

10月10日 日ソ首脳会談後共同声明発表

10月30日 中部欧州相互兵力軍備削減交渉(MRFA)の開幕

1974年5月31日 シリア・イスラエル間でゴラン高原兵力引離し協定に調印

7月 3日 米ソ首脳会談後共同声明発表

これらの出来事に対応する形で、記事は以下のような分布を示している。

1. 日米安保とわが国の安全保障策 — 4件
2. 自衛隊と憲法論 — 4件
3. 核のカサの下の日・米・欧経済関係 — 4件
4. デタントと局地戦争 — 2件
5. アメリカの戦略 — 6件
6. ソ連のアジア安保構想 — 2件
7. ヨーロッパ安保とアジア — 3件
8. 中ソの緊迫 — 3件
9. 米ソ首脳会談と軍縮・軍備規制 — 6件
10. 核拡散防止条約について — 3件

わが国の安全保障に関する総括的論議は、雑誌「公明」の外交・平和保障政策に関するもののみであり、数多くの問題提起にもかかわらず、国民的論議が展開される基盤は全然

出来ていないように考えられる。日米安保においては、とくにその核のカサと、日米経済関係という、アメリカのリンケージポリティックスの展開の方向が注目されている。アメリカの軍事、エネルギー、国際協力におけるグローバル・ストラテジーの中で経済関係が把えられようとしており、そのキッカケのひとつとなったのが、中東紛争であるとの見方が強いようだ。

日ソ首脳会談では、結局論文としてのテーマにとりあげられなかったが、会談に先だって、ソ連がアジア集団安全保障条約のキャンペーンを行ない、それに関連していくつかの記事が出た。一方ヨーロッパでは、全欧安保協力会議および相互兵力削減交渉(MBFR)が行われており、これらの動きは、中ソの関係、アメリカのコミットメントという形で、わが国が十分その状況変化を把握しておかねばならぬと主張されている。

中ソの緊迫については、ソ連からひそかに持ちだされたという、サモーン文書を中心として、両国国境への軍備増強がいくつかの記事に出されている。このような緊迫のレベルは、当然、わが国の対中、対ソ関係への基本的な考慮要因として、重要な課題となろう。

1974年6月27日から7月3日までの米ソ首脳会談については、地下核実験やミサイル防衛網の一部制限に合意したものの、最大の焦点とされた攻撃用核兵器の制限協定をまとめることが出来なかった。この動きに関する分析は前章までに詳述されているが、このようなデタントの変化が多くニュースのもととなっている。

インドの核実験は、改めてわが国の「核兵器不拡散条約」に対する立場の論議を呼びおこしており、その早期批准に関するメリット、あるいはデメリットの論議がなされるようになった。ここでは、日本にとってのNPTの意義を国民に明らかにし、コンセンサスを得ることが要請されている。

7.3. 核戦略・核兵器開発に関する記事

1973年8月、シュレジンジャー米国防長官がソ連のMIRV開発の成功を発表し、また1974年1月9日の記者会見で、核ミサイルの目標をソ連の都市から軍事施設に一部変更し、選択性と柔軟性をもった新しい核戦略をとることを明らかにしたことをきっかけに、米ソ間の核軍備競争のエスカレーションが問題とされるようになった。アメリカの1975年度国防支出は877億ドルと史上最大になり、4月には、シュレジンジャー國務

長官は、ソ連との第2次SALT協定は、年内にまとまる見込みがないことを明らかにした。さらに、5月のインドの核実験は、第3世界への急速な核拡散の可能性を示し、それに対する米国、ソ連、中国等が、どのような戦略をとることとなるのか、あるいは、わが国の核戦略での位置づけがどうなるのか、など、数々の問題が提起されている。

このような中で、核戦略、核兵器に関する総合雑誌記事は、32件あり、その大略の分類は以下の如くなる。

1. 米国・ソ連を中心とする核戦略 — 12件
2. ソ連のMIRV実験 — 3件
3. フランスの核政策 — 2件
4. インドの核実験と核拡散 — 4件
5. わが国の核兵器・核武装問題 — 4件
6. わが国における米軍基地 — 2件
7. 核開発への批判 — 5件

米ソの核戦略に関する記事は、上述したような核戦略の変更と核軍備競争を中心としたもので、それに、1973年10月、全世界のアメリカ陸海空軍に対して第3種警戒体制を発令（核アラート）した事件の解説がある。

インドの核実験と核拡散の関係については、今後の拡散の恐れ、また、日本の核保有の可能性、中東諸国の反応などの問題から、核拡散防止条約に対する論議がなされている。このような状況の中での米国による、イスラエル、エジプトへの原子炉供与、フランスとイラン間の核プラント協定など、大国間の核のコントロールに対する考え方、核を利用した支配体制の変革、そして新たな管理・規制の問題など、大きな変化があらわれようとしていることが明らかにされている。

わが国の核武装については、昨年8月にいくつかの論議がなされており、技術的には可能であっても、国民感情、と現実的なわが国の安全保障上の考慮からも実現性は乏しいとされている。むしろ、1974年7月にも明らかにされているような、本土—沖縄を結ぶ米国のミサイル探知電子警戒網（OTH）に明確に示される如く、米国の核戦略の中に、わが国の安全保障が密接に組みこまれているという点が、わが国の核問題を考えるスタートであり、且つ米ソ核戦略にわれわれが注目しなければならない理由でもあることが、批

判の度合いは別として、中心的思考であるように思われる。

7.4 核実験に関する記事

核実験に関連する記事、31件のうち、9件は、諸国の核実験をニュース解説として報道したものである。すなわち、

1973年6月27日 中国核実験(第15回)

7月22日 フランスのムルロア環礁での実験(第47回)

1974年5月18日 インドの第1回核実験

6月17日 フランス核実験(第52回)

中国核実験(第16回)

に対するものが中心で、1973年7月のフランスの核実験では、大平洋岸諸国の多くの反対や、ハーグの国際司法裁判所から実験一時停止の要請にもかかわらず行われたことがニュースを大きくしている(2件の記事)。インドが行った初の核実験は、開発途上国の核保有として核問題に新しいディメンションを加えたことに最大の関心があつまっている(5件の記事)。インド実験は平和的核実験と称するものの中国、パキスタンに対する影響、および、その連鎖反応としての他の諸国への核拡散が懸念されている。

米国およびソ連は、1973年1月から11月末迄に各7回、および14回核実験を行っているが、これらについては、ニュース記事として特に報道はされなくなっている。

原水爆禁止運動は、毎年8月6日の原爆記念日前後に多くの記事を残すことになる。とりあげられた23件の記事は、大略次のような対象からなっている。

1. 原爆による被害に関するもの

・ ミクロネシアの被害 — 2件

・ 韓国の被爆者 — 1件

・ 被爆者の生活体験記録 — 2件

・ 広島・長崎の記録・資料について — 2件

・ 座談会 — 1件

・ 気象へのインパクト — 1件

2. 被爆者援護法について — 1件

3. 原水爆禁止運動とその統一について

- 解説 — 3 件
- 分析と方向の提示 — 3 件

4. 日本共産党と核決議案問題 — 4 件

5. 核実験反対のアピール — 2 件

6. 仏核実験支持 — 1 件

とくにこの時期、原水爆禁止をめぐる問題の、ひとつは、現在分裂したままである原水禁運動を再統一しようという動きがありながら、その統一の方向は今後にもちこされていることである。もうひとつは、1973年7月3日の衆院本会議で「中国の核実験に抗議し、フランスの核実験に反対する決議案」をめぐって、自民、社会、民社、公明が賛成し、共産党が反対したことに対する共産党側発表およびその他のひとによる批判の記事が出ていることである。

いずれのテーマについても、記事内容は比較的表面的でわが国の安全保障と核の位置づけ、アメリカの核のカサに対する考え方、などについての多面的討議の上に立っての核実験の論議とは成っていない。

7.5 核の平和利用に関する記事

原子力の平和利用については、従来時折総会雑誌に記事が出る程度であったが、第4次中東戦争後の石油の供給制約に伴う原子力エネルギーへの期待、原子力開発に伴う安全性への懸念、そして、原子力開発をめぐる行政上のいくつかの問題発生が1974年に入って核の平和利用に関する記事の多くなった背景となっている。核の平和利用において、その批判ともみられる記事が10件程あるが、いずれも原子力開発を中止せよという形ではなく、安全性の確保を要求している。

これら記事を大わくとして分類すると、以下のようになる。

1. 原子力開発の推進 — 10 件
2. 原子力発電の安全性論議 — 6 件
3. ウラン濃縮について — 2 件
4. 核燃料再処理について — 2 件

5. 核融合 — 1 件

本年の主要記事は、

6. 原子力行政 — 6 件

おもに、

7. クラ運河計画 — 3 件

8. その他

第 3 世界への原子の火 — 1 件

島根 2 号炉立地 — 1 件

GE-WH の対決 — 1 件

このように原子力発電の推進をめぐる諸計画、その可能性、および安全性をめぐる問題の記事は 1974 年 1 月以降急増したが、その中で、トピックスともいえる形で登場したのは、クラ運河計画と原子力行政に関するものであろう。クラ運河計画は、その建設に 46 個の水爆爆発を利用しようというもので、既に 1972 年から調査がはじめられているが、1974 年 2 月に国会でとりあげられてから、わが国の計画への参加が問題とされている。また、原子力行政をめぐるのは、日本分析化学研究所が、米原子力軍艦の寄港に伴う放射能汚染調査の測定データをねつ造していたこと、放射性同位元素利用上の安全管理の不行届き、および、田島英三原子力委員の辞任問題などが続けて起こり、今後の原子力開発をすすめる上で、国民の信頼を得る可きなる行政のあり方が全般的に問われる形となった。

本記事は、原子力行政の現状を、島根 2 号炉立地、GE-WH の対決、第 3 世界への原子の火、クラ運河計画、田島英三原子力委員の辞任問題など、5 項目に分けて、それぞれについて、その経緯、現状、今後の展望などを、できるだけ詳しく、かつ、わかりやすく、紹介しようとする。

また、原子力行政の現状を、島根 2 号炉立地、GE-WH の対決、第 3 世界への原子の火、クラ運河計画、田島英三原子力委員の辞任問題など、5 項目に分けて、それぞれについて、その経緯、現状、今後の展望などを、できるだけ詳しく、かつ、わかりやすく、紹介しようとする。

また、原子力行政の現状を、島根 2 号炉立地、GE-WH の対決、第 3 世界への原子の火、クラ運河計画、田島英三原子力委員の辞任問題など、5 項目に分けて、それぞれについて、その経緯、現状、今後の展望などを、できるだけ詳しく、かつ、わかりやすく、紹介しようとする。

付：核に関する年表

1973年

- 6月21日： 米ソ首脳会談，第二次SALT推進の七原則宣言と原子力平和利用協定に調印
- 6月22日： 米ソ，核戦争防止協定に調印。第三国との危機にも緊急協議
- 6月27日： 中国がロブノールの大気圏で核実験
- 6月28日： 米米，ことし七回目の地下核実験
- 7月3日： ヘルシンキで全欧安保会議開く。
- 7月4日： 中仏核実験に衆院本会議が抗議決議。共産だけ反対。
- 7月5日： 共産党，中ソの実験にも反対と核政策を転換
- 7月18日： 原発汚染に茨城県が自衛策に乗り出す。放射能，排水を直接観測
- 7月22日： 仏，ムルロア環礁で核実験強行（日本時間）
- 7月23日： ソ連が最大規模の地下核爆発とスウェーデンの地震研究所発表
- 7月29日： 仏，ムルロア環礁で今年二回目の核実験強行。前回より小型とニュージーランド艦報告（30日，仏紙は失敗の模様と報道）
- 8月7日： 日米首脳会談終え共同声明発表。世界の課題へ協調拡大，朝鮮安定へ貢献など。
- 8月6日： イラン首相歓迎会でソ連首相演説，アジア安保に五原則を新たに加える
- 8月9日： ソ連は中国に予防戦争準備中と英紙報道
- 8月17日： ソ連が多弾頭各個誘導核ミサイル（MIRV）実験に成功，二年内に実戦配備と米国防長官発表
- 8月19日： 19年前のビキニ水爆実験で，ミクロネシア人からことしも6人の重症患者みつかる。
- 8月26日： 極東米軍の撤兵計画を米国防長官が言明。韓国から一年半以内，駐台軍縮小は今秋
- 8月28日： 住民反対あっても原発建設促進せよと首相指示
- 9月7日： 自衛隊は違憲，陸海空軍に該当，自衛のためでは通らぬと長沼訴訟で札幌地裁が判決，住民側が全面勝訴。政府は控訴方針決める。

- 9月12日： ソ連の最大規模地下核実験をスウェーデン研究所が探知
- 9月18日： 東電福島第二原発建設で初の公聴会。機動隊に守られて意見陳述
- 9月25日： ジュネーブでSALT 2（第二次米ソ戦略兵器制限交渉）再開
- 10月5日： 米空母ミッドウェー、横須賀入港。海と陸で抗議デモ
- 10月7日： 中東、第四次戦争に拡大
- 10月10日： 日ソ首脳会談終え共同声明発表。北方領土は継続交渉、来年の適当な時期に開始。シベリア開発推進は合意。渡り鳥条約など調印。
- 10月17日： 中東戦争に石油の圧力。OPEC加盟のペルシャ湾岸六カ国、原油21%値上げを一方向的に発表
- 10月30日： 中部欧州相互兵力軍備削減交渉（MRFA）の本交渉、ウィーンで開く。
- 11月5日： エジプトにソ連製核ミサイル配置と米誌報道
- 11月14日： 米中共同声明発表。連絡事務所を拡大
- 12月12日： エネルギー危機打開に日米欧協力組織創設をギッシンジャー長官がロンドンで提唱
- 1974年
- 1月7日： 核燃料で全面協力と来日のソ連原子力視察団長語る。
- 1月18日： イスラエル・エジプト間のスエズ兵力引き離し調印、中東收拾へ前進
- 1月28日： ソ連、新型MIRVの発射実験行つたと米国防総省発表
- 2月6日： 衆院予算案、タイのクラ運河建設に水爆使用を追及。政府側、傍聴の事実認める。
- 2月10日： 佐世保港の原子力潜水艦放射能監視体制は不十分と不破氏、現地調査後に語る。
- 2月19日： ジュネーブで第二次SALT（米ソ戦略兵器制限交渉）再開
- 2月20日： 西独下院、核拡散防止条約批准案を承認
- ソ連また太平洋に着弾のMIRV発射実験（19日）と米国防総省発表
- 2月21日： 米、原潜の日本寄港今月中止を発表
- 2月27日： ソ連が第三の新型ICBMを発射実験（26日）と米発表。米は熱核兵器の地下実験

3月 1日： ソ連、高速増殖炉事故説を公式に否定。MIRV実験終了を発表
3月 24日： ソ連の対中国予防戦争準備進むと東欧筋情報を伊紙が紹介
3月 28日： キッシンジャー長官訪ソの共同声明発表。第二次戦略兵器制限交渉

(SALTII)は解決可能と述べ、問題の複雑さを示唆

4月 1日： 原子力発電コスト、初めて火力を下回る。

4月 3日： 日本軍国主義復活すればアジアに緊張生み、日本核武装につながるとインガソル次官補が米下院小委公聴会で証言

4月 16日： ジュネーブ軍縮委の74年春会議始まる。軍備競争での資源浪費に重大関心と国連議長がメッセージ

4月 17日： ワルシャワ条約国首脳会議始まる(18日、欧州安保の常設提唱して閉幕)

4月 23日： 全欧安保会議第二段階再開

4月 30日： 化学兵器禁止条約日本案をジュネーブ軍縮委に提出

5月 6日： 高速増殖炉の安全性を米環境保護局が批判

5月 7日： 新型MIRV開発計画を米上院小委が否決

5月 18日： インドが地下核実験。6番目の保有国に。平和利用のみで兵器化せずと声明

5月 19日： ソ連が16日に地下核実験と新華社報道

5月 31日： ジュネーブでイスラエル・シリアがゴラン兵力分離協定に調印

ゴラン監視軍創設と国連安保理採択

ソ連が地下核実験とノルウェー地震研発表

6月 11日： オスロでNATO核計画グループ会議

6月 13日： 田島原子力委員の辞表受理

6月 14日： 米、エジプト首脳会談の共同声明発表。米が原子炉と核燃料売る用意を明記

6月 17日： 仏がムルロア環礁上空で核実験と豪政府発表

中国も16回目の核実験。ロブノールの大気圏で1メガトン級とインド原子力省が発表。米も実験を確認。中国は沈黙(19日に実験を発表)。

6月23日： インド，水爆も開発中とU N I通信社が報道

6月27日： 原子力センター建設などの仏・イラン経済技術協力協定に調印

6月28日： 米もイランへ核燃料と原子炉供与を発表

7月 2日： 米，ユーゴへ核開発融資を供与

7月 3日： 米ソ首脳会談終え共同声明発表。地下核実験制限条約などに調印，

S A L Tは打開できず。

7月 8日： 米，濃縮ウラン燃料の新規売りを制限

7月10日： ソ連の地下核実験をノルウェーの地震観測所が探知。米は地下核実験実施を自ら発表

米上院，外国への核技術供与に議会の拒否権を可決

イスラエルは原爆4～5個保有とP L O議長が発言

7月13日： 石油資金でアラブも核保有をとシリア政府紙主張

7月18日： ムルロア環礁で仏がまた核実験。米軍所沢基地にソ連I C B M探知施設がある疑い強まる。

(読売新聞，重要日誌を参照)